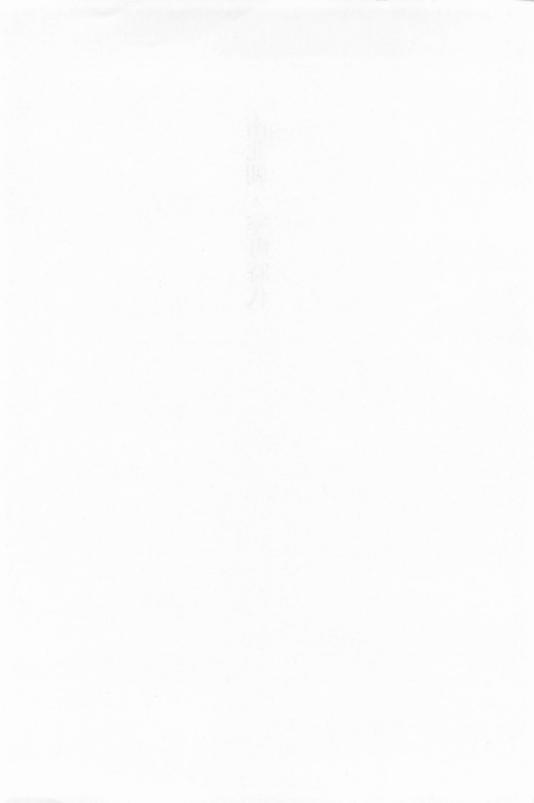
南北朝・室町時代



## 元正 弘慶 三年 癸酉(一三三三

七月十九日、 後醍醐天皇、大岡荘等の地頭職を岩松経家

||0|| 後醍醐天皇綸旨 由良文書

伊勢国笠間庄(3)

維貞跡(4)(5)

に給与する。

遠江国渋俣郷(6) 浦 御(8) 跡泰家法師 跡泰 家 法 所

同玉

同国大池庄(9) 高(10) 跡

駿河国大岡庄(11) 跡泰家法師 同跡

陸奥国泉荒田(13) 同跡

出羽国会津 (14) 顕(15 業跡

土左 播磨 所々地頭 国下中津山(17) 玉 福居(16) 職18 可令管領: 維貞跡

天(20) 気如此、

仍執達如件、

-斐国安村別苻(12)

が天皇の意思を奉じて発給する奉書形式の文書。(3)三重県 大安町。(4)大仏維貞。鎌倉幕府連署。嘉曆二年病死。大仏 追討の宣旨を発す。同年五月の幕府滅亡後、建武新政を行う。 失敗し、隠岐へ流罪。元弘三年閏二月、隠岐を脱出し、 (2)本来は、蔵人(機密文書の保管・詔勅の伝宣等を行う官) (1)文保二年即位。正中元年・元弘元年の二度の倒幕計画

朝敵

苗字とした。(5)過去の人物の屋敷や財産、地位・業績。こ 氏は北条氏の一族で、鎌倉市深沢に住し、近くの大仏の字を こでは没収された過去の知行者の所職・所領を意味する。

国立市・府中市)合戦で新田義貞軍を破る。 ·四代執権高時弟。元弘三年五月、武蔵国分倍河原(東京都 その後、三浦

6)比定地不詳。(7)北条泰家。鎌倉幕府九代執権貞時子、

新田軍に敗れ、鎌倉に退くが最期は不詳。 三年四月、 市。 (10)名越高家。北条氏一族。鎌倉幕府評定衆。元弘 山城国久我畷(京都市南部から大山崎町)合戦で戦 (8)浜松市。 9

掛川

元弘三年七月十九 兵部大輔殿 Н

> 式部少輔(22) (花押)

死。 族か 瀬川 一西岸 (14)比定地不詳。 11) 沼津市 (16) 兵庫県姫路市。 0 地域。 から裾野市にかけて、 (12)安村別符。 (15)姓不詳。 (17)比定地不詳。 比定地 北条氏支流の金沢氏の 愛鷹山 不詳。 南 (18) 荘や郷を警 E西麓 13 比定地 帯 0 黄

気 衛する地頭という職務、 19)土地 の前で改行しているのは、 ・人間などを支配すること。 およびそれに付随する経済的権利。 公式令における平出(へ (20)天皇 の意思。「天 1

達すること。 四条大約 つ)と呼ばれる敬意表現。 言 隆俊 (22)岡崎(藤原)範国。 ノ判形也」 (21)上位の意向を下位 とい う押紙 なお本文書の端裏 があるが、 0) 省略し 者 に に た 伝 は

命を受け参陣。 岩松経家。 新田 以後、 氏 族。 尊氏方に属す。 新 田 義貞の鎌倉攻めに足利尊氏

江

玉

田

同

国岸下

御

厨28

泰家

庄27

同 同

Τ.

北

郡25

大方禅尼(26)

玉29

小泉(30) 池

この

足利尊氏

同直

義

の

所

領

目

録

の な

か

に

佐

野

佐 可 信 近

渡国

玉. 乃

糠

荘・泉荘がみえる

足利尊氏。

同

直

義所

領

目

○東京大学史料編纂所所蔵 比志島文書 (2)

頭39

録1

足利(3)

遠 伊 江 勢 玉. 佐 玉 玉. 野 池 柳 庄10 御 田 貞直 庄.8 厨4 泰家

駿

口 伊 ₹. 豆 田 玉 宇久 村 郷14 須 同 郷12

百 武 蔵 玉. 久良(16) 麻 生 郷18 時頭(19)

常 小 Ш 陸 辺 庄21 田 中 庄<sup>24</sup> 守(22) 泰家

同

同 相 伊

治

須

郡17 郷15

模国

|糟屋

庄13

豆 河 張

玉. 玉. 玉

仁

同

百

玉 玉.

立

河

重

原

貞直

庄20 泰家 同

宮 庄<sup>23</sup> 玉 足

|泰家跡|

司 関35 斗 庄37 郡32 郷34 同 ī 同 同

豊前

門 六 部

H

玉

可

嶋

津

守時

市 玉 [懐(41) 同

相 左.

模 馬 向

国

絃 殿 富

間

郷40

貞直

肥 筑 J. 奥 州外 前 後 田 玉 玉 庄<sup>33</sup>同 健 庄38 浜31 同 軍(社36

泉(9) 玉江 科!! 同 庄6 直(7)

尾

日日佐路日 10二宮元 聖國安北日 後國健軍部 西國比因是 到 外波口 因國字行犯內 たる以及 を信献意味を 新国 本福 我国任同公皇 四麻生乳 好 柳門原 李亮 能是四 大云 管建国里老家 相模固糖是 四周仮路老皇 三の園で名を 尾機園 王以名 日國海下的村家 東野人食料 四國報為為 四 孝茂國 那后歌 四國候場日 見四國富和 動が倒し 日國下京北 衛後國高路 佐河南印传和10周季 白色艺社 その間には 回園田村門田 四国出 仔与國金 仔豐季百 小山地和京 等医衛行科的 楼上回本竹 上田九日 代乃国小家之 日國日三十 り海はそう そが園川田田

鹿市。(5)北条泰家。(6)愛知県。比定地不詳。(7)大仏貞 と対立し、 武新政では、鎮守府将軍に任ぜられる。その後、 には、後醍醐天皇に味方し、六波羅探題を攻め滅ぼした。 荘(栃木県足利市)を本拠とする。尊氏は、 足利高氏(尊氏)。足利氏は鎌倉幕府有力御家人。下野国足利 れら荘郷の地頭職は、後醍醐天皇より給与されたものである。 くつかみられることにより、この年のものと比定される。 (2)現在は「島津家文書」と一括して所蔵されている。 (1)前号の他、 暦応元年室町幕府初代将軍となる。(4)三重県鈴 同様の没官領成敗を記す綸旨が元弘三年に 鎌倉幕府滅亡の際 後醍醐天皇 3 建

備後国城山 (53) 備後国高野(51)

同

E国吉岡同跡 (55)

伊豆奈古谷[42]

常陸国

同

国宇狩郷(47)

可

佐渡 播磨国垂水郷(52) 近江国広瀬庄貞直(50) 同国下 区国羽持郡<sup>(54)</sup> 国赤塚(43) 玉 |谷和 西 郷46 同 同

の鎌倉攻めの際、

戦死。(8)豊田町。

(9)清水町か。

(10)裾

(12)賀茂村。

(15)沼浜

郷

南西部。

相川町を中心とした地域。

(55)新潟県真野町。

野市佐野を中心とする地域。(11)西伊豆町。

(13)神奈川県伊勢原市。(14)神奈川県平塚市。

訴訟を審議する引付を主催する)。元弘三年五月、

直

維貞従兄弟。

鎌倉幕府引付頭人(評定衆を兼ね

る

方、

新田義貞

Fi 青森県東部(三戸郡 陸奥湾に面した地域を指す汎称。 ら東京都北東部にかけての地域。 鎌倉で自刃。(23)愛知県犬山市。 五月、鎌倉で自刃。 奈川県川崎市。 (安達泰宗娘)のことか。 (2)赤橋(北条)守時。鎌倉幕府最後の執権。元弘三年五月、 (17)埼玉県南東部から東京都北東部にかけての地域。 (神奈川県逗子市)か。 郡 (35)福岡県北九州市。 葛巻町)を含む地域。 大方とは一般に貴人の母の敬称。 (29)信濃国。 (19)安達時顕。 ·上北郡 (20)愛知県刈谷市。(21)比定地不詳。 (30)長野県上田市。 (16)久良岐郡とも。 (27)滋賀県甲南町か。 (36)健軍神社。 (33)比定地不詳。 ・下北郡)と岩手県(二戸 鎌倉幕府引付頭人。 青森県東津軽郡一 (25)比定地不詳。 (24)茨城県つくば市西部 (31)津軽半島のうち 北条貞時室大方殿 熊本市。(37)比定 神奈川県横浜市。 34 (28)滋賀県湖 帯。 (26) 実名 元弘三年 定 郡 (18)神 地 九 32 不 カン

> 野町 市。 東郡。茨城県北部。 奈川県茅ヶ崎市。 ぜられる。 県都城市。 地不詳。 (45)大仏維貞。 かっ (49)比定地不詳。 (38)日向・大隈・薩摩にまたがる荘園。 (52)神戸市。 (40)鶴間郷。神奈川県相模原市·大和市。 (39)足利直義、 (46)掛川市。 (42) 韮山町。 現在の那珂町など四町 (50)滋賀県安曇川町か。 (53) 比定地不詳。 尊氏弟。 (47) 宇刈郷。 (43)東京都板橋区。 建武政権より (54)羽茂郡。 袋井市。 三村からなる。 (51)広島県高 中心は宮崎 左馬頭に任 (44)那 48 佐渡島 (41)神 )掛川 珂

mj.

(4)足利尊氏。元弘三年左兵衛督となる。

社に打渡す。

# 建武元年 甲戌(一三三四) 元弘四年正月二十九日改元

# 二月九日、足利尊氏、 土狩郷内の田畠を伊豆国三嶋社に

足利尊氏寄進状(1) ○三島市

寄進する。

二嶋大明神(2)

奉寄

奉寄、 河 .国土加利郷内田参 如件 が町・畠壱町事

右、

建武元年二月九日

左兵衛督源朝臣(4) (花押)

をしるした文書。 (1)神仏に物品・金銭・土地などを奉納する際、 (2)三嶋大社。 三島市。 (3) 土狩郷。 品目や意趣

十月十七日、石塔義房、土狩郷内の田畠を、 伊豆国三嶋

> 石塔義房打渡状(1) ○三島市

「□□石堂□

三嶋社御寄進駿河国土狩郷内田参町(3) • 畠壱町事、 任被仰

下之旨所渡進之状如件、

建武元年十月十七 日

沙(5 弥(5 (花押)

かる。 ٤ 号により、 月には伊豆国守護代(または目代)としてみえるが、さらに本 三島市。 て打渡状が出される。 上位者の命に従って実行すること)が命じられることによっ 守護から守護代、守護代から守護使へと遵行(じゅんぎょう、 守護への施行(しぎょう、二二七・三二五号参照)をうけて、 事者に所領所職を引き渡す際に与える文書。 (1)所務相論や下地押領の排除等の裁許について、 石塔義房の法名は、義慶・秀慶 沙弥とは、 (4)長泉町。 この時期駿河国守護代(目代)でもあったことがわ 仏門に入り剃髪して十戒をうけた男子のこ (5)石塔義房。足利氏一族。 (2)「石塔」の宛字。(3)三嶋大社。 一般に幕府から この年八 現地で当

# 建武二年 乙亥(一三三五)

# にて新田義貞軍と戦い、これを破る。十二月十日・十一日、足利直義の軍勢、竹之下・藍沢原

IOX 梅松論 上

余里せめつめて、藍沢原におひて爰をかきりと戦しに、(2)

敵こらへすして引退所を御方勝に乗て三十

はせ戦しに、

ること。(14)埼玉県宮代町を中心とした荘園。 市にも及んでいたと考えられる。 宿から竹之下宿にわたる広い地域をさし、 奈川県南足柄市)か。 将となる。(10)足柄神社。神奈川県南足柄市。 と。(9)脇屋義助、新田義貞弟。義貞死後は、 目の皇子。ここでは後醍醐天皇第一皇子である尊良親王のこ (7)一点とは、一時を四刻に分った最初の刻点。(8)第一番 島市。(4)「新手」の宛字。(5)思いのまま。(6)小山 者·成立年代不詳。二巻二冊。(2)足利尊氏。(3)水飲。三 (1)承久の乱から南北朝内乱までを記した歴史軍記物語。 (12)藍(鮎)沢御厨を中心とした黄瀬川 (13)主人など貴人が感嘆す 一部は現在の三島 新田氏の総大 (15) 実名不詳 (11)坂本(神 作

立.

テ

今夜野

七

里

山

7

超

11

聞

シ

カ

足

尾

六 兵

万

余騎ニ

テ

箱

根

峠

著

給

フ

右 打

馬 遠10

頭高経(7)

・舎弟

式部

大(8)

= 判(2)

浦

大 1

幡 赤

土

弾

小

守9

弼 張

頼

舎弟

道(証)

佐.

一々木佐

渡

松

雅

楽

助 岐

貞

則13 IF. 利

間に対して下付する文書。 朝祐か。 す 小 釣られて身を滅ぼすことのたとえとなる。 餌 Ш を本拠とする。 朝 16 氏 誤りか。 結城氏は かっ 茨城県南西部に位置した郡。 小 山氏 「香餌之下必有死魚」として、 小 (18)上級の機関・人間が下 以は下野 山氏の一  $\mathbb{R}$ 族で、 (19) あ 小山荘(栃木県小山町)を本 下 らそい 総国結城 (17) 実名不詳。 て。 級 《茨城 利 (20)「斛」 0 0 機 た 県 関 8 結 結 拠

に は 人 城 城

7

H

加

11

104 太平(1) 巻十四

箱 根 竹竹 下 合 戦 事

集タ 去 程 合 ヲ支へ、 ル 戦 同2 打負 十二 将軍 大将 クタル 月 + 竹 下3 兵共、 ヲ 待 日 両 テ が猶予シ 七6 未気ヲ直 向 陣 ノ手 シ 分 1 ケ サテ不 被定ニ 有 ル 間、 テ 敵 勇 ケ 左 ij, 馬 己 昨 頭 伊 日 此 直 義3 今 間 豆 1 日 度 箱 府5 馳 根 K

7

多少 西ハ 著 見 様 7  $\exists$ 伊 不 タ宵ニ ヌ シ = ^ 可 先 目 豆 タ 兎 IJ = ク 依トテ、 七 竹下 ラ(14 府、 ケ 角 敵寄 ル モ 東ハ シ T 馳向 竹下 テ、 サ セ L 野 L 鎌 七 1 フ、 1 合 倉 里 打 七 サ 裏(テュラ 戦 Щ 義 其 = t 集リ 先 七 ヲ 勢 シ 里 宇 僅 竹 敵 テ 居 ナリ = 12 討 下 焼雙 陣 死 テ 勇 ハ 馳 ヺ 士 シ 七 遥 共 向 叶 カ > ^ タ ナ 1 テ、 ル 直 L 1 シ 篝火 下18 物冷 テ、 後 タ 陣 シ ク 15 ノメ数 レ 族 1 事 ハ

敵今 幾千 也、 打立 明 1 K 夜 以 サ 万 ス シ 集 ラ テ都合其 七 1 給 寄 照 メテ モ 射20 御 不 へハ、仁(22) ・ 来ラス、 幽 二<sup>19</sup> 方ニ 知 ノ 影<sup>21</sup> 、勢十八 ケ IJ, 火 = モ 夜巳 不 篝 ヲ 吹著 火ヲ 万騎竹 只 異 細<sub>(23</sub> 河<sup>23</sup> = 晴 タレ 天 明 焼 サ 下 セ ナ 高24 星 ン ン ^ 1 著給 1 トテ、 ノ影、 モ 夏 武 Ŀ. シ 杉25 山 ケ 運 雪ノ下草打払 蒼 ハ ル 強 1 是等 茂ミ 時、 海 4 左 L 馬頭 ラ宗 カ下ニ 将 移 軍 N 鎌 直 1 ヤ 如 夜 E 義 倉 ク

7 処

1) 南北 朝 内 乱期 を描 た軍 記 物 語 作 者 成 不詳

国土岐郷を本拠とする土岐氏一族。のち同国守護となる。護となる。(9)三浦貞連。のち室町幕府侍所頭人。(10)美濃味をもたなかった。(8)斯波時家(のち家兼)。のち若狭国守味をもたなかった。(8)斯波時家(のち家兼)。のち若狭国守成となる。尾張右馬頭とは、属し、建武政権で越前国守護に任ぜられる。尾張右馬頭とは、

雲国などの守護になる。 族。 松則村(円心)子。 元弘の乱以来、 (11)土岐頼遠の弟頼明か。(12)佐々木高氏。 京極氏の家督を継ぐ。 足利尊氏に従い、幕府創設に尽力。 のち美作国守護となる。 (13) 赤松貞範。 のち出家して、 のちの播磨国守護赤 法名は道(導)誉。 (14)めくらべ。 近江佐々木氏一 近江・ 12 出

このあと鎌倉の山内に居する山内上杉氏と同じく扇谷に居すの後、鎌倉に下り、足利氏と姻戚関係を結び勢力を伸ばす。の後、鎌倉に下り、足利氏と姻戚関係を結び勢力を伸ばす。そ初家執事。この時期、師直・師泰が活躍する。(25)藤原氏氏。足利氏一族。出身は三河国細川郷(愛知県岡崎市)。(24)氏。足利氏一族。出身は三河国細川郷(愛知県岡崎市)。(24)

## **二0**六 神明鏡 下

る扇谷上杉氏などに分かれる。

幡守・赤松筑前守馳加ツテ、(4)(5) 合戦ニ打負テ、 義貞引退、 靡シカハ、義貞ノ大勢散々ニ成ニケリ、(7) 同十二月十一日両陣相支処に、鎌倉勢土岐存幸(2) (3) 勝乗テ直義攻上、去程ニ官軍又利失 尾張国阿子賀・洲俣ニテ引退、(8)(9) 竹ノ下6 3 IJ 箱根坂 野七里 テ所 ノ敵ヲ打 軍 一破テ、 浦 大

土岐頼遠とみえる。(4)三浦貞連。(5)前号では、赤松貞則る。二巻。(2)足利直義軍と新田義貞軍か。(3)前号では、の史書。作者不詳。南北朝末期に成立。その後、書きつがれの史書。作者不詳。南北朝末期に成立。その後、書きつがれ

足利氏一族。出身は三河国仁木郷(愛知県岡崎市)。(23)細川

鹿を射るための鹿寄せにたく火。

(21)火影の光。

22

(18)みおろし。

(19)かすかに。

(20)ともし。

夏の夜の

(15)さびしく。(16)あながちに。

(17) あ

が

刻辰

竹

藍 山12

沢原ニ 合

テ**、** 

日

一両度

テ

꽞 +

日

十二 H

H

佐 ラ下

野

戦二大友左近

将(13) 五

百余騎 合戦ニ

味方ニ 打勝

町 有力御家人。 以に参 幕府創設の 画。 鎌倉を攻め幕府を滅ぼす。 建武政権では上野国などの国司に任ぜられる。 尊氏と対立 上野国新田荘(群馬県新田町)を本拠とする。 南朝方とし れ 足利尊氏とともに建武新 て転戦するが、 (8)比定地不詳。 建武 元 室

とみえる。

(6)竹之下。

小山町。

(7)新田義貞。

鎌倉幕

府

0

依

テ

Ŧi. 一年越前国で斯波氏の軍勢に敗 自 害。

武

略二

也

伊豆 大軍 吞 ジ御 参二、 豆国(15) 於· 一没落 上勢折り 打 小(16) 勝 武(4) 賜 F IJ 責戦二、 厳 間 テ、 夜 ク責 於テ 中二 府 中<sup>18</sup> 義貞 給っ 大雨ニ 被 間 両 打 義貞 破 十三 将 テ 御 水香 海道 日 対 1 面 朝、 固 趣17 是 間、 ヲ 将 ায় 解 軍 中

依 水

9 墨俣とも。 岐阜県

二分元 源威

建武二玄、 切テ、 仁木・細川ノ人々、 義貞為戦 大将左馬頭殿直義御座、 1 官(4) 君臣有テ 責下 事、 曾<sub>(8</sub> 我<sup>(8)</sup> 1 間 参<sub>(</sub> 州<sup>2</sup> 東(5) 嶋 津 従 師 矢作 直 岩戸 テ JI[3 . 利 師 見下 合戦 泰? 箱 御 ヲ始トシ 根 初 勢為不及三 Ш 水(6) ij テ、 7 新 堀  $\mathbf{H}$ 

+ 百 Ħ 余騎ニ、 [夜中ニ 大 軍 (9) 足柄 ノ大山 タリ シニ、 「ヲ越、 佐<sub>(0</sub> 竹<sup>10</sup> 将軍箱 結 ( 城<sup>1</sup>) 根山 ヲ 勢ヲ先トス、 捨 十二月

三河国。 師直 朝方。 新宮町 側、 ささえ。 支えた東国武士の活躍を描 域と思わ 竹氏は常陸国を本拠とする。 た結城直光ともいわれるが不詳。 (駿河国駿東郡) (1)源頼義から足利尊氏にいたるまでの源氏の活躍やそれ 箱根山西麓一帯をさすと考えられ、 師泰兄弟。 (5)東国の武士のことか。 久山 (3)愛知県岡崎 れ (10) 実名不詳。 る 町 から三島市佐野 (13)大友貞載。 に居城。 (8)以下、 宗家の貞義またはその子義篤か。 市 はじめ新田軍に属 い 嶋津 安城市付近を流 た軍 11 筑前国立花山 (伊豆国 結城朝祐。 嘉慶年間成立。 一記物。 (6)水飲。 ・岩戸とも実名不詳。 国 作者は尊氏に随従し 方郡 現在 はする 三島市。 れる川。 12 (福岡県福岡 0 二巻。 )黄瀬 かけ 裾野市 が、 竹下合 (7)高 (4)南 t JII 9 2 佐野 0 0 東

る。

市。 で足利軍に寝返る。 (17)「赴」 の宛字。 (1)足利尊氏。 (18)伊豆国府中。 (15)三島 島市に 市。 比 16 = 定 3

良親王・ 十二月十二日、 新田 義 貞軍、 引き続いて、 足利尊氏・直義軍に敗れ、 竹之下で合戦が行われ、 佐野原 尊

太平 記 卷十 应 ○東京都○東京都 所蔵

佐.

々木佐渡判官入道

赤松筑前

守貞則、

自

宵

陣

=

有

に退く。

根 竹 下 合 戦 事

将(9) 去 屋治 竹 下3 佐 部 明 K 木 大輔 ^ L 塩 治判 + 中 義 助 務 官 卿 日上 . 高 細 親 辰 貞10 屋 王4 刻 7 右 = =, 卿(相5 馬 相 助? 京 副 雲(6) 勢共 テ、 堤 伊豆 己 卿 + 六人、 1: 律 其 師8 ノ 府<sup>2</sup> 、勢七千 副 大 = 友 将 テ 余騎 手 左 軍 近 = 分

搦( 手!) 松 = 千( 葉<sup>12</sup> テ被 大<sub>(3</sub> 手<sup>(8</sup> ヲ始 向 字 ケ リ、 都 宮13 箱 玉 . 根 大 × 路 友千代松 大名三十余人、 1 又新田 丸14 菊 義貞宗徒 池 肥 都合其 後守 勢 武 族 七 重15 万 . #

テソ被向

島 れ

旌<sub>23</sub> ヲ 君24 懸 輩21 ル 先 処二 Ŧi. 上奉テ拽弓放矢者不蒙天罰哉、 (25) = 百 進 余騎、 竹 メ竹 下 愁<sup>22</sup> 武 被 下 向 押寄 タル 士 = 先ヲ不 テ、 中 書(至19 敵 未 被 1 懸 御 矢 勢 1 Ŧ ヤ 不 思 諸 ケ 射 庭 脱(甲26 先ニ、 0 侍20 錦 北

天 御 面

式部 レ、 大夫・ 向 1 声 声 ± = 岐 弹 1 呼 正 少 IJ 弼 ケ ル 頼 遠 是ヲ 舎弟 見 命惜 道 テ 兼 尾 張 ク 右 浦 馬 頭27 大 降 等 舎弟

参

弓馬 ウ ナ<sup>28</sup> 同 7 12 = 云 カ、 一(i 時31 ヲ 如処、 家<sup>30</sup> 二 遠矢ナ 敵 r出 ト32 虚事 生 馬 射ソ、 挙 カ L 実事 タル 立: ケ、 様、 喚 テ33 者 力、 只 抜 ハ 旌 名ヲ 戦 連 コ 紋、 テ手 1 テ 懸 コ 懸 ソ惜 並 9 レ 京 IJ 家 1 程ヲ見 ノ人 1 1 命 給 ヺ 百 覚 ル 惜 1 ソ マヌ 矢 者

中略

1 陣 シ テ後 余 4 ル = = 処 闘 引 Ł 7 タル 大友 タ E 力、 左 L 近 シ 将 如 カ 何思 監 ケ 佐 荒手 ン 々 木 7 矢射テ後、 塩 入 冶 替 判 テ 官 戦 カ 旗 シ ラ巻 T. 余

(1)建武二年十二月。

(2)伊豆国府。

三島市に

比定され

る。

小山町。

(4)尊良親王。

嘉暦元年に元服して中

務卿に任ぜられる。 (3) 竹之下。

(5)公卿(三位以上)のこと。

(6)殿上人

王 軍モ 行ケル程 為冬討レ給ケレハ、 高 争力堪フへキ、 ス 々ニテ討死ス、 シテ、 Ŀ テ中書王ノ股肱 トテ、 シツへキ者ト憑マレツル大友・塩冶(3) 向奉テ弓ヲ引、 初度 両度 杉、 搦手ノ寄手三万余騎ハ、 佐 野 (42) 武蔵・ ノ懸合ニ人馬疲レテ無勢也、(38) ノ合戦ニ 佐野原ニ 是ヲモ顧ス引立 敵 相 へ引退ク、仁木・細川・今川・荒川(43) ノ後ロヲ遮ラヌ前ニ、(4) 一 若 千36 右衛門佐ノ兵共返合々々、三百騎所 模 ノ臣下ト憑ミ思食タリケル二条中将(4) (4) 右衛門佐ニ懸合セテ戦シ モタマリ得ス、 ノ兵共、三万余騎ニテ追懸タリ、 討レ テ、 タル官軍共、 又モ 海道ヲ西へ落テ行ク、 戦ハ 伊豆 是ソ荒手ニテ 大手ノ勢ト成合 ハ忽ニ翻 ス ノ府ニモ 我 カ 先ニ 右 衛 支へ 官軍 門 佐37 1 親 落

荒手ニテー 軍モレツへキ者ト憑でレッ小木支頭治ハ忽三翻

ス右衛門佐ノ兵ハ南度ノ懸合二人馬渡しテ無勢也是ソ

射心中書王ノ御勢小初度ノ合戰二若干討して又七戦ハ

失射了後旗の巻下将軍方二點加り却于官軍の散ぐ二

カハ荒手ラ人替テ戦ハレメントレケル風三大友左近指監佐 ヨトデ又元ノ陣ハツ引返サレケル一陣餘二闘にクタらレレ

佐木鹽冶判官力干餘騎二子後二引へタルカ如何思ケシ

ラ切落し頭の取テツ指題タル素助是ヲ見給テ死タル人ノ

レケレい義治ノ郎從ヨせ合せてり、イテ返シツル二騎ノ兵

義的ノ勢ノ中ヘット懸入り様二者はニキット目クハせ

蘇生レタル様二院丁今一涯ノ勇ミシ成し且少人馬ラ休メ

テ将軍方に馳加(34)

リ、

却テ官軍ヲ散々ニ

射

ル

中

書

王

御

ア親王二向奉テララ引在衛門佐二縣合せ了戦レカか官 衛門佐ノ兵共返合々や三百騎所々ニテ討死不是シモ 軍事力堪フへキ殿ノ後ロラ遊ラス前三大手ノ勢ト殿合ン 追手箱根路ノ合職八官軍戰フ每二利ヲ得レカ八催二引 道ラ西へ落テ行ク 願ス引立タル官軍共我先二上落行ナル程三位野原ニモメ 臣下下憑言思食タリケル二像中将為冬討し給ケレか市 撰ノ兵共三萬餘騎二下追 題グリ是ニテ中書王ノ股版ノ 下文佐野原八引退之在本細川个川荒川高上放武職相 一り得不併且ノ府ニモ支へスメ揚手ノ寄手三萬餘騎ハ海 內二有下寄手皆勇三男子明九刃進一下待少几處云獨手 テ支タル足利本馬頭の追答で雖者へ入ランスル事学 〇官軍引退箱根塞

205

江市)を本拠とする。(11)からめて。敵の背面をせめる軍勢。 拠とする新田 ることを許された者。 10 )塩冶高貞。 位階が四位・五位以上で内裏清涼殿の殿上の間に昇 近江佐々木氏一族。 族の細谷氏か。(8)実名不詳。 (7)実名不詳。上野国新田郡細谷を本 出雲国塩冶郷(島根県松 (9)大友貞載

(12)千葉介貞胤か。

(13)宇都宮公綱か。

(14)大友氏泰、

貞載

のち、豊後・肥前国守護。

(15)父武時とともに鎮西探題

は中務省の唐名。ここでは中務卿である尊良親王のこと。 は多くの名田(年貢賦課や経営の基礎単位となる土地)をもっ らとう。肥後国松浦郡地方に独立割拠した武士団。 た大名主をいうが、次第に有力な武士を指すようになった。 攻撃に加わり、 (18)敵の正面。または正面から敵を攻撃する軍勢。 建武政権から肥後守に任ぜられる。 (19)中書 (17)古く (16)まつ

にする様。 警固する武士。(22)なまじいに。できそうでないことを無理 20 諸々の公卿の家に仕える武士。 (23)赤地の錦に金銀を用いて日月を刺繡した旗。 (21)上皇・法皇の御所を

(24)天皇。(25)ゆみをひき、やをはなつもの、てんばつをこ

貞則までは二○七号参照。(28)やどうな。矢をむだにするこ

うむらざらんや。

(26)かぶとをぬぎ。

27

)以下、

赤松筑前守

どっと。(33)わめいて。 じて一緒にそろってという意。 20 ٤ 轡をならべてとは、馬首をたて並べてということで、 (29)くつわをならべ。轡とは馬の口に嚙ませる金具のこ (30)武士の家。 (31))) 32

そくばく。多数、多大の意。(37)脇屋義助。 (35)尊良親王軍。 (38)騎馬

(34)足利軍。

36

高・上杉については二〇七号参照。 えられる。(43)以下、上杉まで足利氏一族。仁木・ 論(二一一号)・源威集(二〇九号)にみえる佐野山と同じと考 (39) たのまれ。(40) い かでか。 (41)さえぎらぬ。 (42)梅松 細 JII

めす。 佐野原神社、 川荘(愛知県西尾市)。 (46)鎌倉時代後期の歌人。左近衛中将。 小山町竹之下の白旗神社の祭神ともなる。 (4)最も頼りとする部下。 今川氏の出身は三河国今 (45)お

#### $\equiv$ 梅松論

られけるほとに当所の合戦矢合の時分に、 る 翌日十二日、京勢駿河に引退き佐野山に陣をとる処に、(2) 大友左近将監官軍として其勢三百 か 御方に参すへきよし申ける間、 余騎にて下向したりけ 子 細有ましき旨仰 御方に加りて

軍の御朋友なりしかは、 将為冬を始として京方の大勢討れ 彼頸をめしよせ御覧有て御愁傷 82 此為冬の朝臣は将

合戦の忠節をいたしけれは、

敵陣はやくやふれて二条中

0

色ふかしりき、

(1)尊良親王軍。 (3)足利軍 (2)裾野市佐野から三島市佐野にかけての

保曆間記

直義打負テ引退、箱根山ニテ相待処ニ、(2) (3) 尊氏此事ヲ聞テ、 トス、

鎌倉立テ、竹ノ下ヲ廻テ、 義貞以下ノ官軍、 コラヘカネテ引退、 京都ノ勢ノ中ニ取籠メン 軈テ追懸テ、 尊氏

海道ヲ責上ル、尊良親王・義貞以下、

京都へ落上畢

越河原(静岡市)で新田義貞に敗れてい (1)六二号註(1)参照。(2)足利直義。 る。 (3)足利直義は、手 (4)足利尊氏。

(5)竹之下。小山町。(6)新田義貞。(7)やがて。

山の足利方に馳せ参じる。

十二月十二日、京方の大友一族の狭間正供、

伊豆国佐野

着到 三 伊豆国佐野山御方馳参之時給之、 狭間正供着到状案(1)(2) 大友文書

大友一族大炊四郎入道殿正供(5)

右、 著到 (6) 如件、

建武二年十二月十二日

野市佐野から三島市佐野にかけての地域。(4)足利方。(5) 大分市)を本拠とする。(6)着到。(7)着到状を受け取った 狭間正供。 別して、正文に準ずる効力を有する写のことをいう。(3)裾 者から証判をうける文書。(2)古文書学上、文書の草案と区 (1)武士が合戦などに馳せ参じた時、 狭間氏は豊後国狭間村(大分県庄内町・挟 その旨を届け出、 間町

者が、その内容を証明するために書き加えたもの。下の花押

とあわせて、これを証判という。(8)三浦貞連。(9)正文 (文書の原本)に花押があった場合、 案文にはその位置に 一「在

判」と記される。

合戦の恩賞として、下野国の作山の地を給与する。 十二月十二日、 脇屋義助、 作山三郎に対して、竹之下の

脇屋義助知行宛行状写 ○国立公文書館内閣文庫所蔵水府志料 巻十六

今十二日卯刻合戦、吉山平七郎首討取之、(3)

、下野国作山-(4)

十四郷宛行之者也、

仍而

如件、

弥々賞尤抽

御

竹下合戦

日 義(5) (花押)

作(6)三

郎殿

大田原市。

き退く。

三

太平記

巻十四

十二月十三日、

新田義貞、

竹下合戦に敗れ、

箱根山へ引

官軍引退箱 根

也、 思ケレハ、只一騎御方ノ陣々ヲ打廻テ見ルニ、幕計残テ、(②) 陣二、竹下ノ合戦ハ将軍打勝(3)(4)(5) 執事舟田入道ハ、一ノ責口ニ(2) ト、早馬ノ参テ訇ル声ヲ(8) 聞テ、 敵ヲ攻テ居タリケルカ、敵 セ給テ、敵ヲ皆追散シテ候 誠トヤラン不審 ナク

舟田 騎 陣 ニハ過サリケリ、 ヲ少シ引退テ、落行勢ヲ留テコソ合戦ヲモ 入道ニ 打ツレテ、 且ク馬ヲ扣ヘテ後ヲ見給ヘハ、例 箱根山ヲ引テ下給フ、 其勢僅 セ トテ、

(5)脇屋義助。 (6)実名不詳

五十巻。続集七巻。(3)実名不詳。(4)佐久山とも。栃木県

査報告した地誌。文化十一年(一八一四)成立。

十六巻。

付録

事

ノ子細ヲ申ケレハ、義貞且ク思案シ給ヒケルカ、(1)

カクテハ叶マシト思テ、急大将(10)

ノ陣へ参テ、

何<sub>(</sub> 様<sup>12</sup>

負テケリ、

人ノアル陣ハ

無リケリ、

サテハ竹下ノ合戦ニ、

御方早

(2)小宮山昌秀らの水戸藩の奉行が、江戸幕府の命により調 (1)「水府志料」には、「秀按贋作ナルベシ」の頭註がある。

X

テ、 也

数万騎

打

集タ 懸

敵

中 テ参

入

中(年27

力 々

テ 1

手

1

テ

破

テ道開

セ

ン、

継

ケャ人

を二つ並べ として活躍。

たも

0

(19) もともと本所に対

す

語

雑

(17)二〇七号参照。

18

) 菊池氏

ての紋章。 る

鷹

0

11

浮 勇

嶋

力

ヲ

打過

L

松 ル

原

1 1

陰

= ^

旗三 懸テ

流

差テ、

勢

程 ク

Ŧi.

集団

を散所とい

原28

鷹 百 + 見へ 六 騎 計 騎 羽 タル 旗18 一テ待 党14 馳 参 流 奉 シタリ、 指 ル 敵 シ カ 其 御 揚 (勢ヲ幷 テ 又 方 歟 北 菊池 ナ ,テ野 ル 1 肥 問 山 後守 七(里) 給 = 添 武 = テ、 重 打 熱田 三ツ葉柏 出 三百 給 1/大宮司(16) Ł タレ 余騎 ノ 旗<sup>15</sup> ハ 、 =

是

馳参 ル

出

タリ

ケ

御 = 爰ニ散所法師(19) ス 脇 畏 勢八十万騎、 施屋<sub>(20)</sub> ŀ 云所 是 竹下 候 ハ 1 伊豆 人西 " 合 ク 今此 戦二 ノ 府<sup>21</sup> 方 1 討 御 = テ = 勢計 居余テ、 負 御 IJ 来リ テ落 通 = 1) ケ テ 候 サ 木 御 セ t ル 給候 カ、 通 ノ下岩ノ陰、 ラ 1) 候 シ 舟田 後、 ハン 昨 日 カ 事、 馬 将 人ナ 軍 暮 努 前 1 程

1 々(22) 叶 勢ヲ ヲ 打 7 申 打見テ、 シ ヘテ候ケ 丰 キ 事 = 哀(レ25 敵 ル テ カ、 八十 候 兵共 鐙24 · 万騎 1 蹈 ヤ 1 張 申 リ、 ケ 騎当千 御 ル 方 ツト 是ヲ Ŧi. 百 ノ武者 1 聞 余騎、 E T テ 栗 (生<sup>23</sup> 1 カ 吉 リ 程26 1 此 1 御 篠 合 方 塚 人

> テ討、 百騎 斐ノ源氏ニテ候、 ハ 計 昨 叶 1 日 扣 テ、 シ 9 リ、 竹下 1 二千 t 思 是 3 余騎 ケ 1 IJ 1 ソ答申 敵 宮<sup>30</sup> ヲ カ 勢 御 矢ヲ ラニ手 ケ 追 方 敷、 ル 進 モ セ = 射 サ テ、 1 分テ ス テ 在 シ 家29 ハ 所 テ、 北 3 々 = 者 南 丰 降 テ 敵  $\exists$ 問 人 1) ソ 合 = 押 戦 給 取 成 寄 シ 甲 ハ

利軍。 1 舟 田義昌。 (4)竹之下。 新 囲 小山 義 貞執事。 町。 (5)足利尊氏。 (2)最 重要の 攻 (6)尊良親王軍 8 П (3)足

親王軍。 (7)騎馬の急使。 卿相雲客十六人」のことか。 つい (12)ともか た旗。 次行の (16)熱田大宮司家藤原 御 (8) の 方 13 も同じ。 15 のしる。 かえて。 (15)柏の葉を三つ合わせ 大声でいうこと。 10 昌能。 (14)二一〇号に )新田義貞。 後醍醐 天皇 (11)しば (9)尊 2 え た紋 側

などを免除されるかわりに、 つ たが、 中 世 後期になると次第に卑賤視さ 本所である荘 園領主 に奉仕

分で新 だ集団 次 カン 比定される。 T 24 け るも で黄瀬川で小山 あ き、 田軍 ぶみ。 声聞 は 馬具 師(しょうもじ、 25 22 篠塚の た。 )あっ 0 ゆ 朝氏を破っ 8 20 ば 種 ゆめ。 活躍で伊豆国府で一 脇屋義助。 れ で、 鞍の (23) 栗生・ 26 金鼓を打つ雑芸民)などを含ん ている。 )ほどよ 両脇に 21 篠塚とも、 伊 垂 28 条氏の の意。 れて乗る人が足 豆 )浮島ケ原。 玉 府。 軍勢を 27 中 実名不詳。 島市 破り、 略部 沼津 を 12

その後、 十二月十三日、 敗走する新田義貞軍を追い、 足利尊 氏· 直 一義軍、 伊 東海道を上る。 豆国府で合流する。

陣 其 を召 夜は 32 雨 9 昨 日 今 カン は、 日 0 軍3伊 豆 に の国 御 方(4) 府1 を見 勝 日 5 L おろ 間、 れ 御 勢雲 T 山 霞 野

15

御

0

1+ 0

通

夜

0

雨

なり

2

に

あくる

+

0

は

間

をもまた

六種震動 (10) す をすきて、 水 合 の (7) の 戦 L て、 あ 0 陣を引 伊 豆 海 道 0 時 破て通 国府に責入給ふところに、 0 出る 声 矢さけ 時 夜没落し 分に、 U 御 けるか、 方馳 戦合けるゑ 合て辰 義(6) 已 明 神8 やこゑ、 時 0 下 0 御 0 間 輩、 前

爰に 0 河 玉 を渡しけるとそ聞 府、 おひて畠 三ケ 日の合戦に Ш 安房 えし、 入(1) 打勝 討死 御 方は T す、 敵 義貞 大勢討 竹 の 下<sup>12</sup> 残 勢 佐 僅 にし 野 今日 山13 て富 十三 伊 豆

にことなら

す

やの 鳴原に 足 家 柄 《の文旗を立め 至まて 箱 根 陣 0 下を取(17) 両 大(4) 並て風に ٤ 手に い 翻したる有様、 S 所な 成 て、 府 中15 取 色 より K 幾千 0 幕 車 方 返 を引き、 \ \tag{16}

収

取単

位でも

また、

在家役の賦課対象となっ

た農民

思

浮 H

S

日

日<sub></sub>

御

留

あ

9

ける

儀

れに付属する宅地等を一

体としてとらえたもの

で、

29

市

から富士市

かけて駿河湾にそって広がる低湿地帯。

をも指した。

30

尊良親王 た。

か、 に、 云、 数を不 合 n 是より 比21 は、 又、一億にい 戦大事なり、 は十二 知、 可 両 + 一月なか 大将鎌 Ŧi. 去程に、 H, はく L は 倉 海 かしたゝ一 縦20 翌 の事 道 15 関東を全し給 御 + なりし 向 帰 四 あ 15 手 給 0 にて カン T 3 関 は、 御 東を 浮 ふとも 逗 富 嶋 立 ある 士 御 原 沙 0 海 道 汰 ねすそ野 出 しと有 給 有 京 45 专

十二月十三日、

斯波高経、大高成貞に、

竹之下の合戦の

恩賞として、備前国内の地を給与する。

斯波高経知行宛行状写(1)

○国立公文書館内閣文庫所蔵水府志料 巻十六

つれ 0) VC 時 いたるまて深雪つもりてまことに天山(22) 分、 0 年 京方に属したり輩、 0 雪かとそおほえし、 富士河にて降参す、 去五 日、手越川原の(24) には弁へ す23 合戦 v

津市。 ろ。 利尊氏・直義。 町。 震 市 る時の瑞相。形の変化である動・起・踊と音声の変化である 24 (1)三島市に比定される。(2)めさる。(3)いくさ。(4)足 • 吼 静岡市。 (22)天山山脈。 (13)裾野市佐野から三島市佐野にかけての地域。 (8)三嶋大社。三島市。(9)えいや声。(10)仏の説法す (5)建武二年十二月。(6)新田義貞。(7)水飲。三島 (17)取らず。 撃の六種のこと。 (15)国府のこと。 中央アジアの山脈の名。 (18)紋。 (11)実名不詳。 (19)一理。 ここでは伊豆国府。 (20)たとい。 (12)竹之下。 (23)わきまえず。 (14)足 21 2 (16)沼 小山

竹下合戦

首

此度挿賞摸山、 備前 十六 国八々貫恩賞可充行者也、(2)

仍如件、

建武二年 十二月十三日

大高成貞殿

足利高経(3)

(花押)

(1)「水府志料」には、「贋作ナルベシ」の頭註がある。

この年、 큿 石(4) 大日如来の石塔が造立される。 ○裾野市公文名

る。 た 図類にはみえないが、 不詳。(3)斯波高経。

足利尊氏に従って関東に下向し転戦し

(4)大高氏は高氏一族。

成貞の名は系

2

重成(二五二号註(4)参照)またはその一

族と考えられ

大日如来(2)

建武二 歳

211

母と説かれる。 (2)真言密教の本尊で、 の余。後世に刻まれたものである。(2)真言密教の本尊で、

(1)自然石二石よりなる。およそ高さ1m30m余、

幅 1 m 40





テ上 打 合戦

洛

給

入給

=

給

Ł

=

ケ

IJ

サ

L

1

モ 幾程

モ

ナク、

鎌

倉

=

### 延建 元元三年年 丙子(一三三六) 建武三年二月二十九日

#### 軍を追って上洛する。 この頃、 北畠顕· 家 箱根 竹下合戦に遅れ、 足利

(7)はずれ。

(8)足利尊氏。

(9)竹之下。

小山町。

(10)あと。

二九 太平記 卷十五

奥州勢著坂 本事

去(1) 年(1) ル 不 夕 向 容易 間、 カ 時 ^ 心 間、 ス可攻合由 奥 迦(7) 月二、 許 州 兎 被急ケレ 角延引 国(3) 義(2)朝 北島 綸旨ヲ被下 ス 1 中 臣 剰5 納言 打手 モ 路 [顕家 (4) 此 ス タリケル 彼6 カ 大将ヲ承 ラ 逗 軍 ラ方 留 カ、 = テ、 依 大軍ヲ起 日 数ヲ 合 関 テ X 東 送り 箱 ノ時 根 クス事 被下 7

テ東山道(4)

=

IJ

鎌

倉

御下有

シ

大智院宮(5)

弾

正 時、

尹(6)

有

シ

搦手

タレ ヌ 1 将(8) 申 ケ ハ 早 箱 サ 根 ラ 竹<sub>9</sub> 六 迹<sup>10</sup> ∃ 1 戦二 IJ 追 打勝 テ  $\exists$ 1 テ、 上 軈 ラ

1 テ 夜ヲ日 = 継 テソ 被上洛ケル、

(1)建武二年。

(2)新田義貞。

(3)律令制における各国を統

中(10)

権 陸奥守に任ぜられ下向。 括する地方官。 はその権限を強化した。 鎌倉時代には有名無実化していたが、 (5)あまっさえ。 (4)公卿北畠親房子。 (6)ここかしこ。 元弘三年

三 太平記

斯(ル2) 処ニ去年十二月ニ、一宮関(3) IE. 月二十 -七日合戦(1) 事 東 御下

新 下 ノ如ク成テ、 モ 田? 甲 箱 竹下・ 斐 根 1 信 合 鎌倉 箱 戦ニ 濃 根 Ŀ へ入セ給 合戦ニ 野 相図 下 野勢 打負テ引返ス、 フ、 相 違シテ 共馳 此ニテ事 参シ 逢 七 給 ノ様ヲ 力 尊(8 ハ サ 朝 問 御 IJ 勢雲 臣 シ 北9 カ

霞

1 竹

7

追テ、 追テ 被上洛 被責上候ヌ、 其 後 奥州 1 · ソ 申 1 ケル、 司 顕 家 サ 卿 ラ 又尊氏 何 様 道 朝 臣 テ モ 跡 新 ヲ

田蹈留ラハ合戦有ヌヘシ、 都合其勢二万余騎、 正 鎌倉ニ 月廿 H 可 逗留 晩景 様 ナ 東坂 本!! 1 = テ、 ソ

213

著ニケル、

されている。 ぐる、 皇の時代に成立。その後、 正尹とは弾正台(律令制下における警察機関)の長官。 よると、高倉天皇皇子惟明親王の子、 の各天皇ごとの年代記。著者不詳。十三世紀後半の後宇多天 (1)近江国坂本での戦。 から東国への幹線道路の一つ。(5)「一代要記」(神代 国尊王の子贔王。(7)新田義貞。 と読ませる。 (11)滋賀県大津市 (10)中略部分には、 (2)かかる。(3)尊良親王。 南北朝初期までの書継が 国尊王とする。 (8)足利尊氏。 公家・武士の名が記 ある)に (9)に (6)弾 (4)畿 ここで カン 3

> 天気如此、 官苻未到之間且可存知者(16) 悉之、

国須河郡、

同国藍津御厨内大沓間田在家等替、可令知行、 (生) (5)

殿場市。 部・小山町南部にかけての地域。 岡山県井原市。 豊橋市。(4)豊橋市。(5)豊橋市。 建武三年二月六日 れ 在京官司(八省・弾正台など)や地方官司に下す文書。 (7)赤羽根町。 たものと考えられる。(2)愛知県田原町。 (1)本文書は宛所を欠いているが、次号より結城宗広に宛て (14)藍沢御厨。 る左弁官局の官職。三等官(判官)。ここでは、甘露寺藤長。 、・果物類を調達するために設置された所領のこと。 をつくせ、もってじょうす。 (16)官符。 鮎沢御厨とも。裾野市北部 以分状边 (8)田原町。 (12)岡山県新見市。 太政官符のこと。 (9)田原町。 (18)太政官を構成する部局で 御厨とは (13) 須津河郷。 (6)愛知県赤 太政官がその総括する 左少弁在判 から (10)豊橋市。 (3)高師。愛知県 皇 室 0 御殿場市 供 羽根 御 17 2 (15)御 町。 の 11 魚 東

る。 等の替地として、三河国渥美郡内野田郷の地等を給与す 二月六日、 後醍醐天皇、 結城宗広に藍沢御厨内の大沓間

穪(8) 参河 :国渥美郡内野田・高足(2) (3) が・ 吉(9) 後醍醐天皇綸旨案(1) · 岩崎等郷、 為備中国荏原·草間両条、 (11) (12) 白河結城文書 細(4) 大(5) . 若(6) .

赤(羽)

駿河

結城 上 結城 入道 道 |忠所領注文案 々忠知 行 所 領 白河結城文書 競石(7)

米村郷<sup>(4)</sup> 大村(5) 下大 村(6)

郷8 白(ju) 坂<sup>13</sup> 板橋 郷9 高祭(4) 青<sub>(2)</sub> 沼<sup>10</sup> 小葛(11)

栃 本 郷15 内田 在

家

国須津 国狩 河 庄内 郷21 内田 在 家

駿

河 同 出

1羽国余部-尾<sub>青(19)</sub>

内

清 河 (d)

荒(野16

狩<sub>(17)</sub> 鲁(17)

熊(船) 倉<sup>12</sup> 田

須 津 河 郷

可 国 鮎 沢 御 厨 内 大沓間 田 屋

敷

備中

玉

荏原. 条 草間 条

右、 京 注文如 都 屋 地 件 兀 条東 洞 院22

結 城 上野入道々忠知行得宗領(33)

中略

7

右 注文如 件

号に す。 年九月十一日付雜訴決断所牒案、 2)この注文案は建武元年以降のものと考えられる(建武元 1)人名・物名などを列記して具申するために作成した文書。 陸奥国白河荘(福島県南部白河市・西郷村 かけてここに収める。 (3)結城宗広。 白河結城文書参 出家して道忠と称 一帯)を本拠と 照 かが、

前

する。 白河市。 4)福島県西郷村。 白河結城氏。 (7)くらべいしごう。 北畠顕家に従い、 (5)だいむらごう。 白河市。 南朝方として活 (8)白河市。 福島県白河市。 (9)白 6

13) 白河市。 市。 10)比定地不詳。 (4)比定地不詳。 (11)比定地不詳。 (15)福島 県東村。 (12)福島県西郷村 16 Ш

河

と東洞院通の交差するところ。 事訓練の場所となる山野。 林・野などによって構成される未開発地。 (20)山形県立川 町。 21) 立川 (18)山形県余目町。 (23)鎌倉時代、 町。 (22)京都市。 (17)狩猟などの 北条氏の家督 19 )比定地 匹 1条大路

である得宗の家領

# 軍忠を上申する。二月,長沼朝実代石太重泰,前年の間門宿での合戦等の

○ 長沼朝実代石太重泰軍忠状 長沼文書○ (2)(3)○ (6)○ (7)○ (8)○ (9)○ (1)○ (1)○ (2)(3)○ (4)○ (5)○ (6)○ (7)○ (8)○ (9)○ (1)○ (1)○ (2)○ (3)○ (4)○ (4)○ (5)○ (6)○ (7)○ (7)○ (8)○ (9)○ (1)○ (1)○ (2)○ (3)○ (4)

懸追:

溶御敵畢、

同五日於手越河原終日致合戦、(15)

同

夜令宿

第大将軍悉御見知之上者、早為下賜御一見書、恐々言上□、同十三日於摩加戸宿之合戦重又抽軍忠畢、此等之次回數仕畢、同十一日・二日両日於箱根山大手致合戦忠節直勤仕畢、同十一日・二日両日於箱根山大手致合戦忠節

建武三年二月 日 (21)」

(1)軍忠状とは、武士が戦闘に参加して活躍した状況や、

自

静岡市。 府が置かれたことより見付府と称された。 寺社などに仕えた者の呼称で、郎従の下、 こと。(10)不詳。(11)ちゅうげん。 記したもの。(6)きけい。後日のよりどころになる証 えられる。(5)提出された軍忠状に上位の者が承認の文言を 宮町)を本拠とする。(3)代官のこと。(4)長沼氏被官 と考 書には 後日の恩賞給付・安堵をうける際のあかしとした。 身および従者の被害状況を上申する文書。これに証判をうけ、 (9) 旗差とも書く。軍団の標として用いられた旗の持ち役の (7)北朝方。(8)愛知県岡崎市・安城市 (2)長沼氏は、下野国小山氏一族で、 異かっ (12)不詳。(13)見付府。 「長沼朝実言上」という押紙があるが、省略した。 (18)間門宿。 (16)とのい。 宿泊し 沼津 て勤 磐田市。 市。 務 (19)足利尊氏。 中世に 警固 同国長沼荘(栃木県二 古代以来、 付 所従の上に位置し (14) 南朝方。 おいて公家・武家 近を流 すること。 遠江国の国 20 れ なお本文 る 17 15 μĺ

内は証判である。(21)不詳。

為

施

弓

箭

面

目

仍言

Ŀ.

如

件

三月、 戸次頼尊が、 前年の佐野山合戦等の軍忠を上 审

す

る。

目

三四 安1 戸 次賴尊軍忠状写 ○茨城県 水府明徳会彰考館所蔵 鎮西古文書編年録所収戸次家古文書

大友戸 次 左近 大夫頼尊(2) 軍 忠事、 領3 御 見状、 欲 浴恩賞

施弓箭 目子 細

去年十二月十二 同 十三日、 於伊 H 豆 玉 於佐野山(5) 府? 致散 X 合 最前 戦、 参 御 令 太刀 方6 致 打(8) 軍 ·忠事 軍 忠畢、

分取頭三、 若(9) 手 負 + 几

中略

鎮 細、 以 西10 前 御 条 供仕、 |以存 × 如 知候上者、 此 於博(11) 云 海 給御 道 給御 教 云京都 書12 見状、 合戦、 罷 向 且(4)御 玖珠 抽 城13 所 注 K 軍 進、 抽 戦 忠 信5 (15) 功之子 迄于

建 武 年 月

承候畢 御(16 判16

> 目 安。

大友戸 恩賞に浴し弓箭 次 左近大夫頼 0 面 尊軍 目 を施さんと欲 ・忠の 事、 御 す る子 見状に 細 預 0 事 り

C 軍 忠を致す事

去年十二月十二

H

佐

野

Ш

15

お

1 て最

前

御

方に

参

刀打ちせしめ 同 十三 H の軍忠を抽っ 伊 豆 国府に W C お いて散 お わ h 々合 ぬ 一戦を致り 分取 る頭三、 太

若党の 手 負 い + 几 人。

中略

0 を を 15 以 云 給 抽 前 面 お 1 んずる 目 わ 0 1, 条 T を 0 所 御み 施 K × 野教書を給り たさんが 0 カュ カン 0 子 軍 くのごとし。 0 から 細 忠 ため、 を 0 御 皆 抽 わ \$ り んじ、 注 t 進 つ 玖珠城に て存 海 つ に て言上 道と云 預 鎮 知 西 り L ま 件のごとし。 恩 候 罷 C V Ŀ 御 賞 0 は、 卣 供 京 浴 都 仕 カン 御 1 0 合 弓箭 見状 博多 戦 戦 功

1)本来は閲覧に便利なように箇条書にした文書を意味し

条書にした訴陳状・軍忠状のことをさした。(2)豊後大友氏 南北朝時代以降は、書出しに「目安」と書き、内容を箇 出自は同国戸次(べっき)荘(大分県大分市)。(3)「預」

(4)建武二年。(5)裾野市佐野から三島市佐野にかけて。

武士の従者の一種。本来は老党に対し若者の寄合という意味 (6)足利軍。(7)三島市に比定される。(8)「抽」か。(9)

書の敬称。 のちには騎乗資格のない侍の僕従を指した。 で用いられ、郎等など比較的上級の従者の家で構成された。 (11)福岡市。 ここでは足利尊氏の御教書を指す。 (12)もともとは三位以上の者の仰せを奉じた奉 (10)九州の異称 なお直状形式

(4)「預」か。(15)「浴」か。 御教書については二五六号註(1)参照。 (16)不詳 (13)大分県玖珠町

戦忠訖、

同十三日、 伊豆国府合戦追落凶徒等畢(4)

中略

右、

数箇所軍忠之次第、

御存知之上者、

早賜御判、

為備

亀鏡、 言上如件、

建武三年九月

H

「承候畢、

沙弥(花押)」

大友一族狭間大炊四郎太郎政直軍 忠 事。

、去年二二十二月十二日、 方に参じ、合戦の忠を致しお 伊豆国佐野 わ h 82 山に

おい て御

お わんぬ。

同十三

日

伊 豆 玉

府の合戦、

凶徒等を追い落とし

賜わり、 右、 数箇所 亀鏡に備えんがため、 0 軍 忠の次第、 御 存 言上件のごとし。 知 0 上 は、 早く御判を

(中略)

218

大友

狭間政直軍忠状 狭間文書

族狭間大炊四郎 太郎政直軍忠事 於伊豆国佐野山参御方、(2)(3)

去年建武十二月十二日、

狭間政直、

野上資氏、

前年の佐野山合戦等の軍忠

を上申する。

九月、

五 郎<sup>13</sup> 資頼

村

畝

治部

房

小

薦太郎

左

衛門尉!

知訖、

次

同

+

IE.

月二

日

近

江

玉

伊

幾

須

0

城

合

戦

0

次

第

狭

間

几

郎

射

火箭

其

後乗焼落

柱

押渡

敵

致 見

軍

忠之条、

須

賀

陣12

内 市 1)狭間 佐野。 は 証判 の狭間 である。 (3)足利 正供、 軍。 (6)実名不詳。 またはそ (4)三島市 。 一 族。 次号の花押と同じ。 VC 比 (2)裾野市佐 定 3 れ る。 野から三島 5 \_

村(大分県庄

内町

狭間町

大分市

南方地頭。

野 上 一資頼代 資氏 軍 忠 状

原 資 頼3 代平三 国立公文書纂所 資氏 館収 謹 内野 言 上 文文庫書 所 蔵

豊

後

玉.

御

家人野

上.

彦太郎清

欲

去(5) 早任 参 御 十二 海道 方、 月十二日 致 京 合 戦之条、 都 所 属于 × 合 戸 左 戦 近将 忠 次 豊 預御一 監 前 太(7 貞(6) 見状、 畢 被 見 知 於 浴恩 訖 伊 豆. 賞 次 玉 口 佐. 事

野 右、

山

左衛 近江 門 玉 H 伊 道10 幾 伊 以 須 豆 之(8) 下 玉. 令見知訖、 府 合 合 戦之時、 戦次 第 次 抽軍 同 狭 間 + Ħ ·忠訖、 四日 淀 郎 大渡 入(9) 次 今 橋11 . 小 年 上 合 庄 田 戦之時 月二 原 几 郎 H

> 加之預 六 註 左 H 日 唐 進 衛 門() 尉16 於法勝寺致合戦之条、(2) 橋 也、 御 . 然 令分 烏( 左<sup>14</sup> 教 早 書、 預 取 合 領 令発向 戦之時、 即 御 被実検之上、 見 球 資頼 状 珠 城21 古 為 庄 打 浴恩賞、 組 抽 孫 守 太田 軍 几 郎 護17 忠之間、 被註 判 • i 同 官15 六 郎<sup>20</sup> 進18 訖、 上 大将 族 如 益 見 知訖 所 次 戸 同 有 七

御

+ 郎

武 六(年22 九月 H

建

承<sup>23</sup> 了、

沙<sub>(24</sub> 弥<sup>24</sup> 花 押)」

豊後 玉. 御 家 野 上 彦太郎 清原資頼 代平三 資氏 謹 h で言

早く 預 り、 海 道 恩賞に浴 京 都 せ 所 んと 々 0 欲 合 する 戦

0

忠に

任

せ、

御

見

状

事

上す

戸 右、 豆 伊 次 豆 玉 去年 豊 府 玉. 合 前 佐 十二 野 戦 太 0 郎 Ш 月 時、 見知ち 15 十二 お 軍 せ 1 3 忠 T 日 を 御 左 れ 抽点 近 方 お に 将監貞 んじ わ 参じ、 W お 82 載 わ W 0 合 15 い ね 戦 属 C を L 同 致 0 お 1 + す わ で 0 W 今 条 H X 伊

.

見知し 御 ならず御教書に n 取らしめ、すなわち実検せらるるの その んずるの 0 資 致すの条、 道 条、 おわ 頼 見状に 後焼け で 小 古 h 太 お 司 田 間、 **\$**2 田 わ 原 庄 + 預 須賀五 孫 判官 四郎 h 落つる 日 り 大将御 四 つい 82 淀大渡橋上 預 郎 左衛門入道以下見知せしめお り、 族 恩賞に . で同十六 つい 郎 柱 注進あるところなり。 益戸 同 • に乗りて敵陣 玖珠 六郎 で 村畝治部房・小 浴 同十一 七 0 城に 見知 日法勝寺に せんがため、 郎 合戦の 左 発 衛 日 L 向 お 門 唐橋 時、 上、 せ 押 尉 わ おい 薦太郎 h と打ち組 資 L 烏丸合戦 言上 め、 守護注進 渡り、 (頼火箭 82 然れば早く て合戦致 件のごと 軍 L 左 わ ・忠を抽 衛門尉 軍 カン み、 を h せら 忠 射、 0 0 ね す 2 分 を

時

ために集めた古文書を たと考えられるが焼 高され 同(2 十月十五日、 三 押 紙 執事高師 云、 云文体慥心得ノタメ 室町幕府、 直 施行状写 會我時助に沼津郷を交付する。 注左施行 ○国立公文書館內閣文庫所藏座右抄 五

整理・編集したもの。

原本は七冊であっ

現在は転写本十

四

冊

が国立公文書館内閣

文庫に所蔵

鎌倉時代では

曾

我

(2)主君に臣従する武士身分のもの。

1)水戸彰考館が

「大日本史」

編 集の し

我奥太郎時助去 (3) 申、 駿河国沼津郷公藤右衛門尉事、(4) 任 去二

将軍と主従関係を結んだ武士を呼んだが、 幕府滅亡後は、一 (3)野上氏は、

豊後国清原氏一族で、 種の社会身分を表す言葉に変質していった。 (4)野上氏被官か、 同国野上村(大分県九重町)を本拠とす 一族か不詳。 (5)建武二年。 (6)大

都市。 を城郭としたもの。 (12)南朝方。 (13)以下、 (9)狭間正供か。 村畝・ 小薦とも実名不詳 (10) 実名不詳。 (11)京

友貞載。(7)戸次頼尊か。

(8)印岐志呂神社

(滋賀県草津市

14)唐橋·烏 後醍醐天皇に仕え、 丸。 いずれも京都市。 身辺護衛にあたった。 (15)結 城 (16) 実名不詳 親光、

18)注進。 )鎌倉時代以降、 (19)京都市。 国ごとにおかれた検断 (20)いずれも実名不詳。 等 を 掌る役 (21) 玖

17

大分県玖珠町。 内は証判(写)である。 (22)前号文書からみて三年 (24) 実名不詳 0 誤 9

で

後に

加筆されたも

0

C

あ

る

が

誤 りの

な

お

和川

頼春の法名は

月八日 [御下文之旨、 (5) 可 `被沙汰付之状、 依(7) 執達 如件、

H

#### 光勝院観応(9) 武三年十 頼 売春号 月 + Ŧi.

御尊(10 代氏(10

少日

| 村通

過郎

入(i) 道(i)

殿

武蔵 権

守(8) 在判

郎

入道を称した石塔義房(二〇五号註

(5)参照)

である。

本史 輔

11

加筆で細川

頼春と記すが、

官途及び通称から宮内少

光勝院宝州祐重。

また、

正しくは観応三年没。

10

)足利尊氏。

5

れる。

より石塔義房は、

の時期には駿河国守護であったと考え

文書の書札・書式に関する故実書。

曾我

本文書の前に写されている文書と同様という意味で、ここで 尚祐著。 元和六年(一六二〇)頃 成立。 十巻。 (2)「同」 とは

(1)和簡礼経とも。

奉じて守護に取り次ぐことをいい、 は 施行事 施 行とは、 執事(のちには管領)が将軍の その文書を施行状という。 意 を

(3)伊豆国狩野氏一

族か。

(4) 実名不詳。(5) くだしぶみ。

たしつけ。 ここでは足利尊氏が曾我時助に知行を宛行った下文。(6)さ 遵行・ 打渡のこと。 二〇五号註 (1)参照。 (7)足

利尊氏の仰せ。 たれる。 足利尊氏に近習。 (9) = れ以下 (8)高師直。 その後、 の部分は、 足利直義と対立し、 父師重以来、 少 輔 記郎 足利家執事として 入道の説明として、 観応二年に討

> どの安堵を朝 十二月、 長寿寺雑掌元道、 廷にもとめる 寺領船 津郷 東郷内金沢 な

長寿寺雑掌元道申 状 案 Ш 中繁三氏所蔵文書

長寿寺領事

長寿寺雑掌元道謹 欲早被経 御 奏(間4 言 上 被成下安堵

院<sub>(5</sub>5)

弥全寺領、

奉

宝(6) 郷<sub>10</sub> 内 金沢村、 延長、 駿 摂 河 津国 玉. 安野(7) 恒 松 船 津(8) 伊勢国 内 寺 田 上野 畠 拾 御 陸(9 薗13 余、 中

祈

副 進 主 職 間 事

野 等 可

東

寺領、

為奉祈

### 卷 次第相続文書等案

安堵 為御祈願所、 当寺領等者、舜淳代々相伝無相違之地也、 院宣畢、 宜奉祈宝祚延長之由、 然早被経御 奏聞被成下安堵 金年十月一日被成下 院宣、 随而当寺

天長地. 外御願、 建武三年十二月 相言上如 件 H

式令にみえる敬意表現。(7)「阿野」のことか。ただし一一 上皇の院宣。(6)天皇の位の尊称。 が上皇の意を奉じて発給する奉書形式の文書。ここでは光厳 う者。(3)不詳。(4)天皇や上皇に奏上すること。 (1)不詳。二八五号にもみえる。 (2)荘園の管理・雑務を行 改行は平出とよばれ、公 (5)院司

重県河芸町。 (11)裾野市の小字に金沢がある。 (14)不詳。(15)この位置に花押が (12)兵庫県尼崎市。 かか つてい (13 <u>=</u> 昭和の頃まで駿東郡に属する。

(9)十六町。 (8)富士市。

(10)比定地不詳

部、

沼津市。

八号には

「安野郡」とみえる。

る。

### 延建 元武 二四 年年 丁丑(一三三七)

正月十日、 足利直義、 葛山三郎に対し、 遠江国凶徒退治

の軍忠を賞す。

全

遠江国凶徒対治之間、(1) 芸 足利直義感状 致軍忠之条尤以神妙也、 ○大阪府箕面市○大阪府箕面市

追可有其沙汰之状如件、

建武四年正月十日

(花)

於恩賞者

葛山備 中三 郎3 殿

て神妙なり、 遠江国凶徒退治の間、 恩賞にお 軍忠いたすの条、 1 ては、 おってその沙汰有るべ もっとももっ

きの 備中守を称した者は多いが、 (1)退治。(2)足利直義。(3)実名不詳。 状 件のごとし。

この時期に相当する者は見当ら

諸系図によれば、

党<sub>12</sub> 岩

瀬等

彦太郎

経々

同又五郎

光家

可

又太郎

胤

経

口

御敵

強

敷、

信少

被引退之間、

結

城

判

手

勢

•

朝

行若

官!!

〇口絵参照

# 八月、野本鶴寿丸、一昨年の伊豆国藍沢原・佐野川合戦

II=10 野本鶴寿丸軍忠状 熊谷文書

での軍

忠を上申する

野本能登四郎朝行死去、子息鶴寿丸目安

右

朝

行為当

家

流之跡

自

祇

候

将申

軍

学家以来、

或

捨

軍

事

所領 不 能 挙 或軽 功、 命、 粗 注 進之、 致 無(4) 忠 節 事、 無其隠之上者、 始 而 雖

守<sup>(8)</sup> 等<sup>(8)</sup> 去 致 口 + 合 建武二年 令見知 戦之忠畢、 H 於伊 畢 十二 其 一月八 百 豆. 子 H 玉. 『愛沢原合》 H 細、 中 山9 将軍 Ŀ. 福 合 戦之時、 兵 戦之時、 鎌倉御立之間、 庫 入 道6 御 并侍 最 方(i) 之 初 所? 馳 先 朝 向 陣、 浦 行 大 懸 御 共 依 幡 先

御 錐 欲 敵 不 取 於河 頸之 取 頸、 鰭15 処 可 進于 預 Ш 大将 名 先之由 伊 豆 御 感畢、 守13 殿為 被仰之間 此子 日大(4) 将、 H 細 等、 令見, 随 彼 캪 命、 知之上 日 被 付 則

着。追

到16 落

孫

Ŧi.

郎

家

綱

等

相

共

+

余

騎

入替

懸

先、

切

落

御

敵

騎

畢、

同十二日、同国佐野河合戦之時、自中手渡河、致軍忠<sup>(立)</sup>

畢

可 + 日 伊 豆 玉 存18 合戦之 時、 中 間 平 Ŧi. 郎 男 令 打(i) 死<sup>19</sup> 畢

(中略)

少<sup>21</sup> 之上、 H 参、 以 前 可 条 令他界畢、 懸御 × 可召具 如 斯、 目之処、 、若党等合 鶴 朝 寿丸 行 相 存 日20 待 亦為彼跡、 戦最 合 戦 中之間 将軍 静謐之刻、 則可 御 帰 所 令参洛処、 洛之時、 及遅 今年三 K 也、 月 最 未 # 前 以 幻 t 馳

建武四年八月 日

此

旨、

為被載

御

注

進

粗

目

安

加

件

「一見了(花押)」 (22) (23)

Ħ 安。

功 無 0 右 を挙 以言 来た 0 朝 本 ぐること能 忠 行当 能 節を致す あ 登 る 家 DL 郎 い は 朝 流 事、 所領を捨 行 わ 0 ず 死今去。 跡 とし ٤ そ 0 い 子 隠 て、 えども、 て、 息鶴 れ 将 な あ 寿 軍 き る 丸申 0 家 あ 1, 上 は 15 3 命を軽さ は、 祇 あ 軍 3 候 忠 始 注 せ 0 んじ、 しよ 准 8 事 0 す T

꽢

H

着

到

15

付

け

3

れ

お

わ

h

82

致 間 合 L 戦 去ん 朝 お 0 わ 時、 行 82 御 る h 建 82 最 共 武二 初 12 2 年 0 馳 同 7 + せ 細 向 \_\_\_ 一月八 日 カン Ŀ. い 伊 日 杉 兵 先 豆 庫 を 玉 将 |藍沢 懸 入道 軍 け 鎌 なら 原 合 倉 戦 15 御 U 0 お 立 15 忠 5 5 侍 を T

引 敵 郎 彦 家 太 郎 綱 退 騎 等、 を 信 カン 切 経 る 0 相 る . 落とす。 同 共 0 12 又 間 + Ŧi. 郎 結 余 頸を取る 光家 騎 城 判 入 . 官 同 3 to 手 替 又 勢 W と欲、 太 わ 郎 朝 b する 先 胤 行 を 経 0 若 0 懸 党 ところ け、 同 岩 孫 御 瀬 Ŧi.

戦 所

0

時

御

方

0 3

先

陣 知

御 L

敵

等

強 わ

き

12 \$2

よ

b 同

T

か

少

々

浦

大

幡守

見

せ

8

お

h

H

中

Ш

合

Ш

名伊

豆

守

殿

日

大将として、

見知せしむるの上は、

頸 る U を取らず 落 る とし、 0 間 大 カン 将 0 命 えども、 0 御 に 感 15 先に 預 す 0 進 な お むべ わ わ 5 h き 御 \$2 敵 0 を 由 河 0 仰 子 鰭な 細 12 せ 追 6

り 同 口 + 十二 軍 忠を 日 日 致 伊 同 L 豆 お 玉. わ 佐. 府 h 野 合 82 河 戦 合 0 戦 時 0 時、 中等 間が 中 手 Ψ. t Ŧi. b 郎 男 河 を 打 渡

中略

死

にせ

8

お

わ

h

82

り。 す あ せ 合 0 以 参 時、 前 3 1 戦 洛 あ き若党等合 0 8 0 最前 静謐 3 0 せしむべ 条 お 自 旨 わ × をも を 安、 15 か h 相 馳せ参じ、 < 82 件 きところ、 戦 待 のごとし。 のごとし。 0 鶴 0 寿 最 0 御 中 刻きるみ 丸 御 ま 注 0 今年三 目に 進 間、 2 た 朝 まだ幼少の上、 カン 行 懸るべ 載 遅 0 0 月二 存む せ 大 跡 3 15 とし 日 き n 及 のとこ ぶところ て 七 将 h が 日 軍 ため 召 す 御 ろ、 な 他 帰 具 界

右神用

米等者、

追年及難

十一月十日、 る。 れる現在の境川のことか。 氏の出身は上野国山名郷(群馬県高崎市)。 藍沢原。(6)上杉憲房。 あって、 (8)三浦貞連。 (12)二二四号註(9)参照。 大将。 (19)「討死」 22 (15)河端のことか。 御家人の統制・検断を担当する職務機関の 足利尊氏、 (9)御殿場市。 内は証判である。 のこと。 足利尊氏生母の兄。(7)室町幕府に 某社に神用米料所として得倉郷 (20)生存していた時。 (18)伊豆国府。 (13)山名時氏。 16 (10)足利軍。 ) 着到状。 (23)不詳 三島市に比定され 伯耆国守護。 (14) その日 (17)伊豆佐野を流 (11)結城親光。 (21)「幼少」 名称。 この合戦

山名

済云 沙汰之状如件、 々 仍為彼料所 《令寄附当 郷 也、 為 円不輸也

可

致

建武三二年十一 月十日

(1)不詳。(2)実名不詳。(3)足利尊氏。(4)「無二」。

5

源朝(9) (花押)

賦課を免ぜられた土地。 年貢の事。 費用に用 うにあらわす。 から駿河国内の神社宛と考えられる。 る所領のこと。(4)清水町。 (1)本文書は奥が切断され いられる米。 (6)いにしえ。 (9)足利尊氏。 (3)ここではその年貢を神用米に宛て (8)四年。 これまで。 ており、 現在は徳倉と書く。(5)のうぐ。 足利氏は清和源氏。 「四」を忌みしてこの 宛所はみえない (7)国に納める租税 (2)某社の行事やその が、 内容

を寄進する。 亖 駿 河 玉 神 足利尊氏寄進状(1) [得倉(4) 用米料所事 以当国之乃貢往代致沙汰之処、(5)(6) 明治百年古文書展出品文書

五月二十七日、

駿河国守護今川

範国、

遠江国井伊城攻め

範国。

駿河・遠江国守護。

(8)松井助宗。山城国御家人。

# 延暦 元元 三年 戊寅(一三三八) 建武五年八月二十八日改元

の兵粮料として、香貫郷正税を松井八郎に給与する。

駿河守護今川範国書下写(1)

駿河国香貫郷正税四分壱事、(3)(4) 為井伊城責兵粮所、(6) ○高知県立図書館所蔵土佐国蠹簡集残編 宛行之

建武五年五月廿七日 松井八郎殿

状

如件、

(花行)

権利付与などの際に用いられる文書。(2)「土佐国 蠧簡集」 (1)直状(じきじょう)形式で、守護など発給者の命令下達

は同国

の中世の編年体の史料集。

奥宮正明編。

享保十年(一

氏の家臣が同国に持ち込んだ史料を収める。 七二五)頃成立。 全九巻。「残編」には国外から入部した山 (3)沼 津市

は (4)原義は令制下の諸国の倉に貯蔵された租をいう。 般に国衙領での年貢米のことを指す。 (5)井伊谷城。 中 世 で

> 佐町。 拠ったといわれる。 南朝方井伊氏の居城。後醍醐天皇皇子宗良親王も一時 (6)兵粮(軍費)を徴する所領。(7)今川

暦

添二

年

应 趣

月五

Н

1)伊豆国北条

(韮山町)に建立された寺。

円成寺伝来文書は、

寄

進之

後

旨

加

件

#### 延暦 元応 四二年年 己卯(一三三九

#### 月五 Ħ 足利 直 義 伊 豆国 円成寺に、 沢 田 [郷等を寄

進

を冠していないことから、

後世、

写の際の挿入とも考えられ

薑 足利直義寄進 状写 ○伊豆長岡町北条寺所蔵文書 する。

寄進 国 北 伊 条2 豆. Ŧi. 笛 円 郷 成 中原(3 寺1) 南山木

肥田田

右 幷 同 円 沓 成 屋 寺 郷6 朝臣後室比 丘(9) 駿河 建立尼院也、 玉 金持 庄④ 内沢 彼親 田 郷5

旁有因 単(孤1) 戚之女児、 願 善 無賴窮人之依処也、 根 縁、 |滋蔓普 何 其種之寡婦、 不随喜、 音覃六種之群# (16) 是以施 将亦救済 多入 萌红 入釈(10) 入 法炬。盛遍 (18)熾(19) (19) 元弘以 止 住 (注)(注)(注) 当 遍 寺、 照三 遥約尽未来際、(4) 一途之幽 是則 扶持

左 兵衛(21) 朝 臣

> は 現在伊豆長岡町の北条寺に引き継がれている。 3)原木以下、 函南町。 (4)沼津市。 山木・中条・南中村はいずれも韮 二六三号等の正文では沢田郷は荘名 (2) 韮 Ш 町。 Ш 町。

市。 出家し仏門に入ること。(11)ただ一人。(12)はたまた。(13) 家して具足戒をうけた女性。ここでは覚海円成。 によって中分されていたことによる。 本文書は検討の余地がある。 (7)地頭方・郷司方の意。もとは、沓谷郷が地頭と郷司 (5)沼津市。 (8)北条貞時。 (6)沓谷郷。 (10)沙門。 (9)出

燈とも。 こと。 後醍醐天皇の倒幕計画が発覚(元弘の乱)して以来の戦での死 (14)未来永遠のこと。(15)じまん。 (16) あまねくおよぶ。(17) 多くの人民・民衆。 正法が世の闇をてらすことを燈火にたとえていう語 勢いが強まり広がる (18)法

足利直義。 朝臣 の上に 源 脱 19

激しく、

さかんなこと。

(20)死後の不安なたとえ。(21)

みえる。 十月、 注進された伊勢神宮領のなかに、 大沼鮎沢御

厨

かい

合

(中略)

駿河国

(中略)

給人引付諸神領事(2)(3)(4) 給人引付諸神領注文(1)

○東京都○東京都

などの世話をする者。 社寺に所属し、参詣者(檀那)と師檀関係を結んで祈禱・宿泊

右、注進如件、 延元四年十 月日

(中略)

大沼鮎沢御厨(5)

布六端

但政所大夫注進定也、(6)

同家廃絶後、伊勢神宮外宮の神庫に蔵された神領注文。嘉永 三年(一八五〇)に御巫内人石部清直によって手写されている。 (1)天正八年に松木堯彦が編じたものを松木作所家が相承し、

部から御殿場市東部、

小山町南部にかけての地域。

(6)伊勢

(4)伊勢神宮領。(5)裾野市北

合。後日の証拠となる記録。

(2)幕府や荘園領主から恩給・給田を与えられた人。(3)照

228

特定の

御師とは、

神宮御師(伊勢の場合「おんし」とよぶ)。

時

駿

州

岡

天台宗僧

存20

帰

高

祖

化、

改宗更

衣

執

宮19

礼

兼(針)

勤22

請之、 空

往、

今之光長寺是(23)

也

暦 弟

几

年.

辛巳

IF. 師

Ŧi.

無

疾泊

而

化

九

歳

也、

師

性

得

彫 応 子 于

刻之巧、

以 月 徳、

廃

道 日 慇

行

誓

不

取 然 師

页

身

延

澗 +

畔

偶

見異

光

#### 興暦 国応 二四 年年 辛巳(一三

正月五日、 光長寺住持日法、 没する。

듶 本 化 別 頭 仏祖 統 記1 卷十 列

伝

〇甲 諱 州 法 安 玉 呼 山 和 立. 泉阿 IE. 寺2 闍 開 梨4 Ш 日. 法3 父名芝田 上 人伝 右 近

威

儀

厳

密

高(6)

身(7)

隠

棲之

間

温

席

扇

床

具

竭

孝

思矣、

師

智

行

兼(5)

于

等

自

修

命

成

日

初 痛 師 地 蔵 透 重 高 堂傍 骨 祖 而 髄 往 遊 化 有 Щ 主 梨 時之寺 欹 郡 驚 石[0 等 如 夢 力 醒、 主 此石今尚存、 郷 (11) 北 原(8) 延而 始 知 旧 相 高祖 業非、 見、 有 真 倍<sup>12</sup> 之 道(4)話(4) 言 偕 精 講 舎金 累 至 立. 身 H 正 剛 延、 安 師 山 田胎蔵寺、(9) 之法 玉 師 論13 崇高 針

膀呼 祖、 安 玉 祖 賜 Щ 立. 名 正 日 寺、 乗15 其 寺之檀越 地 後呼 H 相 蓮休 議不 木息(17) 村、 睽16 終共 慈 乗 沢 請 追 H 師 而 治18 更

> 弗于 也、 夜 袓 夜 以 庸(24 吾 高 祖 爾 師 之所及、 聴 許 年之後、 師 之 就 視 師 吾 之 超刀 必 誦 檜樹 贮 遺 似 再 羅 百尺、 尼26 起、 像 加之 為 其 直 万 柔 ? 呪之、 世 和 幹 凌雲 福 有 田25 威 伐 口 乎、 卑 師 而 造 謙 以 為 材、 乃 具

告 相 霊

高

材

築妙光寺(29) 之置 身像 身 延27 傍、 崇之、 軀 長 剃髮之次、 興 慈眼 長栄三 今総之下 威 手 容、 Щ 植 伝 州 鬚 多(30) 髪、 師 神 復取 儼 霊 然、 於 像是 後 残木刻之自 常 高 也、 祖 在 高 日 祖 点眼、 朝28 珍、 滅 請 高 後、 之 祖 大 新 見 惜

(番31) (番之需) 寺34 浜之法 刻之数多、 華(35) 洛 中 Ш 妙妙 法 華 顕 寺36 経 寺32 • 休 息立 小 凑 誕 IF. 生(33) 等之影 那 瀬

師 之所 作、 其 余小 像尤多霊験著 云

皆 妙 法

法

十八巻。 宗僧侶などの伝記や、 1)身延山久遠寺第三十六 七一号参照。 享保十六年(一七三一)成稿。 (2)山梨県勝沼 4 阿闍梨耶 その関係する寺院の縁起等をまとめ 町。 世 の略。 (3)日蓮の弟子。 H 潮 寛政九年(一七九七) 0 密 撰 教 15 よる、 0 阿闍梨灌 俗名徳永光長。 H 這選及び 頂 刊。 をう H  $\equiv$ た 蓮

あるように真言宗であった。 山梨県身延町。 修行をともに兼ね備えていること。 する大徳者の意。 阿闍梨耶の職位をうけたもの。 (8)勝沼町。 (5)「智行兼備」。 (9)立正寺の前身。真言精舎と (10)きせき。 弟子を教えその行為を正しく (6)日蓮。(7)身延山 内面的な智恵と外面的 カュ た む い た石 な

36

)京都市。

(37)御影堂のこと。

説いた話。ここでは、 文応元年成立。「法華経」信仰に帰依すべきことを説 (11)仏法。仏の教え。(12)よる。 前鎌倉幕府執権北条時頼に献納された。(4)人の道 法論をたたかわせることを指 (13)日蓮主要著書の一つ。 す い たも かっ を

(15)日蓮宗の僧。

立正寺第三

世。

(16) そむかず。

(17)勝沼

町。

天台宗の僧であったが、 (18)うるおう。 七一号参照。 (21)つつしむ。 (19)沼津市。 日法を通じて日蓮に帰依し、 (20)日春。 (22)こころをこめて。 日蓮の弟子。 改宗。 ねんご はじめ

梵文の長句を翻訳なしで読誦すること。 ろに。 じる原因である三宝・父母・貧者などを指す。 の拙な職人。 (23)沼津市。 (25)福徳を生じる田の意。 日蓮宗。一 七一 号参照。 (27)身延は身延町に 転じて福徳の生 (24)並の職 (26)だらに。

正

一慶二年に譲位した光厳天皇のことか。

(4)高僧の死去。

れ

た ほ

妙本寺、

長栄は東京都大田区にある本門寺のこと。

(28)俗名

ある久遠寺(日蓮宗総本山)。

以下、

長興は神奈川県鎌倉市

津小湊町。 斎藤兼綱。 0 法門を修行する仲間。 (29)千葉県多古町。 (34)神奈川県横浜市。 (32)千葉県市川市。 日蓮宗。 (35) 玉沢妙法華寺。 (30)多古町。 (33)千葉県天 31 同

兲 勝 山<sub>(記</sub>記) ○山梨県勝山村富士御室浅間神 社所蔵

四2

ぼ同内容の写本として河口湖町 会動向 (1)中世後期の甲斐国都留郡(山梨県)を中心とする政治 妙法寺記」 本 平院治十二 や日蓮宗・富士山信仰などについて記した年代記。 年、 がある。 光長寺第二 (2)曆応四年。 日 の日蓮宗妙法寺に伝えら 法 上 一人御遷化、 (3)元弘元年に即位

. 社

し出により、 十二月十五日、公行、 壹 公行書下 土狩郷内の ○三島市 三嶋社務盛親後家の代官頼円の申 田 畠を交付する。

畠壱丁事、 三嶋社務盛親後家代申、(1)(2)(3)(4) 任去建武元年二月九 頼(5) 駿 河国 日 御 寄進状、 王 加利郷(6) 内 可被沙汰 田 参 町

付

行めくり侍しかは、

山の姿いつかたよりも同やうに

見え

国に入て、信濃へと心さし侍しに、さなから富士の麓

如

曆応四年十二月十五日 政所殿

土加

利郷

公行(花押)

家の代官の名。 本来「頼円」の次に来るものである。(5)実名不詳。盛親後 職)のこと。(3)三嶋大社神主の伊豆氏。(4)この「申」は (1)三嶋大社。三島市。(2)神務職(神社の事務を取り扱 (8) 実名不詳。 駿河国目代か。 (6)土狩郷。長泉町。(7)二○四号のこと。 (9)郷の管理事務を行う機関。 3

ここでは、その長を指す。

に、心こと葉も思ひかたく覚侍て、 北になし南になしてけふいくか 富士のふもとをめ

て、まことにたくひなし、すその、秋の気色、

まめや

0 きぬらん

(1)後醍醐天皇皇子宗良親王の家集。

成立代年不詳。二巻。

収める。 その時期は、 奉ぜられて伊勢国大湊(三重県伊勢市)より海路東国に赴くが 途中難破し、遠江国海岸に漂着する。その後しばらく井伊城 (引佐町)に滞在したあと、 (2)沼津市。 興国 (3)宗良親王は、 二年頃と考えられるので、 駿河・甲斐国を経て信濃国に入る 延元三年九月に北畠親房らに しばらくここに

このころ、宗良親王、 て信濃国に向かう途中、 李花和歌集 浮島ケ原・車返を通り、 和歌を詠む。 甲斐を経

うきしまか原をとをりて、車かへしといひし所より甲(2)

正月、

摂関家の荘園伝領目録に、

法成寺領として小泉荘

興康 国永 三元 年 壬午(一三四二) 曆応五年四月二十七日改元

がみえる。 摂籙渡荘目録(1)

九条家文書

御 [摄□□庄目六

(中略)

法成寺領

中 略

駿河国 1 泉(4)

白 布三百段

(中略)

曆応五年正月 H

「左衛門尉安倍(異筆) (5) (花押)」

(1)一八五号参照。 (2)「籙渡」。 (3)京都市。 (4)駿東郡

または富士郡。(5)実名不詳。

興貞 国和 六年

乙酉(一三四五

十一月十九日、 した入江孫八郎跡の播磨国福井荘の闕所等について請文 播磨国守護赤松則村、 康永四年十月二十一日 竹之下合戦で逐電

を出す。

赤松則村請文(1) 吉川庶流篇目(2)

「従是知行方」

被尋下候播磨国福井庄(3) 上闕所事、 西保内左方得分、者、

修

理大夫維貞跡也、

之処、 先朝御代建武元年、吉河左衛門尉経清、以本領之号申(8) (9) (9) 当御代為御敵、 於山田丹生寺城討死候畢、(22) 次東保

内宿院村岩十五石、 同御代、 以矢部六郎左衛門尉跡、(13) 雖 被

次同保内木屋村岩分、者、入江孫五郎入道跡也、 宛行矢部孫三郎、 為凶徒丹生寺城没落之時、令遂電(4) 彼仁 華、

此条偽申候者、 可 飛蒙

自竹下合戦遂電之由、

承及候、

此

所

々闕所之条、

無子細

仏神御罰候、 以此旨可有御披露候、 恐惶謹言、

改元

島県大朝町)に本拠を移す。

経高の弟たちは分割され

た所

領

をそれぞれの本拠とし、

播磨吉川氏

·駿河吉川氏

•

石見吉川

貞 和元年十一 月十 九 H

沙弥円心(裏花押)(押紙)

0

氏の祖となる。

経清は、

播磨吉川

経高

の弟

経盛

の孫で、

保には、 東保に分かれ、 (3)兵庫県姫路市。 (1)上位の者からの文書の内容を了承し、 |鎌倉から室町時代にいたる吉川氏庶流の古文書集。 または履行する旨を誓う答申文書。 上村。 西保はさらに左方・右方に分かれていた。 宿院村・ 二〇二号にもみえる。 木屋村・ 水度呂村等が (2)南北朝期を中心 命令を履行するこ 福井荘は、 含 ま 全五巻。 n 西保 た。 東

応じて取得する収益。 5 4 保とは、 所領の没収。 平安時代後期にあらわれた所領単位 または没収されて知行 (7)大仏維貞。二〇二号註(4)参照 人の 1, な 1 6 所領。 )職

紙

の裏に花押をすえることが多い。

表現。 天皇綸旨(「吉川庶流篇目」に案文所収)によって経 水市)の出身で、 8 n )後醍醐天皇。 たものである。 なお福井荘西保左方は、 その後、 改行は平出とよばれ、公式令にみえる敬意 (9)吉川氏は、 五代経高の時、 建武元年十二月七日付後醍 駿河国 安芸国 入江 . 莊 大朝本荘 吉河 清 15 邑 給 清 与

> 原景時 国入江荘内矢部を本拠とし、 兵庫県神戸 に対する敬意をあらわす平出。 方をくらますこと。 山町竹之下一 をえるが、 (19)裏判とも。 弟。 た矢部氏のことか。 (10)もとからの領 族討伐の功により三代経兼 市。 東保に留まるも 帯で行 請文では受取者に対する敬意を示すため、 (13)次の矢部孫三郎とともに実名不詳。 (15) 実名不詳。 われた足利軍と新田軍との戦。 (14)「逐電」 地。 のであった。 二代吉川 同国吉河郷内にも所領を有し (18)赤松則村。 の誤字。 (朝経)が福井荘 (16)建武二年十二月に 友兼 (11)光明天皇。 の正 以 下も 治二年 播磨国守護 同 0) (17)仏神 じ。 地 に 駿 12 頭 用 小 行 T 梶

1

月十六日、

頼

賢、

伊豆国

三嶋

社に、

土

|狩郷内

の 田

畠

#### 正観 平応 六二年年 辛卯(一三五

を打渡す。

土 狩 郷1 内三 嶋 宮御 神 ○三島市 事

四

頼

賢打渡

状

右 任 合 御 四 寄 町 附旨 者 芫 如 畠田 本 渡 申

候

畢

仍

渡

如

於手越河原合戦之時、

抽

忠節

畢、

将又同

年十

月

中

状3

観 応 年 + 月十 大(5) 六 H

三嶋

東

頼 賢4 花

押

実名不詳。 (1)長泉町。 (5)三嶋大社神主。 (2) = 鳴大社。 島市。 現在 の矢田部氏。 (3)打渡状とも。

4

+ 月 伊 達景宗、 去る九月 + 日 の車 返宿の合戦に

迺 伊達景宗軍 忠状 ○京都大学文学部博物館所藏駿河伊達文書 ける、

日枝社前での

軍忠等を上申する

達 藤 一景(1) 軍 ·忠事

所合 人踏 軍 戦、 九 右、 勢等多分雖引退之、景宗兄弟 日 伊 戦之間 留当所、 同 自 東 時 豆 景宗、 御 州 御(2)等、 発(向4) 射払御 令見知之上 之時 日 吉宮前於搦 敵等、 可寄 御 共 来当 者、 仕、 散 異于他軍 K 手、 同 玉3 抽 之由 + 親類・ 致散 軍 忠之条、 有其 H, 忠者 × 合 若党等僅四、 於 聞之間、 戦之 東返宿(5) 也 進藤次郎(8) 処、 次 去九 有御合 同 御 # Ŧ. 方元 月 七 同

乗馬 之間 自 儿 御 郎 敵 小 河14 . 兵 中 衛(3) 中 物 打 賀 賀野 具奪 出 野 掃 鴾右 取 部(1) 殿 小 坂 懸火 衛門 入江 山15 殿 被在符之間、 打 越之時、 駿 彼等在所 四 州18 郎 以 . 下 大村六郎 X 焼 生 払畢、 徒 捕 同 等、 御 + 敵 左 六 引 同 日 長 衛 門尉 籠 田 日 久 Ŧi. 景宗幷武 等 能 打 郎 次(郎16 寺 入(7) 相 城19 共 畢 中

華六 年 + 月 H

IF.

お

然早賜

御

判

為備

後証

言

F:

如

件

花(押21)

234

去程二同廿七日、 (中略) 薩多山合戦事 太平記 巻三十 後攻ノ勢三万余騎、足柄山ノ敵ヲ追散(3)(4)

り、竹之下に陣を張る。

シテ、竹下ニ陣ヲ取ル、(5)

と神奈川県南足柄市・箱根町との境に位置する山地の総称 利尊氏軍と直義軍との戦。 (1)薩埵山(清水市と由比町の境にある山)周辺で行われた足 (2)観応二年十二月。(3)小山町

津市。

した合戦。(3)駿河国。(4)足利尊氏軍の京都出陣。(5)沼

(6)日枝神社。沼津市。(7)足利尊氏軍。(8)実名不

面化した足利尊氏と直義の対立(いわゆる観応擾乱)に端を発

(1)駿河伊達氏。(2)足利直義軍。前年の観応元年十月に表

詳。

17

)府中。

静岡市。

(18)入江駿河守。実名不詳。駿河国有度

郡入江荘(清水市)を本拠とする在地領主か。

(19)静岡

市

」内は証判である。(21)不詳

詳。 詳。

大村ともに実名不詳。(14)焼津市。(15)静岡市。(16)実名不

駿河国府中(駿府・静岡市)にいること。(13)以下、鶴・ (9)実検すること。(10)静岡市。(11)実名不詳。(12)在

駿河国有度郡長田荘(静岡市)を本拠とする在地領主か。

(4)足利直義軍。(5)竹之下。 小山町。

### 正文和七元年年 壬辰(一三五二) 観応三年九月二十七日改元

閏二月八日、 葛山氏の名がみえる。 挙兵した新田義宗等の軍勢の中に、

大森

四四四 太平記 巻三十一 ○東京都○東京都

略

新

田起義兵事

都宮三 竜寺 方ノ相図事定リケレ 是ヲ聞 閏二月 |河三郎·天野民部大輔 江田・大館 小 幡・ 八 テ 大井田 日 玉 × 先手勢八百余騎ニテ、 . 3 堀口 IJ • 馳参ケル当家他門ノ人 井 篠塚· 新田武蔵守義宗·左兵衛佐(2) . ||政貞・三 世良 羽 田 河 . 浦 籠 岩松· 西上 近江 沢、 々、 外<sub>(</sub> 様<sup>5</sup> 野 守・南木 田 = 打出 中 先 . 1 宇 青 義 族 ラ

郎

西木七郎 ·

酒勾左衛門・小

畑左衛門

・中金

.

松 間 中

田

河

大森

.

葛

勝代

蓮

沼  $\equiv$ 

•

小

礒

. 大(8)

.

酒 田

.

山

縄

原

宮

宮

南

西 .

高

村

玉

浅羽 出

. . Щ

几 梶

方田

• 儿 •

庄・桜井・若児玉、

丹ノ党ニ

田二井业良田龍澤外樣二八字都官三河三郎夫野民 八江田天館堀口縣塚羽河岩松田中青龍寺小幡大井 九是ヲ聞テ國 六ヨリ 職祭ケル當家他門ノ人、先一族ニ 藏清開一月八日先手勢八百餘騎二テ西上野二打出ラ ル諸方ノ相圖事定リケレハ新田武藏守兼宗左兵衛佐 九最中將軍河真中二取雜奉り一人七不發打取下後二 堂入道三浦介小侯華名ハタラカア鎌倉ニコリ居タリケ 出給ハンスル時態ト馬廻り二和へテ合戰已二半ハナランス 御陣へハ条候へレト新田ノ人ヤノ方へ相闘ラ堅少定了石 人力勢何ト無共三十餘騎ハアランスラン將軍戰場二打 間戶入間河ノ邊二战合テク防干給ハンスラン我等五六 大輔政真三浦近江中南水十郎西水七郎洞与左衛

天磯酒間山下鎌倉出繩拖原內官三官南西高田中村 內左衛門動使河原州七郎西黨東黨能谷太田平山私 信慶子子息修理完舍弟六郎左衛門加治雙後守同刑 兒玉篇二八凌羽四方田庄 櫻井君兒玉州/萬二八安保 テ武親國へ打越ル依之武藏上野ヨリ早馬ラ打丁鎌倉へ 市村山横山猪保黨都合其勢十萬餘騎所人二火力懸 急ラ告ル事備ノ歯ラ引力加レサテ酸ノ勢ハ何程有フト 難立千騎三足ラス御勢ラ以テ敵ノ北萬騎り防ン事ハ 千騎ニマサラレト登也國々ノ軍勢八縱像ル共命ノ用ニハ ノ人々是ヲ関テサテハユ、シキ大事コサンナレ鎌倉中ノ勢 八使者トモ皆北萬騎二八多作ハレトツ客グ九仁水細川 烟左衛門中金松田河村大森為山勝也道 七党の一つ。

武蔵七党とは、平安時代末期から鎌倉・室町時

代にかけて武蔵国に割拠した同族的武士団

代

丹

西

村山

横山

猪俣

私市

の諸

党 の総称。

が

あ

る。

(私市

「わりに野与党を入れる説もある。)(11)いわゆる 武蔵 七

谷<sub>12</sub> 守. 安保信濃守・子息修理亮・舎弟六郎左衛門 太田 百 丹内 平 左 Ш 衛 門 私 市 勅 使河 村 Щ 原 丹 横 七 Щ 郎 猪俣党、 西党 都合其 東(11) 加治豊 • 勢 熊 後

くは、

武蔵国を本拠とする武士であろう。

党には東党はみえないが、

同

様の同

族

的

武

1: の呼

寸

0 称

呼

称

かっ

12)熊谷以下平山まで、

同様の同族的武士団

かっかい

十万余騎、 所々二火ヲ懸テ、 武蔵国 打越ル、

(5)一般に譜代の主従関係をもたない新参の家臣のことをい 籠沢まで新田氏一族。 (1)合図。 (3)脇屋義治、 (2)新田義貞子。 義助子、 多くは上野・越後国を本拠とする。 新田義宗従兄弟。 観応擾乱では、 足利直義に属す (4)江 田以下

であ 相模国を本拠とする武士と考えられる。内、 (1)天野民部大輔政貞以下中村までの多くは、 ている。(8)「小磯・大磯」か。(9)「玉縄」か。 ここでは新田氏一族以外の武士をさす。 るが、 「葛山御宿系図」(別冊系図集六号)では惟光に比定 葛山は実名不詳 その名字から (10)武蔵

(6) 実名不詳。

この頃、 宗久、 東国旅行を思い立ち、 その途中、

原を通る。

都のつと(1)

尝

し、生野の し程に、 ひの筑紫を立ち出てしより、(6) いつくもつゐの住みかならねはと思ひなしつゝ、 心さしなしとい 観応の比、 玉 い や(9 山(9 一人の とい 原の露に宿りして、 2 1 う所 へとも、 か知る便りあ 世 に行 捨 人あり、 か 樹下石上を占めし こゝかしこまよひ 0 さすらひ侍し程に、 2 L かは、 0 から銀 大江 跡を慕 Ш 鉄( 山7 ありき侍 0 主を徹る(3) 雲 しらぬ ZV 丹波 に て、 臥

中 略 0

児玉党の

立たぬ つとなく潮垂れかちなり、 日 \$ ありと聞 きし 田子 の<sub>(10</sub> 浦<sup>10</sup> 波にも、 旅 (の衣(1) は

富士の山を見渡せは、 い と深

\$

及ひかたし、

く霞込めて、時知らぬ山とも更に見えす、 嶺の雪なをあさや かに見えて、鏡をかけたるやう也、 朝日の影に高 筆

それより浮嶋か原を過、 箱根に詣つ、

岸一带。 Ш 極の住みか。(6)筑紫の枕詞。(7)京都市。(8)京都府福知 (3)とおる。(4)山野や路傍に宿ること。修行生活。(5)究 文。一冊。(2)「金城鉄壁」のことか。 (1)僧宗久が観応年間の頃、京から奥州まで旅した時の紀行 市。 (9)比定地不詳。(10)富士山南麓の駿河湾に面する海 (11)袖。 (12)濡れること。 (13)箱根神社。 かたいもののたとえ。 神奈川県

箱根町。

#### 正文 平和 九三 年年 甲午(一三五四

五月十九日、 葛山次郎、 南朝方より軍忠を賞せられる。

考光奉書写 古案写葛山文書

(花押)

春日殿仰執達如件(4) 於御方、年来相続之忠功、 妙者也、 弥可抽軍忠、 於其有功労者、 異他之由、 可被忠賞之由、 被聞召候条、 殊神

依

IE. 葛山次郎殿 平九年五 月十九日 兵部権 大輔考光奉(5)

御方に 忠を抽んずべし。その功労あるにお るべきの由、 こし召され候条、ことに神妙のものなり。 お いて、年 春日殿の仰せにより執達件のごとし。 来相 続 の忠功、 他 に異 いては、忠賞せら へなる よ 0 由 よ軍 聞

書は検討の余地がある。 を奉じる者であるが、姓不詳。(6)実名不詳 あるが、これよりさき興国五年に没していることから、 で昇進したことから、 で南朝方の糾合に生涯をかけた武将で、 「殿」が付けられるに相応しい存在 (5)「孝光」の誤写か。 侍従・少将・中 春日 殿 の意 本文 将ま 7

抽

の誤写か。

(4)春日顕国(顕時)の

族 かっ

顕国

は

東

正貞 立 十七年 壬寅(一三六二) 康安二年九月二十三日

畠山国清討滅のために派遣された平一揆と、 所領につい 三月二十七日、

葛山備中守、

鎌倉公方足利基氏によって

て争う。

一型 太平記 卷三十七 ○東京都○東京都

基(7) 畠山 其勢五百余騎ニテ伊豆国ニ逃下 ニ付テ、近辺ノ ノ三ノ城ヲ構テ 先ツ平 入道道誓·舎弟尾張守義深(2) 畠 山入道道誓謀 一 揆<sup>8</sup> 楯籠 庄園ニ兵粮 ノ勢三百余騎ヲ被差向、 IJ タリ 叛 事付 本 ラ (10) ト聞 揚 ヘケレ 玉 ||忠事 人夫ヲ駈立 1 其勢已ニ 鎌倉 ケル 左馬頭 程 伊豆

忽二軍ヲセ 神 府 逆(部) 保 五百余騎ヲ三手ニ分テ、 ニーソ 杉原此 ント 寄 ソ ラ開 セ Ł タリ 2 テ、 x ケル、 十 アハ ケ ル 葛山 三月廿七 L 弊ニ乗ル(16) 畠 Ш カ手 平 H 処 ノ夜半 揆 ヤ 者 1 ノ者共島 思 E 伊 ケ 遊

豆

L

葛山備

中(1)

平

揆

1

所領

ノ事

三就

テ闘(12)

ヲ

引

出

府9

佐15

引合テ、畠山 三万騎徒ラニ鎌倉ヲ指 心ヲ置合ケレハ、矢ノ一ヲモハカ~~ 山 円 成合テ、 御方ヲ打ント 夜打 二寄 七 テ引退ク、 タリト ス ル物ナリ 騒 + 平 シ 1 ク不射出、 心得テ、 揆 ハ 1 葛 寄手 モ 山

= 1

利基氏、尊氏子。貞和五年兄義詮の上洛をうけ、 京に上り、二代将軍足利義詮に属す。(3)畠山清義か、義熙 伊豆国に走り挙兵を計画するが失敗する。(2)畠山義深、 関東執事となるが、基氏に叛し、康安元年十一月職を追われ 関東十ケ国を統轄し、兵馬権を有する)足利基氏 を補佐 する 公方とも。 倉へ下向し、鎌倉公方となる。(8)へいいっき。 か。(4)みと。沼津市。(5)大仁町。(6)修善寺町。(7)足 に反乱をおこすが、国清が鎌倉公方足利基氏に降った後は、 味方するが、 (1) 畠山国清。 尾張・能登・越中国など各国守を歴任。 幕府が関東の重要性を考え設置した鎌倉府の首長 その後尊氏に属する。文和二年鎌倉公方(関東 道誓は法名。 観応の擾乱では当初足利直義に 兄国清ととも 代わりに鎌 南北朝時代 玉

の東国の国人一揆。構成員は、武蔵国の秩父系平氏や相模国

葛山八平一揆ノ者非自山下成合テ夜打二寄せタリト騒き 分子三月七七日ノ夜半二伊豆府へ逆音二少寄はタリケル ラセントツヒレメキケル自山カ手ノ者三遊佐神保救原此ラ 氏先ツ平 畠山入道道警舎弟尾張守義深同式部大輔兄弟三人 ノ三ノ城ラ構了指籠リタリト聞へケレハ鎌倉ノ左馬頭基 八其勢五百餘騎二テ伊且國二进下リ三岸金澤係撰寺 聞テアハレ弊二乗ル風やト恩とケレハ五百餘騎ラ三手二 備中守下平一揆下所領ノ事二就テ問許ラ引出し忽二軍 二付テ近邊ノ庄園二兵粮ヲ懸人夫ヲ姓立ケル程二葛山 換八萬山下引合于自山神方ラ打ントスル物ナリト 畠山入道道菩謀叛事付楊國忠事 一揆ノ勢三百餘騎尹被差向其勢已二伊耳府

ZA Y 身ノ仁徳上心得了何トナク共我旗ラ舉タランニ勢即五 シカハ東八笛 國ノ者共ノ命二替ラント 眠に近付ケルン我 相模伊豆殿河北野下野上總下總八箇國ノ勢北萬餘 寄手三萬騎徒ラ三鎌倉ラ指す引退の完女以朝の理ナリ 騎ラの被向ケル自山八此十餘年左馬頭ラ妹等二取テ祭 左馬頭不安思とケレハ新田田中ラ大将トレア練テ武藏 羅門户二餘九ノミナラス熟事ノ職二居レナ天下ラ掌二握 へ落失す今小戦ラハレト王婦八分りケレハ大勢ノ重下向フ 得テトモニ心ラ置合すしハ夫アーウモハカルレク不射出 朝モルかラス事ハアラレト愚レニ案二相違レテ除新ノ 一騎モ不行結為一方少大将ニモト感し待野介モ降茶

(1)三嶋大社。三島市。

(2)土狩郷。長泉町。(3)「三町」

(20)用心しあう。(21)いたずらに。(20)用心しあう。(21)いたずらに。(12)とうじょう。戦図」(同六号)では惟信に比定している。(12)とうじょう。戦図」(同六号)では惟信に比定している。(12)とうじょう。戦図」(同六号)によると種綱に比定している。また、「葛山御宿系集四号)によると種綱に比定している。また、「葛山御宿系

を下地という。(8)実名不詳。じる収益を意味する上分に対し、それを生み出す土地のことと。(6)打渡のこと。(7)土地のこと。年貢など土地から生と考えられる。(4)「二」と考えられる。(5)二○四号のこ

粮米を賦課すること。(11)実名不詳。「葛山家譜」(別冊 系図

の平氏が中心。(9)伊豆国府。三島市に比定される。

(10)兵

# 六月五日、妙香、土狩郷内の田畠を伊豆国三嶋社に打渡

す。

みえる。

#### 正平十九年 甲辰(一三六四)

## これより以前、 伊勢神宮所領注文に大沼鮎沢御厨の名が

一一 伊勢神宮所領注文写(1) 神鳳(2)

二所太神宮御領諸国神戸·御(4) 厨 . 御( ) 神(6)

名(7)等

益。

部、

小

山町南部にかけての地域。

(10)寺社、

朝廷に納める収

沢御厨」の誤写。

御巫本も同様。

裾野市北部から御殿場市

(9)「大沼

買得し

れる田をさす。(7)ここでは本来の神領以外に開発、

を意味したが、ここでは神社の私領である神領・御厨に含ま

た用地をさすか。(8)内宮・外宮両方のこと。

所領。(6)元来は、

神社の経費に充てるために設定され

た田

駿河国

(中略) 合

(中略)

大治 鮎沢 御 國利內、上分布六段、残雑用料、大治 鮎沢 御 國利內、上分布六段、残雑用料、(2) 二宮、二丁五反百八十歩、

本 作成されたと考えられる。 まり下らない時期に、 (1)九三号参照。(2)中世、伊勢神宮の神領を書き上げた書 があり、 冊。貞治三年の内宮式年遷宮にむけて、 ここでは前者によった。(3)伊勢神宮。 造営料・夫工徴発のための台帳として 荒木田氏経筆写本と御巫清直影写 延文五年をあ 三重県伊

> 勢市。二所とは皇太神宮(内宮)・豊受大神宮(外宮)のこと。 (4)かんべ。じんこ、ともいう。古代律令制下において神社

に与えられた封戸。(5)供御の果実・野菜を調進するため

242

在したか。大畑は、

江戸時代の広域地名としての大岡荘に属

る。(3)岡宮浅間神社。沼津市。(4)不詳。裾野市大畑に存

三十一によると、日吉(沼津市)に牧御所跡という伝承地があ(1)沼津市から裾野市にかけての地域。(2)不詳。「駿河記」

宮寺の僧。貞和三年から延元二年まで鶴岡八幡宮寺宝蔵坊のする。(5)大寺などの寺務を総括する職。(6)鎌倉鶴岡八幡

## 文中二年 癸丑(一三七三)

# 十月二十九日、幕府、大岡荘内牧御堂・浅間宮・大蛭

の別当職を頼印に安堵する。

中納言法印御房(10)応安六年十月廿九日

武蔵守(花押)

殿门四天居房校河震 教门四天居房校河震 秦年是是秦军人的管城市的

仰せ。(9)細川頼之。貞和六年に管領(将軍を補佐 て武蔵守に任ぜられる。(10)頼印。鶴岡八幡宮寺の僧。 を統括する職)となり、翌年三代将軍足利義満の元服に 年鶴岡八幡宮寺密乗坊の供僧職に任ぜられる。 際し 観応 政

供僧職をつとめる。(7)承諾すること。(8)将軍足利義満

### 天永 授和 元元 年年 乙卯(一三七五) 文中四年五月二十七日改元応安八年二月二十七日改元

務

興のため、佐野郷を円覚寺に寄進したことを聞く。 二月十七日、 義堂周信、 大高成氏より、 鎌倉府が伽

藍

亖

空華日用工夫略集(1)

○東京都○東京都○東京都

円覚寺、 十七日、 大高形部少輔自鎌倉来告、公議以佐野郷捨入于(3) (4)(5) 是乃府君預所約、 為伽藍再興也

郷をもっ 七日、 約するところ、 大高刑部 て円覚寺に捨 伽藍再興のためなり。 少輔鎌倉より来りて告ぐ。 入す。 これすなわち府君 公議佐野 0

成氏。 佐野を含む郷。(5)寄進すること。(6)神奈川県鎌倉市。 る重成の子。(3)ここでは鎌倉府の意思を指す。(4)裾野市 H (1)五山文学を代表する禅僧の一人、義堂周信(空華道人)の 記。 初代鎌倉公方足利基氏の近習重政の弟で、次号にみえ もと四十八冊。 現存四巻四冊。(2)「刑部少輔」。

二偈 入地 切穴り性為起プ甲付児殿有時了兴無人會贏傷都凡道喜來礼道話來煩遊与そ口吃為幸亦走等云隐机看二通只賣修祥行通以情心要百日 三月四日中教勢像取路起湯山西 二通只賣修禅行通以悟心要而已 師得法名曰惟明今住卷可以世余月記出家在家本云 赴報海為陽醫也隨後者高語二事行奴各人、鄉于山一也今君侯宜維光戰則天下飯仁矣君領之十一日余 年已 二月 极乃東腹所作御雪 例格人子因制母是乃府君預前的為 · 對腎傷傷神該議事而每度日故人幕者智夫 一方士已聽之談己君對日未余日勸曰先在日母引為於君 骨石旁有木得乃東廣所作之木鄉 十肥原碩寺矣時值至人常料不在其今子清了清時 密府残留鄉愛容泉頭申即待 一株盖表其基也 中甘平九節川作唐不可勝 計檢此地 造館路隸屋上二 月級龍与議子出 乾或村老或僧舍之有面人指 10 中人皆云治降地 糖 於方太後数百步擊聲府上乃見御聖二字有 而宿矣 十三 日府君入保寿而姓喬余出持於秦韓 十七日大南部中轉月鎌倉來告公議公 可鸣 心聊也平西有石懂塩乃木聖神 廿七月年十四十上出訪余人 散战至今 呼為平左衛門 日宇佐美母尼接衣盖幻少見先 八下宗 11 北崎長 塔銘を尾有字乃 造館臨缺屋酯 你藍母只也 饭下村則松 一話自国 地教有

> 倉五 足利氏満、 山 三の第二 尊氏孫 に 列し、 臨済宗円覚寺派大本山。 (7)鎌倉公方

A

A

三月二十二日、 関東管領上杉能憲奉書 鎌倉府、 佐野郷 を円覚寺雑掌に交付する

臺

駿 河国 佐野郷事、 注進状披見訖、 ○神奈川県鎌倉 大高伊与入道法智家人(4)(5)

力(3) 事、 等支申云々、 法(智<sup>10</sup> 歟、 仍不及是非、不日重土肥兵衛入道相(8) 沙汰付下地於円覚寺雜掌、(12) 若有合□法智輩者、 何様事哉、 法智為罪科人之条、 准 X 徒15 可 被執進請 可 処罪 共莅当 先立令 取状、 追 存

出 知

注申交名、 将又使節緩怠者、 可有其咎之状、 依(仰18 科之間、 執達 次 可 Jj. 如

件

応安八年三 月 # 日

狩野介入道殿(20)

沙(19) 弥(19)

駿 河 玉. 佐 野 郷 0 事、 注 進 状 披 覓 L お わ W \$2 大高 伊

入道法智家人等支え申すと云々。何様の事や。法智罪科人たるの条、先立って存知せしむるか。よって是非に及ばず、不日重ねて土肥兵衛入道相共に当郷に莅み、法智を追い出し、下地を円覚寺雑掌に沙汰し付け、請法智に合力する輩あらば、凶徒に准じ、罪科に処すべきの間、交名を注し申すべし。はたまた使節緩怠せば、その咎あるべきの状、仰せにより執達件のごとし。

(1)鎌倉府において鎌倉公方を補佐し、政務にあたった職。(1)鎌倉府において鎌倉公方を補佐した。(2)裾野市佐野を含貞治二年以降、代々上杉氏が就任した。(2)裾野市佐野を含成。法智は法名。足利尊氏に従い、若狭国守護、幕府要職を歴任。夢窓疎石の参学在家弟子で、五山禅林との関係が深い。(5)従者のうち、主人に対する強い身分的束縛を受ける者。家礼(けらい)の対語。(6)抵抗・抗弁すること。(7)犯罪を家礼(けらい)の対語。(6)抵抗・抗弁すること。(7)犯罪を犯した人。(8)日を経ずして。(9)実名不詳。(10)大高重成犯した人。(8)日を経ずして。(9)実名不詳。(10)大高重成犯した人。(8)日を経ずして。(9)実名不詳。(10)大高重成犯した人。(8)日を経ずして。(9)実名不詳。(10)大高重成犯した人。(8)日を経ずして。(9)実名不詳。(10)大高重成犯した人。(10)は東安二年



能憲。 る。 子となる。 入道の両使を指す。 遵行の使節。本文書の宛所の狩野介入道と本文中の土肥兵衛 る人。(4)「合力」。 没とするが、この文言により、 (11)遵行すること。 法名道諲。 応安元年、 山内上杉憲顕子。 (18)鎌倉公方足利氏満の仰せ。 助勢の意。 父憲顕にか (12)神奈川県鎌倉市。 この時点での生存 (15)謀叛人。 わ り 叔父の宅間上杉重能の養 上杉朝房とともに関 (16)名簿。 (13)加勢をす が確認され (19)上杉 17

東管領となる。

(20) 実名不詳

天永 授和 三年 丁巳(一

宮造営の役夫工米等を免除する 十二月十一日、 北朝、 鎌倉円覚寺領佐野郷等に、

官宣(1) ○神奈川県鎌

左弁官下駿河国 풀

師之開基、 飛 竜、 応因准傍例、 米9 会5 永為円覚禅寺(12) 田 宸(翰<sup>22</sup> 彼寺 春 棟 別<sup>10</sup> 古15 御即位 添降 往持沙門契充去八(19) 名徳継踵、 高松春 津 以 従天上、 免除造伊勢太神宮役夫工 領、 津 下 吉16 · 勅役 関関賃料、 当 聖朝護 下 Ш 玉. 浅服 院役幷都( 嶋(郷17 号 号瑞度(33) 月 持之巨 官家 日 庄13 奏() 佐野 内 利、 鄙(7 法場自 東郷幷瀬奈春吉(4) 偁、 郷18 俗 寺 勤 家臨 米3 地 社 秀于 修積 当寺 所 御(4) 役8 于相(B)24 職 時 功、 公(11) 者仏光禅 ₹. 中段 大嘗 額 14 鎌 揚

247

弥為成大福

H

之紹

隆

宛

同如来在世之昔日

禅院・

教院之興復、

専在 諸

法之繁栄、

真宗之鼎

盛25

精

禱

功著、

嘉会運亭、

諸寺

Ш

君臣合体之今時、

因兹当寺常住之資貯、

准

先例

永

被

免除

上

件所役等之由、

下

賜

不易之宣旨、

役等 失 法、 元 来管領(26) 検非 并 勅 之庄 事 違 爱依有 使32 . 園、 . 玉. 院宮 役27 悉要作 所相 諸 諸 司33 漏 社 勅施入、 神 甲乙(34) 人(34) 人28 動非 . 無其煩、 玉 、乱入、 永停止 司29 守 望請、 一伊勢太 関 護 東 使30 特蒙天恩、 鎮 入 神 西 宮役 勘、 早 夫 打 官

将 徒37 備 呼、 万代之証鏡、 更奉祝宝作之長久者、(38) 然者 梵衆弥慶、 権大納 自 倍增金輪之威光、 言 藤 原朝 界臣忠光宣、 (39) 緇

奉 勅 依 永 和 請 者、 年 国宜 月 承 + 知、 依宣 日 一行之、 大 史小 規宿 禰40 花

押

15

中

弁

藤

原

朝

花

臣41

左 弁官下 す 駿 河

なら

75

に

勅

事

玉

役、

諸社

神

人

玉

司

守

護使の

入勘

都と 官 家 0 傍例 俗 寺 禊 家 社 臨 大嘗会 15 所 時 役 准ずる 公役等を免除 玉 御 K 中 より、 段 即 米 位 以下 造 棟 勅役 别 伊 永く 勢 津 太神 円 × 院役なら 覚禅 宮 関 役さ 寺 X 夫公人 賃 領 U 料 に

るべ

当

玉.

浅服庄

内

東郷ならびに瀬奈春吉

鎌

田

右、 来在 場自ら 持の 臣 功 翰 係い ょ 合 カン 春 著記 よ大福田 体 世 たじけなくも 巨 吉 カン 勅 相 利 当 の寺 0 0 し 陽に秀ず。 なり。 昔 寺 施 高松春吉 時 嘉会の 日 は 入となすを要す。 住 仏光 持沙 に となさんがため、 15 あ 同 修 運亭、 を勤 り。 じ。 禅 門 天上より 仏法 下 契充去 師 ここに 8 嶋郷 禅 0 功を積 諸 開 院 0 寺諸 繁栄、 降 基、 ん . より 教院 佐 る。 永く伊勢太神宮役夫工 82 る八 名德 元来管領 Щ み 野 当 真宗 郷 0 0 山 寺 号 揚 興 紹 踵が 月 地 常 復、 隆、 は 飛 をす 日 頭 0 竜 0 鼎ご 継 奏状を得 住 瑞 職 荘 0 \$ あ 盛さ 鹿 を ぎ 0 園 資 12 事 0 な り。 ば 聖 貯 カン 精 3 朝 \$ 禱 る E 宸 米 君

法

如 0 護

ずるにより、 相 四 官 あ 使 3 漏 0 早 ず。 る る 打役等を停止す 検 非 望み請うらく 所 違 あ 永く上件の所役等を免除せらるるの る 使 に より、 院 宮 は るこ 諸 や 司 特 P 甲 \$ 15 天恩を蒙り、 先に 之人 す n ば お 0 そ わ 乱 0 W 煩 12 関 先 例 な 東 きに 由 K 准

右得被守住持沙門製充去人月日秦以傳首寺衛 佛光禅師之間委為德維理聖朝龍持之首制動 自多千相陽佛法之繁荣真宗之断威精時四 **修積切額場死龍展躺春降沃大山號站席落** 若事的軍事一部寺諸之然陰死回果在至者 應因准信的免除造樣文禮侯來 表言下場师佐野师地頭職事 官家公水路時後寺水名園覺禅寺祭 寺社所提國中民本線別洋洋湖明度新 脚模太子會於即位子劫侵院沒并都 國法形法以東州子瀬至春古語春古真 題河凰

> 不易の宣旨を下賜せられ 光を倍増し、 に備うべし。 宣によりこれを行え。 せ るに請いによれ。 てえれば、 然らば梵衆いよいよ慶び、 緇徒は歓呼し、 権大納言藤 てえれば、 んことを。まさに万代之証鏡 さらに宝祚の長久を奉祝 原 朝 国よろしく承知 臣 忠 光 自ら金輪 宣 す。 勅 0

を

威

して、 下達する下文形式をとる文書。 事・院事(天皇・院が諸国の荘園・公領に賦課した臨時課税) 皇が即位したのち、 とともに太政官の事務局。(3)伊勢神宮の式年遷宮の費用: 以上の公卿)の命をうけて、弁・史(太政官の三・四等 や幕府が段別に賦課した臨時的賦課米。 修造・再建、寺社造営、大嘗会などの費用調達のため、 のことか。 る天皇が、京都鴨河原で、 (1)太政官の上卿(しょうけい。 全国の荘園・公領に (7)都と田舎。 最初に行われる新嘗祭のこと。 けがれを洗い清める行法。 (8)田租以外の課役。 一率に課せられた米。(4)即位す (2)律令官制の一つ。 宣や奉勅を担当する中 (10)棟別銭。 (9)内裏 (5)天 右弁官 多くは (6)勅 ?官)が 納 朝 廷

寺社修造料の調達を目的として家屋の棟別に賦課された臨時

学祖 岡市。 中 覚寺の山号。 川県鎌倉市。 と三宮(太皇太后・皇太后・皇后)に仕えた役人。 た令外の官。 が 社 K 造営役など、 3 12 円覚寺第三十四世。 荘園領主(俗家)が課す公事をも称するようになる。(12)神奈 の家屋税。 (32)平安時代から室町時代にかけて京中の治安維持にあたっ の下 その職務遂行のため国内の荘園・公領に入部させる使節 賦課した一 かんであること。 招かれ、 から各国に赴任し、 元。 国平均役などの徴収のために 級神職。 (17)静岡市。 鎌倉時代初期の臨済宗の僧。 円覚寺開山となる。 (11)もとは国家(官家)が課した労役を意味したが、 諸国に 国家が国ごとに公田面積を単位とし、荘園公領 国平均の課役。 (13)静岡市。(14)静岡市。 (24)相模国。 神事・雑事に奉仕する。 も置かれ (26)支配すること。 (18)裾野市佐野を含む郷。(19)大虚契充。 (20)天皇に上申するための文書。(21)無 庶政 (25)教えのまことの趣意がまさに た (28)じにん、じんにんとも。 一般を掌った地方官。 (22)天皇直筆の書状。 (33)院 朝廷から使わされた使節 弘安五年執権北条時宗 (27)造内裏役や一 (15)静岡市。(16)静 (上皇・ (29)律令制において 法皇· (34)特定の (30)守護 23 女院 神 宮

> こと。 理にたずさわる。 小槻兼治。 家庶流。 誰彼でない一 こと)の誤字。 36 )かわらないこと。 早馬ともいう。)の費用やその維持のため課せられた役。 代々天皇・朝廷の文書発給事務を掌る。 律令官人の流れをくむ家。代々官文書の作成・管 般の人。 (39)柳原忠光。 (41)左中弁広橋仲光。 (37)僧侶のこと。(38)「宝祚」(天皇 (35)早打(騎馬を馳せて急を知 柳 原家は、 広橋家は、 藤原北家流、 (40) 左大史 藤原北 3 日 せ 野 0 る

三語 官宣旨 ○神奈川県鎌倉 流。

日野家支流。

代々文筆の家として朝廷に仕える。

左弁官下円覚禅寺

応因 溝 役等、永為当寺領、 玉 禊 中 П 准傍例、 口両付3, . -段米・ 大嘗会·御 棟別、 免除 駿河国 即位以下勅役 造伊勢太神宮役夫工 浅服 津 尾張国篠木庄 津関関賃料、 庄 内東郷幷瀬奈春 . 院役幷 官家 . 来 富 田 都鄙 庄2 俗 日 吉 食米 家臨 寺 鎌 玉 社 田 時 所 御

役 公

吉

高松春

古、

下

嶋 郷

佐野

郷、

武蔵

国江

戸

郷

内

前 春 米弁

勅

₹.

役

神 甲

人

玉.

司

守

護

使

入

勘、

元来管領之庄 君臣合体之今時、

園、

悉要作

勅施入、

永停止

伊勢太神

宮役

夫

弥為

福

田

使 工

検非

違 事

使 .

院宮

司 社

之人乱

入 .

鎮

西早

打 官

役等

先訖、

爰依有所

相 諸 諸

漏

動

非

無其

煩

望 関

請、 東

特蒙天恩

大

准

先例、

永被免除上件所役等之由、

下

賜不易之宣旨

嶋( 村(\*) 屋 Ш 内 郷(8) 郷6 五箇郷吉 地 本 下 庄 上野 事 総国 両 丸子保内平 郷 玉 泉 田 玉 大須賀保内毛 村 船 堀 御 津!! 一厨内北一 П 間 郷5 越 成 曹 分、 後 玉 玉. 司 村 郷9 草 Ŀ 加 毛 総 地 両 庄12 所 出 Ŧ. 両 村? 等 羽 畔 蒜 窪 玉 地 頁10 北 常 頭 南 寒 陸 庄 職 越 河 幷門 内 玉. 前 江. 小 亀 庄. 河 前 玉

> 徒歓 将 奉 備 勅 呼、 万 八代之証 依請 永 和 更奉祝宝祚之長久者、 者、 年 鏡、 十二月 同下 然 知 者梵衆弥慶、 彼 + 玉 玉 日 既 権 大史小 畢、 大納 自倍 寺 宜承. 規宿 言 増 金 藤 知、 原朝 輪之威 禰 花 依宣行之、 臣忠光宣 押

緇

中 弁 藤 原 朝 臣 花 押

之紹 師之開 法之繁栄、 飛 右、 竜 得彼寺住 隆、 宸翰忝降従天上、 基、 宛同 真宗之鼎 名 如来在 持沙門契充去八月日奏状偁、 徳 継 因兹当寺常住之資貯、 踵 世之昔日、 盛 聖 朝 精禱功著、 Щ 号 護持之巨 瑞 鹿、 禅 院 法場自 利 嘉会運亭、 教院之興 勤 1秀于相 修 当寺者仏 成大 積 復、 諸寺 功、 陽 光禅 諸 額 専 在 14 揚 Щ

玉

12

)比定

地不詳

君津 (1)愛知県春 村 时。 市。 (4)東京都千代田 (7)千 10 いい 日 葉県神 护市。 ず れも山 崎 区。 2 形県河北町 町。 愛知県名古屋市。 (5)神奈川県川 (8)茨城 付近。 源小 III 崎 11 市。 町。 3 福井県鯖 愛知県稲沢 9 (6)千葉県 )群馬県

市。

251

#### 庚申(一三八〇)

て大風に遇う。 三月七日ごろ、 義堂周信、 上京の途次、浮島ケ原におい

浮 仔島原遇大風(2) 空華(1)

莹

四

浮島三十里平夷 行路合如斯(4) 不奈逆風当面吹 五歩進前三歩退 人

間

じものが、 (1)禅僧義堂周信の詩文集。二十巻十冊。この漢詩とほぼ同 禅僧惟肖得厳編の 「東海璚華集」にも みえる。

(3)いかんともせず。(4)かくのごとくすべし。 「駿河国清見関を経る」 とみえることより、 ここに収め

(2)義堂周信の日記

「空華日用工夫略集」

のこの年三月七日

達のため、 六月八日、 大森・葛山の関務の替りとして、箱根山葦河 鎌倉公方足利氏満、 鎌倉円覚寺の造営費用調

宿のあたりに関所の設置を認める。

円覚寺造営要脚関所事、(2) 돛 早於筥根山葦河宿辺、(5) 鎌倉公方足利氏満御判御教書 為大森 構在(6) ·葛山関務半分替、 ○神奈川県鎌倉市

密可被致其沙汰之状如件

附也、

限年記三ヶ年、

厳 寄

所

康 曆二年六月八 H

当寺長老

左兵衛督(8) (花押)

その沙汰を致さるべきの状、 辺において、在所を構え、年紀三ヶ年を限 えとして、寄附するところなり。 円覚寺造営要脚関所の 事、 大森 件のごとし。 葛山 早く筥根山葦 の関 り、 務半 河宿 分 0

と呼ばれる。 将軍発給文書に対する敬称から、 式の文書。御教書(みぎょうしょ)は本来奉書形式であるが 1)将軍(公方)がみずから花押をすえた直状(じきじょう)形 本書では管領が将軍の意を奉じた奉書形式の御 直状形式であっても御教書

関東管領についてもいえるので、鎌倉公方の直状をも御判御 直状を御判御教書と呼称している。 教書を管領奉書と呼称し、これと区別する意味から、 用・経費のこと。 教書と呼称する。 森・葛山を人名ととらえ、 造営を名目として徴収した関銭などの得分権を意味する。 (4)関所を管理すること。ここでは円覚寺 (2)神奈川県鎌倉市。(3)用脚とも。 関務の権利者と解するよりは、 両所に設けられた関の関務と 同様のことは鎌倉公方― 将軍 費 地 大

弘永 和徳 二二 年年

二月十六日、 大高成氏、 壬戌(一三八二) 鎌倉円覚寺領佐野郷の年貢納入

を請負う。

円覚寺造営料所駿河国佐野郷事、(4)(5) (端裏書) 大高成氏押書(1) 72 ○神奈川県鎌倉市円覚寺所蔵文書 永徳二□十八」 預申 候上者、

於弐百貫文者、 有改御沙汰候、 更不可有異儀候、 每年可運送寺家候、 仍押書如件、 若未進之儀

候者

口

有限年貢

永徳二年二月十六日

限りある年貢二百貫文におい 覚寺造営料所駿河国 佐野郷の事、 ては、 毎年寺 預り申し 家に 候上は、 運送す

さらに異儀あるべからず候。 く候。 \$ し未 進の儀候 わ ば、 改 8 御 沙汰 あるべ

よって押書、 件のごとし。

○口絵参照

の意。

(7)年紀。

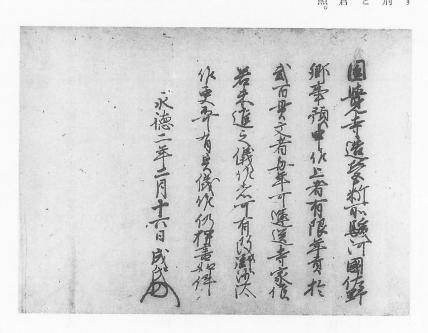
(8)鎌倉公方足利氏満

解する方が妥当であろう。(5)神奈川県箱根町。

(6)「関所」

名(いずれも裾野市)ととらえ、

市。(5)裾野市佐野を含む郷。(6)大高成氏。二五一号参照。お少輔押書状」とある。(3)永徳二年二月十八日。十八日と部少輔押書状」とある。(3)永徳二年二月十八日。十八日との大書。(2)東京大学史料編纂所架蔵影写本では、「大高刑の文書。(2)架約状の一種で、将来ある事項を履行することを約束す



(1)神奈川県鎌倉市。

(2)裾野市佐野を含む郷。

が。(4)鎌 が。(4)鎌

倉公方足利氏満の仰せ。(5)山内上杉憲方。法名道合。

相模国河村郷(神奈川県山北町)を本拠とするか。

**元中元年** 甲子(一三八四) 弘和四年四月二十八日改元 至徳元年 甲子(一三八四) 永徳四年二月二十七日改元

ように、土肥顕平と河村兵部少輔に命じる。九月五日、鎌倉府、佐野郷を鎌倉円覚寺雑掌に交付する

莅彼所、可被沙汰付下地於寺家雜掌状、依仰執達如件、円覚寺造営料所駿河国佐野郷事、河村兵部少輔入道相共(1) (2) (3) (3) (3) (4)

沙弥(花押)

至徳元年

九月

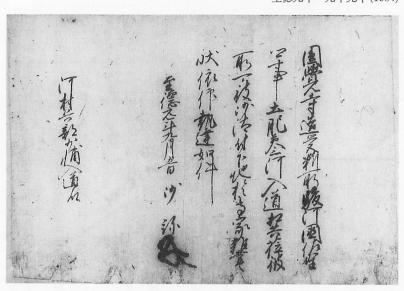
五

日

土肥参河守殿(6)

るべきの状、仰せにより執達件のごとし。相共にかの所に莅み、下地を寺家雑掌に沙汰し付けら円覚寺造営料所駿河国佐野郷の事、河村兵部少輔入道

原本ではたるかで終了回貨 は可ごろうけるのか をできるかからのか をできるかからのか をできるかからのか をできるかからのか。



「県湯河原町・真鶴町一帯)を本拠とする。

管領。

能憲弟。

(6)土肥顕平。

相模国足柄下

郡

士: 肥郷

(神奈

ڃ 関東管領上杉憲方奉書 ○神奈川県鎌倉市

所、 円覚寺造営料所駿河国佐野郷事、 可被沙汰付下地於寺家雜掌之状、 土肥参河入道相共莅彼 依仰執達如件、

河村兵部少輔入道殿

至徳元年九月五

H

沙弥

(花押)

佐野郷を、 十二月五日、 同寺雑掌祐重に交付するように、 鎌倉府、 大高成氏が押領した鎌倉円覚寺領 土肥顕平と

河村兵部少輔に命じる。

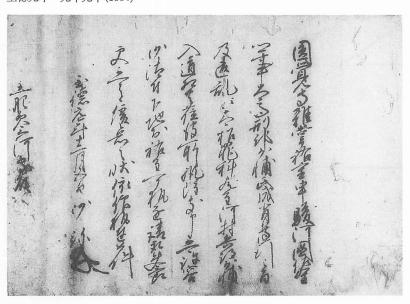
背遵行之旨、及違乱云々、太招罪科歟、重河村兵部(5) 入道相共莅彼所、 円覚寺雑掌祐重申、(2) 関東管領上杉憲方奉書 縦雖支申、 駿河国佐野郷事、(3) 不可許容、 ○神奈川県鎌倉市 大高刑 沙汰付下地於祐 依仰執達如件 部少 輔氏(4) 少

輔

重

可執進請取、

使節更不可有緩怠之状、



らず。

下地を祐重に沙汰し付け、

請取を執り進らすべ

許容すべか

の所に莅み、たとい支え申すといえども、

はだ罪科を招くか。重ねて河村兵部少輔入道相共に

執達件のごとし。

し。使節さらに緩怠あるべからざるの状、仰せにより

至徳元年十二月五日 土肥参河守殿(10)

輔成氏、遵行の旨に背き、

違乱に及ぶと云々、

はな 部

カュ

円覚寺雑掌祐重申す、

駿河国佐野郷の事、

大高刑

沙弥(花押)

せ。(9)上杉憲方。(10)土肥顕平。 再度命じられた。(7)実名不詳。(8)鎌倉公方足利氏満の仰 (4)「成氏」の誤り。 (6)前号、前々号による命令が実行されなかったことにより 二五一号参照。(5)遵行状のこと。

(1)神奈川県鎌倉市。(2)不詳。(3)裾野市佐野を含む郷。

#### 至徳元年・元中元年(1384)

둞

関東管領上杉憲方奉書

○神奈川県鎌倉市

執進請取、使節更不可有緩怠之状、依仰執達如件( 共莅彼所、縦雖支申、不可許容、沙汰付下地於祐重、 背遵行之旨、及違乱 云々、太招罪科歟、重土肥参河守相 円覚寺雑掌祐重申、駿河国佐野郷事、大高刑部少輔成氏

可

至徳元年十二月五日 沙弥(花押

河村兵部少輔入道殿

るすったる利は、病院を行きいる ななれいるななれれるまだと 图写多科学社会中 路门風信 分の心的被言人格を強み出意 · 清急~ 大京和 をなるするのう

(3)河村兵部少輔入道。

実名不詳。

(4)神奈川県鎌倉市。

(1)裾野市佐野を含む郷。(2)前号と前々号文書

を指

(5)打渡状のこと。(6)土肥顕平。

#### 元至 中徳 二年 乙丑(一三八五

鎌倉円覚寺雑掌へ打渡す。 一月十三日、土肥顕平、 鎌倉府の命令により、 佐野郷を

駿河国佐野郷事、(1) 共莅彼所、 至徳二年二月十三日 土肥顕平 沙汰付下地於円覚寺雜掌方候畢、(4) -打渡状 重任御奉書之旨、 (2) ○神奈川県鎌倉市 円覚寺所蔵文書 河村兵部小輔入道相(3)

前参河守顕平(6) 仍渡状如件、 (花押)

駿河国佐野郷 沙汰し付け候いおわんぬ。 少 輔 入道相 共に 0 事、 カン 0 重 所に莅み、 ねて御奉書の旨に任 よって渡状件のごとし。 下 地を円覚寺雑掌方 せ、 河 1村兵

部

金んて在後石に

する、

伊勢神宮の役夫工米の譴責の停止を、

駿河国守護

## 元嘉 中四 年 丁卯(一三八七) 至徳四年八月二十三日改元

九月二十三日、 室町幕府、 伊豆国円成寺領の沢田郷に対

今川泰範に命じる。

円成寺雑掌申駿河国沢田郷役夫工米事、 (1) (1) (2) (3) (3) (3) (4)

者、 被仰訖、 太無謂、 可被注申之状、 仍致其沙汰之処、大使任雅意譴責云々、(5) (6)(7) 所詮可止彼責之旨、 依仰執達如件、 可被相触、 可京済之由 若尚不承引

招其咎 度

左衛門佐(花押)

今河上総介殿(10)

嘉慶元年九月廿三日

護の手を経ずに直接京都へ納入すること。(5)伊勢神宮の役 号註(3)参照。 夫工米徴収の使者。(6)わがまま。自分の意のままに行うこ (1)韮山町。二三三号註(1)参照。(2)沼津市。(3)二五三 (4)幕府が課した段銭・役夫工米などを、

> 斯波義将。幕府管領。 と。(7)しかりせめること。(8)将軍足利義満の仰せ。 (10)今川泰範。駿河国守護。のち遠江 9

国守護も兼ねる。

嘉慶 辰戊

年(7)

生(善) 利 造立口 右口

十三日

敬白

#### 元 京 慶 二 年 戊辰(一三八八)

## この年、 菅沼甘露寺徳勝ら、

宝篋印塔銘 ○小山町菅沼 宝篋印塔を造立する。

県(3) 法雨

日本口

□ 菅(2)

寺(4)

一徳<sub>(</sub> 勝5 山甘露禅

性として先天的に持っている善。(7)「暮」とする読みと、

よれば、 される。

正厳徳勝といい、 (4)小山町。

曹洞宗。(5)甘露寺住持。当寺由 開基である。俗名楠正勝。

(6)本

春」とする読みがある。

(3)県(あがた)は、 から名付く。 (1) 塔婆の一 一形式。 本塔は高さ1m 漢文的な修辞。 本来は宝篋印陀羅尼の呪文を納めたこと 44 cm 本来は郷や村などと表記 幅 56 cm (2)小 Щ 町。

康応元

年六月五日

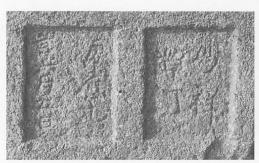
#### 元康 中応 六元 年 已巳(一三八九) 嘉慶三年二月九日改元

○裾野市葛山 勝又一氏宅地所在

禅(妙( 門3)祥2 六月五日、葛山に所在する妙祥の宝篋印塔が造立される。 宝篋印塔銘

修・妙□」という銘文がみられる。(2)不詳。(3)仏門に入 ものと思われる他の塔身(高さ11㎝、 なお、本塔と現在一対のものとして組まれている、 (1)本塔は、塔身(高さ18m、 た男子のこと。 幅19・5㎝)部分のみ存在する。 幅14・5m)にも、 同時代の 逆





冥福を祈って供養すること。

(3)不詳。仙年寺裏(葛山城麓) m。(2)生前に自分の死後の

(1)本塔は高さ1m、

幅 82 5

にある葛山氏の墓地と伝承されている敷地に配列されている

ことから、同氏の一族か。

る。

芸 宝篋印塔銘

○裾野市葛山

造立供

為 逆 (2)

養所也、 道(3) 源3

年十月

康応元

敬白

+ H

# 明徳四年 癸酉(一三九三)

三月、 仙年寺に所在する、性縄の宝篋印塔が造立される。

性(章 云 宝篋印塔銘 ○裾野市葛山

(3)「三年」とする読みもある。 (1)高さ58㎝、幅28㎝。(2)実名不詳。葛山氏の一族か。 年<sup>(3)</sup> 明 三 他 月 四

禅門





(1)神奈川県鎌倉市。

#### 応永二年 乙亥(一三九五)

郷への干渉を行わないことを約束する。 六月一日、遠江守信広、 円覚寺に対し、半済による佐野

円覚寺領駿河国佐野郷半済事、自 (1) (2)(3) (2)(3) (2)(3)

候、於向後者、 不可有其儀候、 自守護依承子細、(4) 若猶及異乱者、 為 雖相(5) 上(7)

遠江守信広(花押)

進(9

御奉 行所 (10)

為被処罪科、

押書之状如件

応永二年六月一日

円覚寺領駿河国佐野郷半済の事、守護より子細を承る 相続い候といえども、 向後においては、その

により、

あるべからず候、 罪科に処せられんがため、押書の状、件のごとし。 もしなお異乱に及ばば、上裁とし

(2)裾野市佐野を含む郷。(3)原義は

□ 応 姉 大 妙②是 二 永

三充 宝篋印塔銘 ○小山町生土八月十七日、大森頼明室是妙の宝篋印塔が造立される。

雨・国衙領の年貢半分を兵粮米として武士に与えたことをいう。室町時代には守護の領国支配の梃子となった。二七九う。室町時代には守護の領国支配の梃子となった。二七九う。室町時代には守護の領国支配の梃子となった。二七九方。室町時代には守護の領国支配の梃子となった。二七九方。室町時代には守護の領国支配の梃子となった。二七九方。室町時代には守護の領国支配の梃子となった。二七九方。室町時代には守護の領国支配の梃子となった。二七九方。室町時代には守護の領国支配の様子となった。

月 年3

七日

年貢の半分を納入する意で、特に南北朝時代、室町幕府が荘

(1)高さ22・5m、幅37・5m。(2)大乗院殿蓮室是妙大姉。 大森頼明夫人、頼春母。「乗光寺日牌過去帳」(別冊系図集二 みとがある。「乗光寺日牌過去帳」には「応永二年九月十六 みとがある。「乗光寺日牌過去帳」には「応永二年九月十六 みとがあることから、しばらくここに収める。なお、過去 둪

た税。

(4)以下。(5)四代将軍足利義持の仰せ。

(6)斯波義

(1) 韮山町。(2) 沼津市。

(3)田地の段別に応じて賦課され

将(道将)。幕府管領。

#### 応永三年 丙子(一三九六)

## 三月三日、幕府、 伊豆国円成寺に、 沢田郷段銭及び守護

管領斯波義将奉書 ○伊豆長岡町 北条寺所蔵文書 役を免除する。

役已下事、於向後者、(4) 伊豆国北条円成寺雑掌申、(1) 駿河国 [沢田郷段銭幷守護方所 (2) (3)

所有免除也、

可被存知其旨之状、

所被仰下: 応永三年三月三日 也、 仍執達如件

円成寺長老

沙弥(花押)

所被仰下也、 役已下事、 於向後者、 仍執達如件 所有免除也、 可被存知其旨之状、

応永三年三月三日

今河伊与入道殿(1)

沙弥(花押)

(1)今川貞世(了俊)。応永二年に九州探題を罷免され、

駿河

国半国守護となった。

伊豆国北条円成寺雜掌申、 管領斯波義将奉書 駿河国沢田郷段銭幷守護方所 ○伊豆長岡町北条寺所蔵文書

#### 応永七年 庚辰(一四〇〇)

### 三月九日、 足利義満、 泉荘を長慶寺に安堵する。

圭 足利義満御判御教書写

駿河国泉庄事、同国長慶寺如元領掌、(3) ○広島大学文学部国史学教室所蔵今川家古文章写 (1) 不可有相違之状如

入道准三宮前太政大臣御判 応永七年三月九日 件、

武四年から文明十一年のものまでを、編年に写した文書集。 (1)今川氏に宛てた将軍家御判の下文や御教書を中心に、建

水町あたりか。 もに収録されている。 に官位・姓名を続け書きする書式)の項にも、二八四号とと る「座右抄」(二二七号註(1)参照)の、「御位署書事」(公文書 1111 なお本文書は、文書の書礼・書式に関する故実書であ 室町末から戦国期にも「和泉庄」(三四六号) (2)戦国期に泉郷とみえる、現在の清

> 院号を追筆で註記している。 所収文書では、「入道」の左肩に「鹿苑院殿也」と、義満 后・皇后の三宮(三后)に准ずる待遇のこと。なお「座右抄 退任している。准三宮は准三后ともいい、太皇太后・皇太 義)。本文書の差出者。幕府三代将軍であるが、応永元年に あるが、薄礼のため、奥には記されない。 る。(3)藤枝市。今川泰範の菩提寺という。本文書の宛所で 三号の「泉庄下郷」の解釈によっては、藤枝市とも考えら や「泉庄」(四〇七号)と記される場合がある。しかし、二八 (4)足利義満(道

る大森彦六入道の押書がみえる。 七月二十五日、円覚寺新文書目録の中に、 佐野郷に関す

三 新文(1 円覚寺新文書目録 ○神奈川県鎌倉市円覚寺所蔵文書

(中略)

**壱通**、 佐野郷大森彦六入道押書状応永五九廿七(3) (4) (5)

右、文書等、誠提点方渡申訖、(6) (中略)

在文書式被後因方後中就 一截通 一堂通 賣通 壹卷 賣通 全項 賣戶 查通 賣賣產通通 風格 壹卷 聖水事与月本者自三代 塔頭不禁刑京都內養 相傳状 祭示三六五 寺家事書祭三九次 回馬客人通柳書状 事自另所事者 婦代でとて大崎村三方前 風象百姓去請欠 高多年次通常對照中面外公方寺社目録 就市面內外最美用係 下面架顧倉殿五端七七 就路頭下事他海福 ないなせよ 柳書状。望正立九廿七 佐野で大森震云八通 如意鹿里空三梅 大崎村園衙請取自 佛口老法先寺殿最勝 のの送宮請取 · 大 園香殿門 彩纸般 聚省神書 層 光曜

現世安 界<sup>(3)</sup> 衆生 穏、後生 甘露寺徳勝、 宝篋印塔銘 宝篋印塔を造立する。 ○小山町菅沼

現存しない。(5)この押書状の日付が応永五年九月二十七日 であったことを示す。(6)文書目録を点検する役方か。(7) (2)裾野市佐野を含む郷。(3)大森長親、藤頼子、 (1)円覚寺が応永二年以降、 「大森葛山系図」(別冊系図集三号)参照。 (4)この押書 応永七年七月廿 五. 日 新たに取得した文書の 自三代7

頼明兄弟。 目

状

目録を作成・提出した円覚寺の僧のことか。

善(4)

奉

比丘(6)(7) 寺(5) 住 持

露 州

禅 路 也 供

年8 応永 敬 永口 十月吉

H

1)高さ1 m 10 cm 幅 37 5 cm ° (2)「意趣」か。(3)衆生

界・無色界の三界。(4)現世安穏の対語。来世において極楽 浄土に生まれかわること。(5)小山町。(6)出家して具足戒 を受けた男子。転じて一般に僧のことをいう。(7)正厳徳勝。 (いきとしいけるもの)が生死輪廻する全世界で、 欲界·色

俗名楠正勝。二六四号註(5)参照。(8)干支により応永七年。

### 応永九年 壬午(一四〇二)

#### 四月十五日、 乗光寺開 山際 庵明 聴 没する。

乗光寺寺産明細帳(1)

開山 国師 西蜀金氏子也、 Ŧi. H 乗光寺草創、 、大元国順宗皇帝特賜円通禅師縣庵明聴大和尚、(2) (3) ノ法ヲ嗣ク、 応安元 戊申 同七年 応永九年四月十五日示寂、 四 月八日開堂、 年来朝 ス、 応安五 法嗣中峰普応(5) 世寿 年二月十 九十

七

中峰本和尚、 大元国順宗皇帝特賜円 骨器石、高七寸三分、 元禄四年九月十五 石高三寸四分、 応安元年来朝、 横五寸、厚九分、(11) 日、 径二尺五寸、 堀(7 通禅 師、 [乎骨器而安置今廟石塔之下 応永九年四月十五日示寂 諱明 其銘 徳12 内二有骨幷銘板、(10) E 号際庵、 開山 和 尚 嗣

法

九十七年 仏(祖4 不識 振 臂即行 無何有 郷

辞

世頭云、

cm

(10)骨器を覆う墓誌銘。

(11)三寸四分は約10

3

Ŧi.

13

)中峰明本。

(14)釈迦のこと。 九分は約2・7

は約15・2

cm

cm

12

明

聴

の誤字。 cm えられる。(9)七寸三分は約20・1㎝、

二尺五寸は約75

8

これをさすと考

不寂忌」という銘文のある宝篋印塔があり、

(元亨三年)死没。(6)一六九

年。

骨器を発掘した年。

7

掘出」。

(8)現在乗光寺には

「開山縣庵和尚、

匹

月十

Ŧi.

H

宋を滅ぼして中国を統一した征服王朝の名。一三六八年滅 ことか。(4)現在の中国四川省。 八九五)七月一 住職兼帯)までの歴代を記す。 ル 円覚寺直末」であったため、 (3)元朝最後の第十四代順帝(恵宗、 帝国第五代皇帝フビライ=ハンが一二七一年建国し、 日以降間 もな 1 奥付により、 円覚寺に伝存する。(2)モ 頃の成立と思 (5)中峰明本。至治三年 |三二〇~七〇)の 明 わ 治二十八年(一 れる。 当時 南 >

> 野 五月三日、 郷押領につき、 鎌倉公方足利満兼、 鹿苑院主絶海中津に解決を依頼する。 駿河国守護今川泰範の佐

1)乗光寺(小山町)の開創

カン

ら明

治

0

住職鷹嶋活岩(勝福寺

円覚寺領駿河国 宝 鎌倉公方足利満兼書状 佐 野郷事、 為当寺造営料 ○神奈川県鎌 所3 倉書 自去応安八 市

道令押領候、無相違之様、令執申給(5) 年至于今、寺家知行無相違候之処、 令執申給候者、 当 国守護人今河上総入 可目 田 候

恐

惶敬白、 Ŧi. 月三日

鹿 苑院侍者御中 7

> 満(6) (花押)

違 候 W 円覚寺領駿河 く候。 なきの様、 0 ぬる応安八年より今に至るまで、 ところ、 恐惶敬白 執と 当 玉 佐野郷 り申 国守護人今河上総入道押領せ さしめたまい候わば、 0 事、 当寺造営料所として、 寺家知行相違なく 目 L 出た 8 候。 かる 相 去

(1)神奈川県鎌倉市。 (2)裾野市佐野を含む郷。 (3)円覚寺



川泰範に安堵する。 五月二十六日、足利義満、黄瀬川の渡などの奉行職を今

に直接宛てることを憚った敬意表現

属する。なおこの書状が侍者宛となっているのは、

絕海中津

苑院は足利義満の檀那塔で、相国寺(京都市、五山の中枢)に

年六月に花押を改める。従って本号はこの間のものであり、

永五年十一月父死去のあとをうけて鎌倉公方となり、応永九

しばらくその末年に収める。( 7 )初代鹿苑院主絶海中津。鹿

川泰範(法名法高)。駿河国守護。(6)足利満兼、氏満子。応

の造営費用に充てるための所領。(4)二五二号参照。(5)今

JPP 足利義満御判御教書写

奉行職者、今川上総入道法高、任先例可致沙汰之状如件、 (5)同末寺 (5)同末寺 (5)同末寺 (5)同末寺 (6)等知行分事、於寺用者、如元可令弁済、至 (7) (4) (8) (8) (7) (4) (4) (4) (5)同末寺 (5)同末寺 (7) (4) (6) (7) (7) (7) (7) (7) (8) (8)

応永九年五月廿六日

な宛所である。

進聖(上人)らは関渡津泊の通行料を取ることができた。 として書かれたものであり、 (1)足利義満の院号。 ずれ かに (2)「橋本」以下「木瀬河」までをさす。 あっ たと考えられるが、 義満の花押が原文書 この位置に袖判があ この記載は写の際 の袖 奥 律宗 たとは限 日 に見出 の勧 3 下の

永禄以降曹洞宗となるが、 行料を勧進する権利を有していたことがわかる。 通行料を勧進する権利を有していたことがわかる。 八二~一八四号参照)、本史料に極楽寺の末寺とみえること 6 この時点でも真言律宗であっ )霊山寺。 沼津市。 鎌倉時代には真言律宗であ この割書により、 たことが 黄瀬川の渡の通 わか なお同寺は る。 (5)黄瀬 9 7

JII

県鎌倉市。

真言律宗。

この割書により、 の西側で、

同寺が以上の渡の

橋本宿。

新居町。

浜名橋

東海道の要衝。

(4)神奈

吉

乾

的 守護今川氏に渡を管理する奉行職を安堵するかわりに、 8 駿河国守護今川泰範。 霊山寺に対して一定の収入を元の通り支払うということ。 法高は泰範の法名。 本文書の実質 極楽

> 部 Ŧi.

少

ハ

所に

居合たり

相

州 計御

討

死

也

其

輔14

#### 応永十年 癸未(一四〇三)

四月二十五日、 鎌倉大草紙(1) 竹之下の住人藤曲、 新田行啓を討ち捕る。

去程に 山若犬丸か乱により(8)(9) 浪合と申所にて皆討死して、父子只二人討もらされ(6) へにけ下 かく隠れて有けるを、 新田(2) り 岩城の ハ去永徳 奥州にも安堵せす、 近所酒辺と言所に隠(7) 徳の比迄信濃国大川原とい (3) ・ (3) ・ (4) ・ (4) 国中皆背申、宮を初(5) 相 州に 給ひ とい 新 L L 田 3 所にふ 0 か、 奥 Z 行 州 小

竹の下住人藤田(13) て、 日新田 を頼て 箱根. 相 カン Щ 模守 くれ のをくに底倉と言(10) とい 給ひし 入道行啓、 200 を 0 底倉山中 L 如 0 何 所に有、 しける ひ来り、 -にて討 木 か聞 不賀彦六とい 応永十年 死 出 也、 L け 子 四 るにや 息刑 月廿 S

0

して藤 田 15 底 倉 木賀を給 りし 故 、 は 15 り、 上杉禅助(16) 12 属 し安藤と改

273

の縁者ともいう。 暦元・天授五年から文明十一年に及ぶ。作者は不詳、 (1)鎌倉公方足利氏を中心に、関東の動静を記した史書。 戦国時代頃成立。三巻。(2)後出の行啓。 東常縁 康

対し、 市。 氏の乱。 県大鹿村。(5)不詳。 新田義宗子、義陸か。 (13) 実名不詳。 酒井郷のことか。 (11)神奈川県箱根町木賀の住人。(12)竹之下。 小山義政と若犬丸が起こした争乱。 康暦四年から応永四年にかけて鎌倉公方足利氏満に 「群書類従」本の「藤曲」が正しい。 (8)小山義政子。実名不詳。(9)小山 (3)永徳三年のことである。(4)長野 (6)長野県波合村。(7)福島県いわき (10)神奈川県箱根 小山町。 小山 町

#### 応永十一年 甲申(一四〇四

九月二十六日、 駿河国守護今川泰範、 佐野郷半済を円覚

寺に返還する。 駿河守護今川家奉行人連署奉書(折紙)

完

○神奈川県鎌倉市

「守護方遵行応永十一十十三」 (3) (折返奥端書) (5)

駿河国円覚寺領佐野郷半済之事、(6)(7)(8) 自寺家被歎申之間、閣所也、(空) 寺家雜常被付沙汰所也、仍(11)(12) 雖新野出羽入道ニ宛行(9)

執達如

関東管領

さりしゆへ」とする。(16)犬懸上杉朝宗。

藤曲の住人。

(14)実名不詳。

(15)「群書類従」

本では

御

座

応永十一年九月廿六日

朝(忠14) 義(直13)

(花押) (花押)

御目(15) 殿

駿河国円覚寺領佐野郷半済の事、 新野出羽入道に宛行

274



ろなり。 うといえども、寺家より歎き申さるるの間、 って執達件のごとし。 寺家雑掌に沙汰を付けらるるところなり。 閣くとこ

ょ

官をさすが、室町時代以降は広く代官の意に用いられる。 行に同じ。(13)(14)ともに今川家奉行人。姓不詳。(15)次号 護今川氏の庶流か。 紙を上下に折って横長に用いたもの)の端裏にあたる。(3) こでは特に「御」が付されており、守護今川氏から一定の独 の目代も、守護目代または守護代兼帯とみる説もあるが、こ にみえる範光。姓不詳。本来、目代は国衙における国司の代 今川泰範。(4)守護が使者を派遣して現地を引き渡すこと。 て発給する文書。(2)折紙(礼紙を節約するため、文書の用 (11)「雑掌」の誤字。(12)沙汰付(さたしつけ)ともいう。遵 (9)実名不詳。遠江国城飼郡新野(浜岡町)を本拠とした、守 (5)遵行の日付。応永十一年十月十三日。(6)神奈川県鎌倉 1)今川家の奉行人が連署して守護の今川家当主の意を奉じ (7)裾野市佐野を含む郷。(8)二六八号註(3)参照。 (10)新野氏への給与をとどめること。

た佐野郷も、国衙領であったと見做しうることになる。にこの理解に立てば、これまで来歴が必ずしも分明でなかっ立が認められることから、国衙における目代と考えたい。仮

の円覚寺への返還を命じる。十月八日、駿河国衙、守護書下をうけて、佐野郷半済分

付彼雜掌由、所候也、仍執達如件、 自寺家被歎申間、任去月廿六日書下之旨、如元可被沙汰 啟河国円覚寺領佐野半済分事、雖被宛行新野出羽入道、 (4)

範光(花押)

応永十一年十月八日

高橋四郎右衛門尉殿(7)

わるといえども、寺家より歎き申さるる間、去んぬる駿河国円覚寺領佐野半済分の事、新野出羽入道に宛行

: かぶしい。 沙汰し付けらるべき由、候 ところなり。よって執達 月二十六日の書下の旨に任せ、元のごとくかの雑掌に

市。(3)佐野郷(裾野市佐野を含む郷)。(4)実名不詳。(5)(1)円覚寺に遵行された日付。前号参照。(2)神奈川県鎌倉件のごとし。

**応永十二年** 乙酉(一四○五

九月十四日、大森頼明の宝篋印塔が造立される。

元 宝篋印塔銘 ○小山町生土

応 士 大 誥2 信 永 居

式の文書であるが、ここでは奉書形式の前号を指す用法と考書下状は、本来奉書形式ではなく、発給者が自署する直状形

えざるをえない。あるいは別に直状形式の文書が存在したか。

(6)前号の「御目代殿」。(7)実名不詳。守護今川泰範の代

· 九 年 月 乙酉

十二

官で、守護代と思われる。

日③十四

士。大森頼明、藤頼子、頼春父。乗光寺開基。「乗光寺日牌(1)高さ卯・5㎝、幅33・5㎝。(2)日松院殿光岩信誥大居

牌過去帳」の記載と一致する。過去帳」(別冊系図集二号)参照。(3)この日付は「乗光寺日

## **応永十三年** 丙戌(一四〇六)

七月一日、大森頼春、円覚寺法堂造営料である伊豆国府

中関所の代官職を請負う。

六 大森頼春押書 雲頂庵文書 乾

邦書

円覚寺法堂造栄料伊豆国苻中関所事(2)(3)(4)

候者、可領殊御沙汰候、仍領状如件、 (8) (9) (7) (8) (9) (7)

応永十三年丙七月一日 不領別海沙汉倭 存領場

信濃守頼春(10)

(花押)

進上 御奉行所 (11) 加奉行所

押きによ

し無沙汰の儀候わば、殊なる御沙汰に預るべく候。よ右、かの関の請料、毎年百五十貫文運上すべく候。も石、かの関の請料、毎年百五十貫文運上すべく候。も円覚寺法堂造営料伊豆国府中関所の事

って領状、

件のごとし。

文書」)によってわかる。(6)関所が寺社の造営料として宛て 中」。三島市に比定される。なおこの府中の関所は、 3 十三年閏六月十五日付鎌倉公方足利満兼御判御教書(「円覚寺 水飲関所のかわりとして、円覚寺に寄進されたことが、応永 (1)円覚寺の塔頭。 れるのは、 法門の教義を講演する堂。(4)「造営」の宛字。 造営勧進が税化した形態で、 神奈川県鎌倉市。(2)鎌倉市。 勧進の体制化の一 (3)禅寺 (5)「府 箱根山

#### 応永十六年 己丑(一四〇九)

閏三月九日、 道尊、 泉荘下郷堂庭観音堂に鰐口を奉納す

るという。

駿州泉庄下郷堂□ 鰐口銘写 観音 ○沼津市添地 (1)

堂 鰐(4)

応永十六年□(5) 五壬三月五 九日

例とされる。

して納める、

定額の関料。

(8)「預」

とほぼ同義。

(10)大森頼春、

頼明子、氏頼・憲頼 の誤字。(9)冒頭

(11)円覚寺の奉行所。

「明れき」(裏書) (9)

関の領主(ここでは円覚寺)に対して請負うことを契約

(7)関所の代官として現地の支配権を得るかわ

大壇那道尊 大工兵衛次郎盛行(8)

(1)柏木家は江戸時代、 駿東郡茶畑村(裾野市茶畑)の名主。

(3)従来「堂建カ」とされてきたが、文意が通じにくい。 (2)二七二・二八四号にみえる長慶寺領の泉庄と考えられる。

とも読め、ここに比定できる。 ころが、清水町堂庭には観音堂が現存することから、 しかし、堂庭は中世史料には

279

「於下郷四拾俵余」がみえ、同地の下郷と考えるならば、二今川義元判物(「長慶寺文書」)に、藤枝市の長慶寺領としてる可能性も否定できない。一方、弘治二年十一月二十九日付みえず、本文書が近世の写であることから、後世の仮託であ

するから、藤枝市における長慶寺膝下領と見做し得る余地が七二・二八四号に「泉庄」が長慶寺領とみえることとも符合

八)に写されたことを意味する。

## 応永十九年 壬辰(一四一二)

# 五月二十四日、将軍足利義持、泉荘を長慶寺に安堵する。

四 将軍足利義持御判御教書写

寺家領掌不可相違之状如件、 駿河国長慶寺領同国泉庄事、早任代々支証幷当知行之旨、 勝定院殿 (2) (3) ○広島大学文学部里文学教室所蔵 勝定院殿 (2) (3) ○小島大学文学部里文学教室所蔵

内大臣源朝臣 御判 (7)

(1)四代将軍足利義持の院号。写の際に、本文の発給者の名(1)四代将軍足利義持の院号。写の際に、本文の発給者の名に見出として註記したもの。なお「座右抄」所収文書には、この見出がなく、かわりに文書奥の「御判」の左に「勝定院殿」と註記されている。(2)藤枝市。(3)清水町または藤枝殿」と註記されている。(2)藤枝市。(3)清水町または藤枝殿」と註記されている。(2)藤枝市。(3)清水町または藤枝殿」と記されている。(5)権利の有無にかかわらず現に知行している。

#### 応永二十年 癸巳(一四一三)

## 六月十五日、幕府、 京都建仁寺永源庵に、 末寺阿野荘長

管領細川満 元奉書写 永源師檀紀年録(1) 乾

寿寺等を安堵する。

建仁寺永源庵領阿波国河田公文職参分一・(2) (3) 田郡本山得永名・同国葛原公文職・(5)(6) 同 国郡 里 一鼻(4) 心

町

讃

殿岐国

山

等事、 水? 所被仰下: 和泉国入山田半分、(8) 任去年十二月廿六日安堵之旨、(1) 仍執達如件 末寺駿河国 [阿野庄] 領知不可有相違之

長寿寺付売

寺領 国宇

同

电

也、

応永廿年六月十五

H

当庵塔(15)

沙( 弥<sup>13</sup>

写されている。

の塔頭を総監する僧。

本文書の宛所であるが、差出人の上に

本文書は 近世初頭成立か。 編年に記録したもの。 (1)建仁寺(京都市、 「○同! 一十年去壬辰十二月廿六日寄附セラル 冊。 五山の一 ただし、 南北朝期から元和偃武に及ぶ。 寺)の塔頭永源庵関係の文書を 後半は年代記風の記述となる。 所 なお

領知所々ノ住文ヲ管領細川道歓入道殿ヨリ執達セラルヽ状[注]

とは、 日人 として引用されている。 諸官衙から出す公的文書(公文)を扱うものが、 (2)徳島県山川町。 (3)公文 やがて

職務に付随する経済的権利。 荘園の管理に従う下級の荘官となったもので、 (4)不詳。(5)香川県髙松市。 公文職はその

満元(法名道歓)。 判御教書写を指す。 にもみえる。 (6)香川県多度津町。 (8)大阪府泉佐野市。 (11)本文書の前に写されている将軍足利義持御 幕府管領。 (12)四代将軍足利義持の仰せ。 (7)臼井とも書く。 (9)沼津市。 (14)永源庵。 (10)不詳。二二八号 香川県。 (15) たっ 比定地不 す。 (13)細 禅宗

JII

#### 寺 十月二十一日、将軍足利義持、 ・岡宮浅間宮の別当職を、 土用寿丸に与える。 大岡荘内牧御堂及び大幡

춫 将軍足利義持御判御 教(1)

花(2)

明治古典会七夕入札会出品文書

駿河国· [大岡庄内牧御堂幷大幡寺・ 浅間宮号岡宮 等 別 当 職

件事

任相伝当知行之旨、

土用寿丸領掌不可有相違之状如(3)

応永廿年十月廿一日

(1)二五○・次号参照。(2)四代将軍足利義持。(3)実名不

詳。

# 応永二十一年 甲午(一四一四)

宮・大番宇則当哉と、是朝宇寺引ニテとら。七月二十八日、足利満詮、大岡荘内牧御堂及び岡宮浅間

「養徳院殿御判」 (1) 専経閣文庫所蔵(付箋)(2) (1) 尊経閣文庫所蔵(付箋)(2) (1) 尊経閣古文書纂所収宝菩提院文書宮・大幡寺別当職を、醍醐寺持円に与える。

分可有知行之状如件、 (3) 駿河国大岡庄内牧御堂幷岡宮·大幡寺別当職事、為闕所

(花押)

地蔵院法眼御房(5)

い土地。(4)足利満詮。(5)醍醐寺地蔵院(京都市)の僧持円。代将軍義満弟。(3)没収されて新しい知行主が決まっていな(1)二五〇・前号参照。(2)足利満詮、二代将軍義詮子、三

282

ある。

なお「禅秀記」にもほぼ同じ記事がある。(2)十月七

#### 応永二十三年 丙申(一 四一六)

日。

(3)箱根神社別当三十六世。

大森賴春兄弟。「今川

記

## 根別当証実の案内で大森氏の館に落ちのびる。 十月七日、上杉氏憲(禅秀)の襲撃により、足利持氏、 箱

鎌倉大草紙 乾 ○東京都 国立公文書館内閣文庫所蔵

是を案内者として駿河国大森が館へ落給ひ、(4)

爰も分内

せ

氏をさす。

河の 所10 瀬(8) 是より駿府今川上総介を御頼可然と評定有りて、(6) (7) 小勢にて如何にも叶ひかたし、 へ御通り有る、 今川上総介範政ハ氏定聟にて、(9) 其上甲 -州の敵程近 駿

御

も常に申

・通らる、故なり、

反持氏派を結集して応永二十三年八月に挙兵、 た事件。 ある犬懸上杉氏憲(法名禅秀)が持氏と不和になって職を辞し、 (1)主語は鎌倉公方足利持氏。 本史料は、 持氏が落ちのびる経過を描写した部分で 上杉禅秀の乱は、 持氏を襲撃し 関東管領で

> 光寺、 静岡市。 甲斐国守護。 三十四によれば裾野市深良という。 駿河国瀬名まで足利持氏に同道したという。 二によれば、 や「双林寺伝記」では「大森山」とみえる。 藤沢市)で自害する。(10)鎌倉御所、 (9)扇谷上杉氏定。 証実は相模国箱根、 (6)静岡市。 (7)今川範政。駿河国守護。(8) この後、 伊豆国三島、 なお、「北条五代記」三 相模国藤沢道場(清浄 すなわち足利持 (5)武田信満 (4)「駿河記 国清寺を経て、

○以下、本号の 「大森か館」にかけて収める。

氕 鎌倉九代後記 ○東京都○東京大学史料編纂所所蔵

間ニ持氏ハ上杉安房守憲基・(8) 彼寺ニ押ョセテ放火ス、木戸将監其外廿人余自害ス、(7) 或寺ニ蟄居ス、狩野介大将トシテ、走湯山(3) (4) 同七日持氏箱根ニ着テ、 別当案内シテ豆州名古屋ニ(2) 佐竹左馬助義憲相従テ、(9) 17大衆相. 至. 加 駿 其 IJ IJ

州大森カ館ニ付テ、 趣ク、其後持氏、 タヨ リテ、 瀬名ノ奥安楽寺ニ居ス、(11) 山林ニ入テ落行キ、国司今川上総介(四) 禅秀カ叛逆ノ事ヲ京都へ告ク、 憲基・義憲ハ越後

所(アジール)に逃げこむことを意味する。 入テ」とは、俗世と縁を切ることで、 国守護。 山神社。 ともいう。 年に及ぶ。 (8)山内上杉憲定子。禅秀のあと関東管領。また、 (3)国清寺。 (1)足利基氏をはじめとする、鎌倉公方・古河公方九代の間 関東の諸事に関する史書。 (7)木戸満範。「今川記」によれば持氏 熱海市。(6)寺院の衆徒で、僧兵の中心となって活 (9)山内上杉憲定子、佐竹義盛養子。(10)「山林ニ 成立年代不詳。一巻。(2)奈古谷(屋)。 作者不詳、 韮山町。(4)実名不詳。伊豆国住人。(5)伊豆 浅井了意(江戸時代前期の真宗僧)の作 正慶二・元弘三年から天正十八 従ってここでは安全な (11)静岡市。(12) の「御近習」。 のち伊豆 韮山町。

住人卜成候、

日ニ押寄、 テ、二三日忍御座処、 箱根別当案内者申、箱根坂ヲ係リ伊豆ノ奈古屋ニ落給 元 湘山星移集 走湯山大衆馳加リ寺中ヲ攻 ○東京都○東京都 狩野介二伊豆奥者共相 4 御 奉公ノ人

同

٢

様・安房守ヲハ、箱根別当安内者申、(3) (4) 其ョリ当国御越候、 火、 其後持楯ツキ寄、武士・大衆一手ニ成攻入間、 々・佐介手者、都合二百余人ニ不過、矢軍時移ル計 高矢倉ニテ木戸将監一 其時親々者ハ上様御供申罷上、 同ニ廿一人自害畢、 駿河大森カ館ニ落 其間 寺中二係 二上

利持氏。鎌倉公方。(4)山内上杉憲基。(5)「案内者」。 の「永享記」とは別史料である。 享記/嘉吉記」の副題が付けられているが、三三一号注(1) 者・成立年代とも不詳。 (1)上杉禅秀の乱に関する戦記。「禅秀乱記」ともい 一 冊。 同書の写本には、多く、「永 (2)山内上杉憲基。(3)足 う。

御家人·緩急有·依テマカテ替国中九十日ト申 さん

衛侍申肩瀬縣越汀戶遙寺以引給了房列云柳侍申肩瀬縣越汀戶遙寺以為中国京都信申青瀬縣越汀戶遙寺送務給程品面包持能平二日思脚連看押賴根政少保少伊豆奈在屋落箱根别當案內者申賴根政少保少伊豆奈在屋落指根别當案內者申賴根政少保少伊豆奈在屋落指根别當案內者申賴根政少保少伊豆奈在屋落指根别當案內者申賴根政少保少伊豆奈在屋落指根別當案內者中,根政一局。中一人人仇介手者都合三百余人。不過失軍時移心升四人人仇介手者都合三百余人。不過失軍時移心升四人人仇介手者都合三百余人。不過失軍時移心升四人人仇介手者都合三百余人。不過失軍時移心升四人人仇介手者都侵其時根以有以及向時間,

元 中古日本治乱記 八 東京大学総合図書館所蔵 (2) 東京都

(中略)

人對死畢 佐介"了欠係」」風八类了卷下烟り目光了户近江守今川三河岛山伊豆守其外家徒才看人人故奈

(1)鎌倉公方足利基氏に始まり関ケ原合戦後にいたる戦記。 (1)鎌倉公方足利基氏に始まり関ケ原合戦後にいたる戦記。 は木戸将監満範が足利持氏の脱出に尽力し、自害するまでには木戸将監満範が足利持氏の脱出に尽力し、自害するまでには木戸将監満範が足利持氏の脱出に尽力し、自害するまでには木戸将監満範に、(4)実名不詳。「喜連川判鑑」(三〇八号を描く。(3)給ふ。(4)との説がいまった。

#### の報を聞く。 十月十三日、 貞成親王、 足利持氏が駿河国境へ落ちると

五 看 聞 H 記(1

依之可 数千 殿10 敵方 十三 盗 上 御 左 無勢之間 先御 管 犯 因 杉 兵衛督 日 領之間、 事 [幡(1) 騎鎌 前管 金 H 被討 使可 為 吾 与力之間 虚 御参籠之間 領上 持氏館以 不及合戦引退、 倉 雨 被下 名之間 罰之由 叛濫觴 降、 先駿河 俄 杉 金吾発謀 云 不 寄 中 来、 馳 有沙汰之間 者 人 下 略 雖 ^ 参、 鎌 可 被 相 倉 抑 左兵衛督持氏、 諸 左 赦 入申之由、 管(6) 駿河国 中 兵衛督持氏無用意之上、 聞、 玉 大名馳参有御 叛 免 寺14 被 四国堺へ被落云々、同四日、領子息 (\*) ア (の) 
 (の) 
 (の) 
 (の) 
 (の) 
 (の) 
 (の) 
 (の) 
 (の) 
 南西(15) 焼払 故 今夕自 満(3) 猶 上杉 討 了 守護金吾、 (本子)当代持氏為大将 分 罰 可 関東飛脚到来、 母 国 評 下 此 事 儀を令盗犯 向 13定 由 > 云了 欝 落下了、 云々、 之人 注 憤 被仰、 駿 進 申 申、 河 発 後 諸大名 1 謀 然 云 関 今月 聞 京 室 叛 東 都 町 軍

館以下 氏満 上 L 由 駿 室 河 ず 方 飛脚 十三 カン ٤ むと云 杉 ~ 河 町 玉 12 カン 金 殿 与力の 到 云 守 寄 は 境 15 0 H 護金吾、 鎌倉 吾 々。 京 大 七 末子当代持氏の 来、 せ 都御管 幡堂御 来たる。 々。 謀 落 雨 百 相 中焼 ちら 今月二 降る。 叛 余騎、 間 これ 国寺 0 馳 仰せられ、 濫 き払 領 参 れ せ参ぜず、 左兵衛督持氏用意なき す南西堂下 12 觴 籠 無勢 日前き 0 お (中略)そもそも聞 より 間 わ は、 大将軍として、 0 わ 間、 れ 0 W 管領上杉金 て討 まず 左兵 間 関東へ お 12 -向すべ 管領子上 諸 わ 合 駿河 大名 罰せら 衛督持氏、 戦 h 可 まず か。 四 12 息なり、 しと云 馳 及ばず H 申 吾 るべ 数千 く、 ح せ 御 謀 参じ 0 左 0 使 母 引き き 兵衛 騎 叛を発す。 々。 を入るべ 由 御方として 今夕関 上 を下 儀 0 御 鎌 注 を 後に 由 退き、 諸大名 評 進 督 倉 さる 盗 持氏 申 東より 定 き に 沙 犯 聞 す。 あ 汰 せ 0 0 0 駿 わ 敵 故 わ

0 事 鬱憤申 謀叛を発す と云

罰 盗 有

間

が

分国

落ち下

わ

h

\$2

1

カン

بح

犯 る

0

7 Ŀ.

虚 杉

名

た

る

0

間

赦

免 0

んせら お

る

雖

\$

な れ

おお

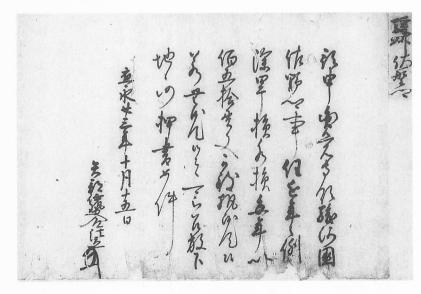
討 \$

云々、

**負う**。 (押紙) (1) (押紙) (1) (ボイン) 矢部注

 十月十五日、矢部法立、円覚寺領佐野郷の年貢納入を請

(1)後崇光院伏見宮貞成親王の日記。応永二十三年から文安五年に及ぶ。本紀四十一巻。(2)犬懸上杉氏憲(法名禅秀)。金吾は衛門府の唐名で、氏憲が右衛門佐であったことによる。(3)足利「氏満」の誤記。(4)足利満隆。(5)鎌倉公方足利持氏。(6)関東管領。山内上杉憲基。(7)山内上杉憲定。(8)鎌倉公方足利持氏方のこと。(9)二八八号以下に見える大森氏の館(裾野市深良か)をさす。(1)四代将軍足利義持。(1)平等寺の通称。京都市。(12)鎌倉の公方ではなく、京都の将軍家の統治に属するということ。(13)今川範政。(14)京都市。(15)西堂とは禅宗において他山の前住のことをいう。この時代、十刹・諸山の住持の任命をうけた人の僧階としても用いられた。



被

召

放下

地

候、

仍押

書如

件

預申 損、 -円覚寺領駿河国佐野郷事、 (2) 毎 年以 佰 Ŧi. 拾貫文可致執沙汰候、 任近年之例、 若無沙汰候者、 除早損

水 可

様

の押書を提出していたと考えられる(二七三号)ことから、

禅秀の乱に際してのこうした矢部氏の動きは、

佐野郷が軍

Ŀ

重要な地点であったことを窺わせる。

応永廿三年十 月十 Ħ. H

矢部伊勢入道法立(4)

(花押)

早損 預り申 致 すべ 候。 く候。 よって押書、 水 す 損を除 円覚寺領 \$ き、 L 駿河国 無沙汰候わば、 毎年百五十貫文をもって執り沙汰 件のごとし。 佐野 郷 0 下地を召し放たるべ 事、 近年 0 例に任せ、

> 二品 某書状 ○神奈川県鎌倉市

国4 申 了 佐野郷事、 1~ 6 候、 就其、 不可有子細候者、 渡使をも御下候へく候よし、(5) 和田 先拾貫文御年貢內進之候、 京阿弥陀仏可預申之由事、(1)(2) へく候也、 御納候て、 預状をも可有御遺候 申とて候、 御 預 先立 状3 可 給 中定候 京阿之 候之由

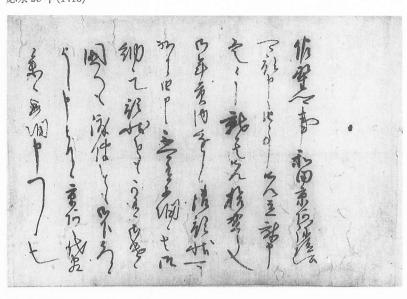
○前号の佐野郷年貢にかけて、 しばらくここに収める。

代官参候、

委細申

していることがみえる(「湘山星移集」「鎌倉九代後記」ほか)。 裏書を切って貼ったものと思われる。 (3)佐野郷年貢については、二五七号にもみえる。 (1)裾野市 方持氏方の大森氏も、 矢部伊勢守はこの年十月四日に上杉禅秀方として参戦 佐野を含む郷。 佐野郷の年貢請負に関し、すでに同 なおこの押紙 (2)神奈川県鎌倉市 (付箋)は、 (4)実名 もとの端

こと、 べく候の由、 き、 佐野郷の事、 まず拾貫文、 先立って申し定められ候 申 和 し候。 田 御年貢の内進 京阿弥陀仏に預け申 子細有るべ 3 い からず候えば、 L お 候。 わんぬ。 すべ 御 預状によう き それに のよし 給う 御 納 0



使をも御下し候べく候よし、申すとて候。 め候いて、預状をも御遣わしあるべく候。 参じ候、委細申すべく候なり。 京阿の代官 玉 \$

渡

1)実名不詳。阿弥号から時衆(時宗の者)と考えられる。

書の端には切封(きりふう、 る使者。 をする方法)の跡がみえる。 いるが、本文は「……也」で書止められている。なおこの文 地(ここでは、さきの年貢のかかる土地そのもの)を渡し付け に発給された文書。(4)駿河国国衙、または守護所。 (2)「可被申」とする読みもある。(3)所領を預け置 くため 右端を下から途中まで切って紙紐とし、これを結わえて封 (6)本文書は後欠で、 別に包紙を用意せず、文書本紙 日付・差出・宛所が失われ (5)下

利持氏が大森に存命との報を受ける。 完 満済准后日記(1) ○東京都○東京都

十月十八日、三宝院満済、

駿河国守護今川範政より、足

御座云々、鎌倉殿ョリ注進又同前、先珍重云々、 (3) (4) (5) (6) 説、御内者共仮御□自害、其間御落、今当国駿河大森二 (6) (6)

より注進また同前、まずは珍重と云々。 鎌倉殿の間御落ち、今当国 駿河大森に御座すと云々。鎌倉殿の間御落ち、今当国 駿河大森に御座すと云々。鎌倉殿と音事は荒説なり。御内者共御名を仮りて自害し、そ自十八日、また駿河守護方より注進到来す。以前御

良か。

(7)足利持氏。

# 十月三十日、足利持氏、大森氏の館へ落ちるとする報が、

京都で記される。

杉憲基。(6)「供奉」の誤り。 持氏。(3)駿河国。(4)裾野市深良か。(5)関東管領山内上法等を記す書。応永二十三年成立。一冊。(2)鎌倉公方足利

(1)上杉禅秀の乱に際して、

幕府のために京都で行われた修

持氏無程大勢ニ

ナ

IJ

頓

テ此勢具シ

テ、

鎌

倉

ヲ

責

1

被

議

ケリ、

山氏・久住氏・竹下氏らの名がみえる。十二月、上杉禅秀の乱に際し、足利持氏方に大森氏

葛

二元 続太平記 十二 東京大学総合図書館所蔵

海道諸将進

発事

(中略)

我② 二 一 原 1 京 七 佐美・久住 御迎ニ参ケレ 干、 都 我 入江 波多野以下十 玉. 王 横 援兵後 味ノ人ハ 府? 1 我高名ニイサヤ参ントテ、 ・馳参シ 溝 1 辺ニ 高橋 ·狩野·北 原田 ∃ ケレハ、持氏不斜喜給、(4)(5) 同 リ大勢馳加ルト 打出サテ給フ、 賀嶋. 騎 是ヲ元 心シ給 後 二十 条 藤 竹下、 1 ・土肥・葛山 トテ、 シテ、 騎 近 藤 伊 聞 我先々々 (中略)是ヲ始ト 山西·澳津 (10) 工(藤3) 豆ニハ ヘシ 一族 相 模 カ 五十余人引ツレ . 玉 宇都木 三津 頓テ渠等ヲ召具(6) 1 伊 ・馳参ケ 東 催促ヲ不俟(8) 松 シ 堀越、 加 九郎 由() テ、 田13 ル 藤 左衛 蒲 ホ . 己 我 字 河 テ 1

国住人であるが、実名不詳。 国で二階堂等の武士が糾合していることがみえる。 卷·首一卷二十冊。 図を収載。杉岸芳通の作。 れも実名不詳 近藤までいずれも実名不詳。 を本拠とする武士か。 に比定される。(8)またず。(9)山西以下竹下までは、 らを。(7)さきの人名などから、 (5)なのめならず。 久住氏は、 うちに葛山の名がみえるのは、 以下堀越までは、多く伊豆国住人であるが、 に始まり、 (1)「太平記」の後をうけ、「武家一統政道幷義満公治世 戦国期に駿東郡にみえる。 戦国期にいたる軍記物。 一通りでなく、 (2)二階堂行光。本史料の前段に、 (10)興津。 延宝五年(一六七七)成立。三十 なお竹下氏は、竹之下(小山町 (13)松田 注目すべきことである。 伊豆国府と解され、三島市 (11)由比。 格別に。 編外として戦国年譜・系 (4)鎌倉公方足利持氏 河村 実名不詳。 (6)やがてか (12)字都木以下 波多野、 3 工 駿河 伊豆 なお す

中

#### 売 続太平記 十二 東京大学総合図書館所蔵

#### 江 合戦

鑫ヲ伏タル如ク打囲(タ) 矢所ヲ不定思様 風 如 情 案、 ノ一村繁リタ ヨヲ見、 敵是ニ 入江 驚躁テ、 ニソ射 ル ・高橋 ヲ木楯ニ タル 驚破敵ノ寄 タリケル、 由井・ 軍勢ナレ 取テ、 竹下ノ究竟(2) ハ タル 元来分内狭キ入江庄ニ、(8) 遠矢・差矢・直違矢ニ、(5) (6) (7) ハト、 射ルト射箭ノ人ニ シノ手垂(3) 鬩色明ケル 共、 小

外ル

1

無リケリ、

矢は、「平家物語」などでも対句的に用いられる。(7)不詳 (1)ひしめきいろめき。(2)「屈強」とも書く。(3)てだれ。 「手足」「手練」とも書 (5)遠投げの矢。(6)矢数を多く射る矢。 熟練 0 者の意。(4)「叢」の宛 なお遠矢と差

(8)清水市のそれとは別か。次号参照。

(9)ひさご。柄杓。

元九 鎌倉 大草紙 乾 ○東京都図立公文書館内閣文庫所蔵

打越て曾我(11) 輔9 津18 土屋 三浦 去程 に陳をとり、 今川勢夜討して禅秀敗軍箱根水呑(6) 持氏ハ今川勢を先登として入江山(5) 三百余騎を足柄山を越、 ・前川に陳を取、 中 に禅秀ハ千葉・小山(1)(2) . 北 村、 条 門族瀬名陸奥守、 ・中村を責落し、 岡崎を攻落、 小鹿、 先陳ハ葛山、 箱根 入江の L 山を越、 ·佐竹·長瀬 足 定 同荒河治部太輔· (8) 小田 から 8 庄3 伊 豆 山<sup>14</sup> 原に陳を取、 に陳を取、 0 0 0 陳を攻落 北 西 門 15 0 15 | 衆徒と幷土||(15) (15) 三浦 陳 Щ 小 下に を 田 取 今川 L 大森式部太 原 朝 比(3) 陳4 芦名の兵 たまふ、 相州 を取 • 萉16  $\mp$ 府 嶋 間

(3)「足柄山を越」とみえることから、 1)犬懸上杉氏憲。 (2)以下の武士は関東所々を本拠とする。 小 町 あ たり かっ

関所。三島市。(7)実名不詳。 (9)従来、 4)「陣」。以下同じ。 頼春に比定するものと氏頼に比定するものがある (5)鎌倉公方足利持氏。 次号参照。(8)実名不 (6)箱根水飲 施門品の強い物あて川と三大後とる場合

第一小时本第一連以政处被一個,等至方次 あるなるるととをのるはいまと味なりすむ やうゆう

てるはいはるいかよのとあし日本日上ないたる るいのからますりゆきとうへいかいまち 我到去若你一個心死南一後多行生的一会就 遊及を作を空口よるのの国身体が出版でれた 金をときでいているとのいのかりというというというと 少路上師事的民意的格の軍的子门车一 一けるなどを必ず過でいとうだとでよるの付 真的於身正月一個處了好學門所華籍色 力能で多なけれてきたり一面やある大はか三個 中國中部的國山之城侵至山和化一年出北方的衙門無 そ門門故郷多情を言とう八路安高しなり、 上海人在光旗、艺山口多河沿之梅人家就少梅 起付一大好多级官名版的看工品之大角站三地 京人们的とえてして入りけるようといるでいる 多的上げないるといれて行を記る随者なのを三百 土月

同文である。

小田原市。 小田原市にかけて。(12)神奈川県小田原市。 は不詳。(10)瀬名(静岡市)の住人。(11)神奈川県大井町から 従う。二九一号の孫七、同号註(4)の刑部少輔と同一人物か 神奈川県伊勢原市から平塚市にかけて。(18)小田原市。(19) 中村は伊豆・相模国の住人と考えられるが、実名不詳。 止宿し、武装している僧。大衆ともいう。(16)土肥・土屋 れるが、実名不詳。(4)伊豆山神社。熱海市。 小鹿までの武士のうち、北条氏以外は今川氏の被官と考えら が、ここでは 氏」の字が (20)以上、本号の記事は 「持氏一字」とみえることにより、仮に後者に 「大森葛山系図」(別冊系図集三号)に氏頼 「相州兵乱記」でもほぼ (13)朝比奈以下 (15)諸大寺に 17 0

此由駿河へきこへしかハ、今川殿大に驚き、 守·斎藤弾正入道·同加賀守·葛山備中守以下三百余(3) **500** 持氏公御迎に馳向ひ、先大森が館へ入奉り、 今 川 (記<sup>1</sup>) = ○東京都○東京都○東京都

瀬名陸奥

カュ

く守護し申、

種々もてなし奉る、

(1)氏親までの今川氏歴代の事蹟を記した合戦記。斎藤道斎(1)氏親までの今川氏歴代の事蹟を記した合戦記。斎藤道斎名不詳。(4)「葛山御宿系図」(別冊系図集六号)・「葛山家譜」(同四号)によれば、葛山氏には備中守を名乗るものが多い。このうち前者にみえる惟遠は、応永二十四年三月没とされる。一方後者では葛山氏から養子として入ったとされる大森頼春の子に、のち箱根別当となる実雄がおり、それに「葛山備中守」と註記されている。三二二号註(15)の解釈を踏まえるならば、この実雄である可能性が高い。なおこの乱におえるならば、この実雄である可能性が高い。なおこの乱におえるならば、この実雄である可能性が高い。なおこの乱におえるのより、この実雄である可能性が高い。なおこの乱におえるのより、この実雄である可能性が高い。なおこの乱におえるのより、この実雄である可能性が高い。なおこの乱におれる、葛山備中守の名は「列国譜」四、今川にもみえる。

(5)裾野市深良か

ってんなり、りて多渡しと後しりてるし 名随奥方、安凌 學正入道门か賀ちる山佐中 りをなる、多於了 りきと、文をは種語えななと、多なくなるというなくうのえ、x というの後このでつくつでるを見る 多不三百余人的民口沙逐了她令人人大大家 後人公子根引南沙信中、そのか~ 鼓的個 為人事重的五使不得考方此人一の方 えりる退信できて、今川恵へらなれ、後と関 化等り年して、四後ちくおうちせらいる といろんと不多一人を回居ちくろをしれ 京の後気に地吸を そろりをしていれ は中格じきさし、今川風なる多る機 名と多代しめしきり、 るどをな人でえる るれてるますのきいとれ いりの方人性事るるよれを及好を心のん 佐をひろうというだうまうしくしと でかから一人自実一天義で全るといし、 うそかてとる敵数る人対境、本产的管 をできなった

294

は、二九九号から窺える。(9)証実。(10)僧官の最高位。

# 応永二十四年 丁酉(一四一七)

を小田原に移すという。大森氏、相模国の土肥・土屋氏の跡地を給与され、本拠工月、足利持氏、鎌倉に帰還する。その後、功のあった正月、足利持氏、鎌倉に帰還する。

■01 鎌倉大草紙 乾 国立公文書館内閣文庫所蔵 (1) (2) (3) (3) (4) かくて持氏御所、同十七日鎌倉へ還御なり、浄智寺に入かくて持氏御所、同十七日鎌倉へ還御なり、浄智寺に入かくて持氏御所、同十七日鎌倉へ還御なり、浄智寺に入かくて持氏御所、同十七日鎌倉へ還御なり、浄智寺に入いる。 (5) (9) (9) (9) (10) 鎌倉大草紙 乾 国立公文書館内閣文庫所蔵 (4)

川海路上等く生代時内波がを怪けてかん 性にはるいまのとうでもなるはんはかまりおけ る何子相切る了一以為了多山口古時的るとか 山一場るなるでありては「かり」とおける地路を 大利以降度の必要を行うた回居に強犯 配板選けからととは必多のないと 日れ不多のでない人はあかりたい人意 今副将俸を行うかあまかよれらうれ 等省限引出的子下的子小沉於京都 出とうちょうべきないる配不断ったとろういのおり らんきんとてしるといの人ではあってのは以ろ いた白色などのりをはなるにつまする後 てのからとけばをおうとうろんからい 中方が一て老自其一て見いり 福屋形治 左代時的信名的憲子是修正言重重之外 又用ととはよしてよりものとりかると 一一人不可以因此的人合致一下無過 からそのあるとを後れていておより 新 本附属者 安松的政务 唐功武刊等 悠行公為她 川松州とのるといる、あかりとも川路

#### 応永二十六年 己亥(一 四

どを証拠として紀伊国興国寺と相論するが 五月三日、 高野山金剛三昧院、 葛山景倫(願性)の置文な 敗訴する。

村等人足事、(6) 興 国寺雜掌申、 紀伊守護畠山家奉行人連署奉書案 高野金剛三 当寺領由 一味院捧本願 (8) 良庄領 (4) (9) ( 家(4) . (10) (11) (11) 同 金剛三昧院文書 地頭 職5 畑

出 状12 帯 領 雖有申子 家朱明門院之代伊 細、 寺 . 院互知行分下地村々為各別之上、(3) 王 左 衛門 入道 西(章 置 文 勅 裁17

出22 役21 幷 先守護下知状等、(18) 崩持夫已 地 頭 職內畑 村人足等者、 参ケ度者、 寺家雜掌所申非 為 III 一円為寺家進-(20) 規 例 口 無其理、 被 下 止 知之由、 者 所詮於領家分 也、 所 至院家 被仰

のごとし。

仍執達

如件

応

永廿六年五月三

H

盛24 在

遊

佐孫四

郎25

殿

木 因23 在 判 判

> 夫已上、三ケニおいては、 明門 院互 先守 12 0 内 きの 畑 下 州興国寺 あらず。 院の代伊王左衛門入道西蓮の置文・ 村等 知状等を出 い 護 由 の知行分の下地 0 証 人足の 度に至 状を捧ぎ 仰せ出ださるるところなり。 所詮領家分ならびに 雑掌申す、 円寺家の進止 事、 帯 げ、 0 高 T は、 地の村々各 寺家雑掌申 申 当寺領由良荘領家職 野 すすよ 金 旧 たるも 剛 規 細さ 三昧院本願 0 地 あ りと 例とし すところその 別たるの上、 頭 0 職 な 内 りの 1 勅裁. て下 畑村 よって執達 えども 願 性 . 院家役正 同地 知 人足等に 0 せら 先守 置さぶみ 理 領 家修 寺 な 頭 き 護 職 日月

もと真言宗西方寺。 (5)地頭としての経済的権利。 1) 畠山満家。 (4)荘園領主たる領家が荘 三三号参照。 紀伊国守護。 一三三号参照。 (8)造寺・造仏や写経など功徳となる (2)和歌山県由良町。 園から収納する経済的権利 (6)由良町。 (3)由良町。 (7)和歌山県高 臨済宗。

氏の在京奉行人。(25)遊佐国継か。

紀伊国口郡守護代。 いずれも紀伊国守護畠山

22

)畠山満家の仰せ。

23

24

事業の発起人。 (10)後々のために自己の意志を書き記しておいた文書。ここ (9)願生とも。 葛山景倫。 四号参照。

国・満慶ではなく、大内義弘を指す。 では一三七号などを指す。 (11)ここでは畠山満家の先代基 三二四号参照。 (12) あ

る事実を証明する文書。 六二号参照。 (14)おのおの別であるということ。 (16)伊王能茂。 (13)寺と院、 (17)天皇の裁断。 すなわち興国寺と金剛 (15)修明門院。 (18)上から

下に対する奉書形式の命令文書。 「下知如件」という様式になり、 宛所は記されない。 事書にはじまり、 書止 19 — が

院を指す。 う。 円進止とは、一定の土地を一領主が単独で支配することをい (20)「寺家」は興国寺側を指す。 興国寺側の一 円進止を認める一方で、 (21)「院家」は金剛三昧 従来金剛三

夫」(=不詳)三ヶ度については、 味院が賦課していた役である「正月七日霜崩(しもくずれ)持 旧例どおり認めるというこ

## 応永二十八年 辛丑(一四二一)

八月、 大森憲頼、 鮎沢御厨<sup>(1)</sup> 岡社に、 相模国飯田郷内の

田地を寄進する。

奉寄

大森憲頼寄進状

内海文書

駿河 国鮎 沢御厨(1) 岡 七所太権 現2 御 宝前

相 模国 西郡飯 欧田郷之内、 田 壱町 之事

満足、 所奉寄進之状 如件、

右意者、

為天下泰平·万民安楽·父母心中所願、

皆令

応 永廿八年八月吉日

民部少輔藤原憲頼(5) (花押)

寄 せたてまつる。

駿河国 相 模国 鮎 西郡 沢御厨二 飯 田 郷 岡 0) 七 内 所大権現御宝 田 壱町 0 事。

右意は、 天下泰平 万民安楽・父母 心中 0 所願 とし

て、 皆満足せしめ、寄進したてまつるところの状、

件のごとし。

(1)裾野市北部から御殿場市東部、小山町南部にかけての地 (2)二岡神社。 御殿場市。社伝では、七柱の神々が一 岡

地域。 本文書によって裏づけら 大森氏が既に小田原方面へ進出したとする三〇一号の記事は、 という(『御殿場市史』第一巻)。(3)足柄上・下両郡を含む から七岡までに鎮座したものを合祀したため、この名がある (4)神奈川県小田原市。上杉禅秀の乱後のこの時期、 れる。(5)大森憲頼、 頼春子、氏

> 応永二十九年 壬寅(一四二二)

四月五日、 大森頼春、 二岡社に石燈籠を施入する。

三四 石燈籠銘 ○御殿場市東田中二岡神社所在

大檀 石燈(2) 奉施入

那

道(3) 沙弥

応永廿

頼・実雄兄弟

月五日

九軍年卯

家していたことがわかる。 刻された形跡がある。 (1)高さ1m 46 5 cm (3)大森頼春の法名。この時期既に出 幅54・5㎝。(2)「台」の一字は追

八月十八日、大森頼春、二岡社の覚智院に、 聖天燈明田

として、鮎沢御厨内の田地を寄進する。

三0至 大森頼春寄進状 ○御殿場市東田中二岡神社所蔵文書

二のおかのかくちいんの、しやうてんのとうミやうて(1)

内、たけの内さいけ田一町の事、しやうてんのとうミや(6) 右所ハ、するかの国あゆさわのミくりやの内、新はしの(5) うてんとして、永代きしん申候也、仍きしん状如件!

道光(花押)

応永廿九年八月十八日

地域。(5)新橋(にいはし)。御殿場市。(6)竹の内在家田 用いる燈明の費用として、その年貢を充てる田地。(4)鮎沢 殿場市。(2)聖天。密教の神、歓喜天。(3)燈明田。聖天で (1)二岡覚智院。二岡神社の神宮寺である梵篋寺の一坊。 裾野市北部から御殿場市東部・小山町南部にかけての たっているのののあかってので 等極安克陰殿王山道克 てしていまっている うのかのうちとめるう まるし 京年十九年、川丁る 3

在家田とは、住屋とそれに付属する園地・宅地、及び田地の

免田として、相模国狩野荘内の田地を寄進する。 八月十八日、大森頼春、二岡社の覚智院に、光明護摩の

の祈禱。(9)大森頼明。(10)大森頼明の室。

(11)大森頼春。

12)大森頼春室か。(13)菩提

市。(6)僧名か。(7)「控え分を」。(8)長い日数の日。長日

大森頼春寄進状 内海文書

語・是妙・以 (9) 内、 のめんてんとして、永代きしん申候所也、七世父母幷信 二のおかのかくちいん光明こまのめんてんの事(1) (2) 所 ゆわいらのしせん入道かひかゑふんお、長日のこま(5)(6)(7)(8) ハ、さかみの国かのくしやうの内、御れう所分の(4) 道光・明光のほたいのためにきしん状如件、(エ) (エン) (ロ)

道光(花押)

応永廿九年八月十八日

八月十八日、大森頼春、二岡社御供料として、 相模国狩

野荘内沼田郷を寄進する。

大森頼春寄進状 内海文書

二のおかの御供りやうの事(1) き進申、

しやうほたいのために、永代きしん申候所実正也、仍為(6) 右所ハ、さかみの国かのししやうの内ぬまたの のむ せあ んおん ふなんのきたうのため、ことに(4) (ハ道光後 かう、け

後状如

応永廿九年八月十八日

教の修法)の費用を賄うために年貢・公事を免除された田地。

(1)二岡覚智院。

御殿場市。

(2)護摩の免田。

光明 護 摩(密

道光(花押)

(3)相模国狩野荘。神奈川県南足柄市を中心とする地域。

(4)御料所。鎌倉公方の直轄領。(5)岩原。神奈川県南足柄

賄う土地。(3)相模国狩野荘沼田郷。 (1)二岡神社。 神奈川県南足柄 市。

そん」(子孫)とする読みもある。(5)大森頼春。(6)「後生菩

提のために」。 (4)「現世安穏・無難の祈禱のため」。なお「ふなん」は 御殿場市。(2)御供料。供養のための費用を こ

> 連川家の系図。 (2)応永二十九年。 花押が併記されることからこの名がある。 (3)犬懸上杉氏憲。(4)犬懸上杉憲

四代将軍足利義持

顕。

(5)犬懸上杉教朝、氏憲子。(6)神奈川県鎌倉市。(7)

という。 この年、 上杉憲顕、 沼津・三島あたりで放火・乱妨する

寅二十九、(中略)上杉禅秀末子宮内少輔憲秋(3) 三00、喜連川判鑑(1) 治 部 少輔

忍テ将軍家ニ仕フ、此度将軍へ御暇ヲ乞テ関東ニ下リ、(?) 教朝、先年雪下ニテ族滅ノ時、(5)(6) 其場ヲ遁レ京都ニ上リ、

在 々所々代官・御家人等ヲ殺害シ、京都ニ帰ル、 駿州沼津或ハ伊豆ノ三島ニ下リ、

放火乱妨シ、

相

州

テ

(1)きつれがわはんかがみ。鎌倉公方・古河公方の子孫、 喜

#### 応永三十一年 甲辰(一 四二

### 寺覚智院に寄進する。 四月二十二日、 大森憲頼、 相模国小松郷内の田地を梵篋

大森憲頼寄進状 内海文書

模国 奉寄付梵篋寺覚智院者也、(3) 西郡小松郷之内、 田 四地三町(2) 市在之、市 仍寄進状如件、 事、 長年毎月為

祈 相

応永

卅

年卯月廿二

H

民 公部少 少輔憲頼 (4)

(花押)

五月六日、 務について確認する。 大森憲頼、 二岡社へ寄進した田地の在所と所

先立二陵へ寄進候壱町 三10 大森憲頼書状 (折紙) 田地 という 内海文書 在所い ,つかたにて候哉、

たの前ハ入くミたるやうにて、むつかしく候之間、(4) 今度又存子細候て、 下 -地を参町空(3) 寄進 候、 是に 百姓あ 小松

郷□円か引弐町、(5)(6)

此両人引之内にて候ハヽ、其分にハ別田(3) 候て、 く候、 寄進候、 此在所の年貢をハ、いつれ 先立の田 同所六郎三郎(7) 地11 共に か引□壱町、 1 四 も可有直務□候、 町 15 て候、 地をさためらる 此参丁を注(10) □下(12) 下地若

然様可有御談合候、(16) Ŧi. 月(18) 委細自金剛寺可(17) 被仰 候 恐 々謹言

可

右衛 20

(1)二岡神社。 御殿場市。

御殿場市。

1

)神奈川県真鶴町の小松山・小松原あたりか。

(2)土地の

面積などを記した文書は別紙にあるということ。(3)

二岡神社の神宮寺である梵篋寺の一坊。(4)大森

なり。

よって寄進状、 ため、

件のごとし。

梵篋寺覚智院に寄付したてまつるもの

相

模国 祈

|西郡小松郷の内、

田地三

一町坪付別紙の事、

長年毎

(2)何方。 (3)前号にみえる

こでは、「その知行に何らかの由緒のある」といった意味で(6)人名か。(7)不詳。(8)「引」は証拠だてるの意で、こ町。(4)数多の前。多くの持ち分。(5)神奈川県真鶴町か。

顔にみえる在所不明の一町の田地を指す。(ほ)□円と六郎三地。(ほ)ここの「下地」は、四町すべてではなく、本文書冒担者などを調査すること。(ほ)本文書冒頭に見える一町の田あろう。(9)「分」か。(6) 検注する。土地の面積 や年貢負

郎の両人。(14)ここの「此在所」は四町すべてを指す。(15)頭にみえる在所不明の一町の田地を指す。(13)□円と六郎三

伯父の証実を指すか。(18)『静岡県史料』第一 輯は「日附二金剛王院(神奈川県箱根町)の可能性もあるか。とすれば憲頼

六正しかるべし。」と脚注する。

(19)大森憲

こと。(16)相談すること。(17)比定地不詳。箱根神社別当寺

二岡神社が自ら現地に赴き直接に社領を支配する

憲頼の弟氏頼に比定する。頼。(20)不詳。『御殿場市史』第一巻は右衛門佐と推定し、頼。

# 応永三十二年 乙巳(一四二五)

九月五日、鎌倉公方足利持氏、二岡社の般若梵篋寺に祈

禱を命じる。

三|| 鎌倉公方足利持氏御判御教書

内海文書

祈禱之事、可致精誠之状如件(

応永卅二年九月五日

(花)

(1)まごころを尽くすこと。(2)鎌倉公方足利忠般若梵篋寺

(1)まごころを尽くすこと。(2)鎌倉公方足利持氏。(3)御

殿場市。二岡神社の神宮寺

# 九月二十四日、沢田大中寺の鐘が造られる。

三二 鐘銘写 駿河志料 巻六十五

扣下、皇帝万歳扣下、朝臣千秋扣下、願鎮邦家扣下、興(w) 開山祖師唱曰、声此洪鐘一新、号令有曰願言、宣加聳聡開山祖師唱曰、声此洪鐘一新、号令有曰願言、宣加聳聡駿州金持庄沢田山大中禅寺、応永十六年辛酉結夏日掛鐘、駿州金持庄沢田山大中禅寺、応永十六年辛酉結夏日掛鐘、

世小師比丘

(e) 時応永卅二年乙巳九月廿四日記之、 時応永卅二年乙巳九月廿四日記之、

る。(5)鐘を叩くこと。(6)「駿河記」三十一によれば「補頃。(4)「駿河志料」には、「当寺は夢窓国師庵室の地」とすいては一九二・二三三号を参照。(3)けつげ。陰曆四月中旬いては一九二・二三三号を参照。(3)けつげ。陰曆四月中旬の、(4)駿河国の地誌。駿府浅間神社神官中村高平著。文久元年

茂。

# 正長元年 戊申(一四二八) 応永三十五年四月二十七日改元

郷、及び沢田郷を給与する。

十月二十三日、幕府、

武田信重に、

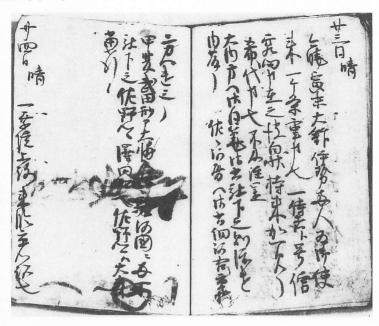
大森氏当知行の佐野

三三 満済准后日記

被下之、佐野郷・沢田郷也、佐野郷ハ大森当知行云々、(2) (3) (4) (5) サ三日、晴、(中略)甲斐武田刑部大輔入道駿河国ニ両所

知行すと云々。 (中略)甲斐武田刑部大輔入道、駿河国二十三日、晴。(中略)甲斐武田刑部大輔入道、駿河国

(3)裾野市佐野を含む郷。(4)沼津市。(5)実名不詳。の不穏な動きに対する、幕府側の牽制とみることができる。の不穏な動きに対する、幕府側の牽制とみることができる。



○前号の沢田郷にかけてここに収める。

沢田御直務事、慶円法眼數申旨候、(3)(4)(5)

其

三四四

満済書状土代(1)

満済准后日記紙背文書(2)

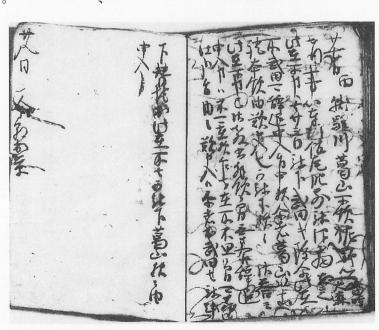
巻十、三宝院篇によれば、正長元年七月二十八日の庁始に(1)どだい。文書を反故にし、その裏を表として再利用した目紙として、文書を反故にし、その裏を表として再利用した明紙として、文書を反故にし、その裏を表として再利用した明紙として、文書の草案。(2)三宝院満済がその日記を記すうことができる。(3)沢田郷。沼津市。(4)「醍醐寺新要録」郷給与に関しても、満済が特に関わりを持っていたことを窺郷給与に関しても、満済が特に関わりを持っていたことを窺郷給与に関しても、満済が特に関わりを持っている。

「院司若狭法眼慶円」がみえる。(5)訴える。

する。 し、武田信重には替地を与えることを、足利義宣に答申し、武田信重には替地を与えることを、足利義宣に答申十月二十七日、三宝院満済、佐野郷は本主葛山氏に安堵

爾此 尾肥前被仰子細在之、 地13 間 # 領之間、 歎申入也、 可 如何 H 於此在所者可被下葛山歟之由申入了、 在所武田可辞退申入旨申歟、 仕 無左右辞退申入事ハ不可在歟、 可被下歟云 就駿川葛山所領佐野郷(3)3時大(2)当時大 内(12) 數申 此在所事去廿三日被下武田(5) 御(9) 会云、 入候、 爾者於武田 爾者葛山以支証本領由(6)(7) 此在所事已御教書拝 乍去在所不思之 者被計 + 奉 下 雖

れば葛山支証をもっ えどもこの在所武田辞退申 奉行飯尾肥前をもって仰せらるる子 七 去んぬる二十三日武田に下されき。 日 雨。 駿河 · 葛山所領佐野郷森知行。 て本領の由、 し入るべき旨申す 歎き申し入るるなり。 細あり。 0 かりと カン 事 に 0 在所 つき、 L カン



8

経の註記に、

この年還俗し、翌年六代将軍義教となる)に対して行った答

)将軍の護持僧たる満済が、足利義宣(前天台座主義円、

「伊豆佐野・土倉領主」とみえるの

みで あ

ば武田 15 事 事、すでに御教書拝領の間、 下さるべきかと云 ては葛山に下さるべきかの由、申し入れおわんぬ。 カン はあるべからざるか。さりながら在所思わざるの間 が仕るべきやの旨、 にお いては替地を計らい下され、この在所に 々。御答えして云わく、この在所の 内々歎き申し入れ候。しか 左右なく辞退申し入るる お れ

葛山氏が駿河国佐野郷を本領としたことを示す確実な史料は 号を参照。(6)証拠文書。現存せず。(7)もとからの領地。 参照)。(4)飯尾為種。幕府奉行人。(5)武田信重。三一三 による佐野郷知行の確実な上限は応永五年である(二七三号 氏が当知行していたことは、三一三号にみえる。また大森氏 (1) 実名不詳。 「当知行」の対語。開発以来代々相伝の私領をいう。 わずかに「大森葛山系図」(別冊系図集三号)の葛山惟 (2)裾野市佐野を含む郷。 (3)佐野郷を大森 ただし

> 現存せず。(11)とやかく言うことなく。 野郷を給与することを命じた、足利義宣御判御教書のこと。 し入れる手続きをいう。 (12)公式に訴えたのではなく、満済の取次によって将軍に申 葛山氏に与えるべきかどうか、の意。 (13)辞退した佐野郷に替る土地 特 IC 事 情もなく。 信 重に佐

中。

# 永享二年 庚戌(一四三〇)

# 十月十日、三宝院満済、箱根別当証実の訃報に接する。

外周章云々、 (4) 十日、晴、(中略)筥根別当去月死去由、御物語、関東以十日、晴、(中略)筥根別当去月死去由、御物語、関東以十日、晴、(中略)筥根別当去月死去由、御物語、関東以

八~二九〇号参照)重要人物であり、そうした事情から、証別当証実は、上杉禅秀の乱に際して、持氏を庇護した(二八別当証実は、上杉禅秀の乱に際して、持氏を庇護した(二八利義教に対して語ったこと。(3)ここでは特に鎌倉府ないし利義教に対して語ったこと。(3)証実の訃報を、満済が将軍足

実

の死が鎌倉において、

極めて重大事と受けとめられていた

ことを窺わせる。

## 永享三年 辛亥(一四三一)

太刀一腰、柏樹一本到来了、神妙候也、 三七 将軍足利義教御内書写 \(\text{大理区書館所蔵(2)}\) (2) 四月四日、将軍足利義教、葛山駿河守の進物を受け取る。

四月四日

葛山駿河守殿(3)

(1)室町時代の武家故実・書札礼。大館常興・晴光著。成立年不詳。(2)書状における「恐惶謹言」に相当する部分を年不詳。(2)書状における「恐惶謹言」に相当する部分を写されていない。(3)実名不詳。葛山駿河守の初見。三一写されていない。(3)実名不詳。葛山駿河守の初見。三十年不詳。(2)書状における「恐惶謹言」に相当する部分を

詳。富士山本宮浅間大社大宮司家富士氏。(3)実名不詳

(1)京都の足利将軍家の邸宅、また将軍の通称。(2)実名不

# 永享五年 癸丑(一四三三)

を幕府に報じる。四月二十七日、富士大宮司・葛山氏ら、駿河国内の混乱

三、 満済准后日記

随而富士進退等事可任上意旨、載罸状申入也、司注進状幷葛山状等一見了、国今度不慮物忩事申入了、司注進状幷葛山状等一見了、国今度不慮物忩事申入了、(6) (2) (6)

に載せ申し入るるなり。 に載せ申し入るるなり。 に載せ申し入るるなり。 に載せ申し入るるなり。 に載せ申し入るるなり。 に載せ申し入るるなり。 に載せ申し入るるなり。 に載せ申し入るるなり。

本では下上が天本をかけなるのはないのでは、「はいれてすった」を変えるのは世代本島の世本により、「はいれてする」というでは、「はいれてする」というでは、「はいれてする」というでは、「はいれている」というでは、いっている。」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はいれている」というでは、これでは、「はいれている」といっている。」というでは、「はないれている」というでは、「はいれている」というでは、「はいれている」というないでは、「はいれている」というないでは、「はいれている」といっている。」というないる。」はいるいる。」はいる。」はいるいる。」は、「はいれている。」はいっている。」はいるいる。」はいるいっている。」はいるいる。」はいる。」はいるいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる。」はいるいる

罰を受けることを誓う文書。

なわち起請文のこと。約束した内容に違背した場合、神仏の (4)駿河国。(5)身の処置。(6)将軍の意向。(7)罰文、す

### 永享六年 甲寅(一四三四

十月九日、 将軍足利義教、 葛山駿河守の進物を受け取る。

三九 将軍足利義教御内書写(1)

眼三千疋到来、 太刀一腰・馬一疋黒・富士松二 神妙候也、(5) 本・富士川苔三百帖・ ○天理大学附属天理図書館所蔵大館記所収昔御内書符案

鵞

同十月九日

葛山駿河守とのへ

永享六年に比定される。(7)実名不詳。三一七・三二五・三 石橋治部大輔宛の御内書写につづけて筆写されているため、 符案」に収められている。(2)かわのり。芝川苔ともいい珍 るが、ここでは写されていない。(6)永享六年九月十一日付 二六号にもみえる。本号の宛所であるが、日下に写されてい (2)参照。なお御内書の場合、日下に将軍の花押が据えられ (1)三三二号とともに、三一七号とは同題別冊の「昔御内書 (3)鳥目。銭の異称。(4)一疋=十文。(5)三一七号註



十月二十八日、 葛山氏ら、 足利持氏の野心を三宝院満済

に注進する。

廿八日、雨、 **=** 満済准后日記 自駿河注進到来、

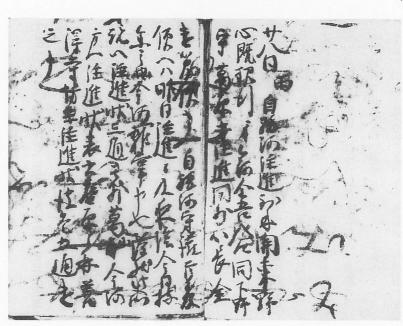
河金吾入道、同下野守、(6) 了、自駿河守護方管領へ 参之由、今河雑掌申也、 · 今河方へ注進状、 雖然此門跡(10) 葛原等注進同前、以長全遣管領(7) 八昨日注進云々、及夜陰今日持 表書庵原云々、 関東野心既現行云々、今(2)(3)(4) 注進状三通、 幷善得寺坊主注 其外

進状、彼是五通遣之了、

現形すと云々。今川金吾入道・同下野守・葛原等 進同前なり。 二十八日、 もこの門跡へ注進状三通、 今日持参の由、今川の雑掌申すなり。 河守護方より管領へは昨日注進すと云々。 雨。 長全をもって管領に遣 駿河より注進到来す。 その外葛山・今川方へ注進 わ 関東の野心既に しかりといえど L お 夜陰に及び わ W ね 0 駿 注

かれこれ五通遣わしおわんぬ。状、表書は庵原と云々、ならびに善得寺坊主の注進状、

(1)今川範忠。駿河国守護。(2)鎌倉公方足利持氏。(3)この後の永享の乱(三二五号註(3)参照)の伏線をなす「野心」。の後の永享の乱(三二五号註(3)参照)の伏線をなす「野心」。の後の永享の乱(三二五号註(3)参照)の伏線をなす「野心」。の後の永享の乱(三二五号註(3)参照)の伏線をなす「野心」。の後の永享の乱(三二五号註(3)参照)の伏線をなす「野心」。の情額細川持之の尋問を受けており、その中に「駿河国境」の情額細川持之。(1)日記の記主、満済をさす。(11)庵原は三二六号にもみえる。(12)富士市。臨済宗。現在廃寺。二六号にもみえる。(12)富士市。臨済宗。現在廃寺。



# 永享七年 乙卯(一四三五)

# 頼春・憲頼の依頼により涅槃図を描き、奉納する。二月十五日、霊彩、浄居寺住持友石明訓および檀那大森

三 涅槃図裏書

(3)友石明訓、大森憲頼兄弟。乗光寺三世。(4)大森頼春。たもの。涅槃会で用いられる。(2)乗光寺(小山町)の前身か。(1)釈迦が娑羅双樹の下で涅槃に入る(入滅する)場面を描い

(7)釈迦入滅の日で、涅槃会が行われる。(8)「焉」か。(5)大森憲頼。(6)歳星が宿る場所。年号の下に記す語。

なお文政五年(一八二二)にも再修補されている旨の奥書があえ、この段階で既に大蔵経寺に蔵されていたことがわかる。経寺(山梨県石和町)の寺主海真によって修補されたことがみくり)当涅槃図の作者。(10)本史料の奥には、弘治三年に大蔵

自体は後世の筆によるものか。り、それを含めて全文が同筆であることより、あるいは裏書り、それを含めて全文が同筆であることより、あるいは裏書

中守、持氏と同じ紋章を用いたという。十月二十八日、足利持氏の長倉義成攻撃に際し、葛山:

三三 長倉追罰記(1)

まひ鶴は、 上 中 略)同 の(2) かすまくのもんをかそへける、 抑比は、 12 誉を八州(1) 廻し、 年十月廿八日、 長倉遠江守御追罰として、(3) 永享七年乙卯の六月下旬の事なるに、 長倉遠江守開陣(10) 天智天皇の後胤葛山(4) に振、 此 結(5) 時(2) 畢、 打めくり、 宇都宮相続、 日備中(15) (中(15) (中略) 庵のうちの二頭の 彼の遠江守、 御(新) 次第不同にうち 御所も是を打(16) 御 籌をいはくの(8) 旗 進発 名を日 常 州 佐 本に 争

れがし)」として登場し、攻撃後まもなくの成立とみる説も作者・成立年代とも不詳。但し文中に は作者自身が「某(そ)鎌倉公方足利持氏の常陸国長倉氏攻撃を記した軍記物。

ある。 に同じ。 等綱か。下野国国人。(7)あいつづき。(8)「籌策」の「策」 が落ちたもの。 **倉公**方足利持氏。 (2)茨城県常陸太田市あたり。(3)長倉義成。(4)鎌 垂れ絹と引き幕のことで、転じて陣営・本陣を意味 計画。 (5)結城氏朝か。下総国国人。(6)宇都宮 はかりごと。 (9)帷幕。 帷幄(いあく)

「籌策を帷幄の中(うち)に運(めぐ)らし」は、「漢書」

る。

臣鎌足を祖としている。 系図集四号)・「葛山御宿系図」(同六号)にもこのことが とをいう。 の紋章を示すものとして注目される。なお、「葛山家譜」(別冊 ゆる関八州。「日本」との対句となっている。 (12)それがし。 張良伝にもみえる表現で、陣屋の幕の中で軍略をめぐらすこ 長倉追罰記」 但し次註も参照。 (10)兵を引き揚げて陣営をあけること。(11)いわ の作者自身をさすが、実名不詳。(13)葛山氏 (14)大森氏や葛山氏の系図は、 なお、三七二号も参照。 (15) 実名不 多く中 みえ

> あっても矛盾しないことになる。なお三〇〇号の註(4)参照。 (16)足利持氏も葛山備中守と同じ紋章を用いたということか

十月、 て、双方の支証として葛山景倫(願性)の文書が挙げられ 高野山金剛三昧院と紀伊国興国寺との相論におい

「由良人足目安」(端裏書)(2) 金野□□□三昧院雜掌慶吽重言上、(3) (4) (5) (6) 金剛三昧院雜掌慶吽重言上状案 金剛三味院文書

当寺領紀伊国由良庄人足之間事

状 - 掠申之条、 (20) 僧·守護方奉行所等依被支申、于今不申披而空送年月畢(f) (2) 重而只今歎申之処、結句、人足之外寺家当知行分色々支 其実帯証状及違乱之段、 東御下知状等明鏡也、然而近年自興国寺号願性置文、(12) (13) (14)(15) 右子細□□度申状在之、本願々性・覚心上人自筆状幷関(g) (g) (l) 言語道断猛悪之次第也、 先年 雖歎申、 号高 剰前守護為理 雲 庄<sup>16</sup> 由

禅 無

記されている。従ってこの実雄に比定するならば、

たとされ、その実子箱根別当実雄には

「葛山備中守」と註

持氏方で

成敗申破(24) 3 (23) 珠阿弥・

無謂子細申掠之旨申之、任往古支証被致

運

のは、三二〇号等に照らしても考えがたい。

しかし「葛山家

少なくともこの段階で葛山氏が足利持氏に与同している

によれば、

大森頼春は葛山氏から大森氏に養子として入

り珠阿弥 次第なり。

:

謂

わ

れなき子細申し

掠むるの旨

日申す。

僧。

あ

まっさえ前守護の理

一運たる成敗を申

古 破 0

0 支証

12

任せその沙汰を致さるれ

ば憲法

0

裁断

か 往

訴

知 其沙汰者憲法 全寺務、 裁(数25) 弥為 致御 歟、 祈 何可為非 禱 精 誠 拠26) 重 謹上 早任本 如 件、 証 二文預 御

下

#### 永享七年十 爿 H

高 野 Ш 金 剛 昧院雜掌慶吽 重 ねて言上 事

一寺領

紀

伊国

由良庄人足

0

間

の

右子細 乱 国寺より な に及ぶの 3 びに は 願 関 先度申 東御 段、 性 の置文と号し、 下 状 先年歎き申すといえども、 いあり。 知 水等明 本 鏡なり。 願 その実なく証状を帯 願 性 覚心上人の L カン れども 高雲庄 自 近年 筆状 0 L 興 由 違

家当知 さねてただ今歎き申すのところ、 今に申し披かずしてむなしく年月を送りお と号し、 行分色 禅僧 × 支えだよう 守護方奉行所等支え申さるるにより、 に掠め 申 すの条、 結句、 言 人足のほ わん 語 道 ね 断猛 カン 悪 丰 カン

(9)言上状に同じ。

(10)葛山景倫。

(11)無本覚心。

興国寺開

ため、 何ぞ非 り 寺務を全うし、 かさねて謹上、 拠たるべ け んや。 い 件のごとし。 ょ 早く本証文に任 い よ御祈禱 0 精 誠を致さん せ御下知

に預

のことをいう。 にした文書をいうが、 (1)和歌山県由良町。 (3)「高野」の誤写。 中世では(箇条書ではない)訴状・陳状 (2)本来は見やすくするために箇条書 (4)欠損部は 「山金剛」。

(6)本号のような言上状(申状)では、 高野山金剛三昧院は和歌山県高野町。 奥付には差出人・宛所のいずれをも書かない。 差出人は通常冒頭にみ (5)次号にもみえる。

は 山金剛三昧院と興国寺の、 三〇二号参照。 (8)欠損部は 由良荘人足をめぐる相論につい 者、 先」と考えられ (7)高野

Щ には一三六号を指す。 三三号参照。 (12)鎌倉幕府が発給した下知状。 (13)明らかなこと。 (14)由良町。 具 (体的 15

正当性の有ることを主張する。 人の申し出に対して、支障を申し入れる文書。 (18)紀伊国守護畠山氏。 (19)抵抗、 (16)由良町 抗弁すること。 (17)興国寺側の 20

(21)偽り

次号による。

なお、本号・次号の時点での紀伊国守護は畠山

主張をする。

(22)大内義弘。

明徳三年から応永六年まで在職

しい判断。公平な裁断。(26)道理によらないこと。持国。(23)道理にかなった裁断。(24)いずれも不詳。(25)正

## 永享八年 丙辰(一四三六)

# に、紀伊国興国寺側の押妨を訴える。

六月、

高野山金剛三昧院、

葛山景倫

願

性

の置文を根拠

高野山金剛三昧院住持謹庭中言上(1)雜掌慶吽(2)(3)

#### 中略

護大内方・ 対馬守難! 紀伊国 寄以来寺: 如 中略 元被沙汰付当寺畢、 [由良庄地頭職者、 歎申、 家知行処、 ・当守護方雖: 依無御沙汰不達上聞之条、 自興 近年立帰無故押妨之間、 出沙汰、 (国寺人足以下欲押領之、(8) 去文永元年本願主願生、(6) 願生置文明鏡 不便次第也 ナル 属 上者 松 4 前 寺 田

敬信、 御 近比当寺両度依炎上、堂塔・仏閣悉焼失之間、 企造営之砌、 代 々御祈願所、 寺領 両所共仁: 寺領相違之段、 今始而以 被止非分押妨、 寺御建立之儀、 忽一寺滅亡也、 全知行專寺家興行、 有 所詮雖為 只今欲 中 興 御

弥為奉祈天下泰平・御願成就、謹庭中言上如件、

永享八年六月 日

高野山金剛三昧院住持謹しんで庭中言上す。雑掌慶吽

(中略)

5 き申すといえども、 元のごとく当寺に沙汰し付けられ 沙汰を出だすといえども、 人足以下押領せんと欲 願生当寺寄 紀伊国 帰 り故なく押妨するの 由 良庄地頭職 進 以来寺家知行のところ、 御沙汰なきにより上 は、 す。 間 願生の置文明鏡なる上は、 前守護大内方・ 去んぬる文永元年本願主 松 田 お 対 馬守に わ h 興 か。 聞に達せざ 属 当 国 近年立 守 寺 L て歎 護方 より

(中略)

る

の条、

不便の次第なり。

領相違の段、たちまち一寺の滅亡なり。所詮御代々く焼失の間、ただ今造営を企てんと欲するの砌、寺一、近ごろ当寺両度炎上により、堂塔・仏閣ことごと

儀をも らに 分の 0 3 御 押妨を止められ、 祈 んがため、 L 0 願所たりといえども、 て、 よいよ天下泰平 中 興 謹しんで庭中言上、 の御敬信あ 知行を全うし寺家の興 御 りの 今始めて一 願 成 寺領両所ともに 就を祈りたてま 件のごとし。 寺 御 行 建立 |を専 非

良町。 なお本号では、 した訴状を庭中申状(言上状)という。 き上の支障を直接担当の機関 (福岡県宮田町を中心とする荘園)と紀伊国由良荘とを指 (5)一六四号参照。 (1)和歌山県高野町。 )実質的には雑掌慶吽が担当したことを示す。 (12)本文書で論所となっている、 (9)大内義弘。 粥田荘 (6)葛山景倫。 に関する部分は中略した。 (2)住持は宥済。 (10) 畠山氏。 (庭中方)に出訴すること。 (11)松田貞清。 (7)「進」 筑前国 (4)和歌山県由 本文書の差出 粥田 脱 (3)訴訟手続 かっ かか 幕府奉 いた)荘 良町。 8 山山 但

# 永享十年 戊午(一四三八

の加勢を、駿河国守護今川範忠に命じる。七月晦日、幕府、葛山駿河守の注進を受け、上杉憲実へ

就関東之時宜、被相副蔦山駿河守書状、御注進之趣、三宝 管領細川持之施行状写 足利将軍御内書幷奉書留(2)

国人方へ遣状候、自其可被付候、恐々。 (12) (13) (14) 可有合力安房守之由、被仰出候、仍被成下御教書候、可有合力安房守之由、被仰出候、仍被成下御教書候、 則

披露申候了、

抑合戦事必定之由、

雖不

及注

進、

不(日2)

今河上総介殿 (15)

御教書を成し下され候。 安房 も合 御 関 注進 東の時宜につき、 守 っに合力あ 0 0 事必定の 趣、 すなわち披露申し候い るべ 由 葛 き Щ 0 注進に及ばずといえども、 I駿河守 由 国人方へ状を遣わし候。 仰 せ の書 出 おわ 状を だされ候。 んぬ。 相副 記えら そもそ 不 れ 0 H

13)次号を指すと考えられる。(14)差出者と宛所の格の差に

「謹言」の語は省略されている。

より付けらるべく候。恐々。

実名不詳であるが、駿河守は三一七・三一九号にもみえ、幕 等を集成した室町幕府の文書集。編者・成立年代不詳。一冊。 等を集成した室町幕府の文書集。編者・成立年代不詳。一冊。 収載文書は応永年間から嘉吉年間に及ぶ。(3)具体的には足 収載文書は応永年間から嘉吉年間に及ぶ。(3)具体的には足 収載文書は応永年間から嘉吉年間に及ぶ。(3)具体的には足 で破り、幕府方の関東管領山内上杉憲実と決裂したことをい う。これ以後、永享の乱に発展する。(4)「葛山」の誤写。 ま名不詳であるが、駿河守は三一七・三一九号にもみえ、幕

から、守護今川氏から独立した勢力であったと見做される。(り)関東管領山内上杉憲実。(り)六代将軍足利義教の御判御教書。現存せず。(12)次号の狩野(11)将軍足利義教の御判御教書。現存せず。(12)次号の狩野(11)将軍足利義教の御判御教書。現存せず。(12)次号の狩野(11)将軍足利義教の御判御教書。現存せず。(12)次号の狩野(11)将軍足利義教の御せる。(5)将軍への上申。(6)必ずそ実名不詳であるが、駿河守は三一七・三一九号にもみえ、幕実名不詳であるが、駿河守は三一七・三一九号にもみえ、幕

とより、同年に比定される。(16)今川範忠。駿河国守護。ない。(15)本文書の前後に永享十年の文書が写されているこ川持之の署判があったと考えられるが、ここでは写されてい

三六 管領細川持之奉書写 足利将軍御内書幷奉書留が入部するに際し、葛山駿河守らに忠節を命じる。 が入まするに際し、葛山駿河守らに忠節を命じる。

関可被致忠節之由、被仰出候、恐々、 「を河国半国山東事、今河左衛門佐入道入国、毎事無等 「を河国半国山東事、今河左衛門佐入道入国、毎事無等

八月十九日

底原周坊入道殿 由河備前入道殿(3)(4)(4)(5)(6)(7)(7)(8)(7)(8)(9)(10)(11)(12)(13)(14)(15)(15)(15)(16)(17)(17)(18)(19)(10)(11)(12)(13)(14)(14)(15)</l

等閑なく忠節を致さるべきの由、仰せ出だされ候。恐駿河国半国山東の事、今河右衛門佐入道入国す。毎事

々。

なお本文書には管領細

二日条)を在所とした。 津・富士氏らとともに、永享五年守護今川範忠に敵対して敗 記」永享五年閏七月五日条)とみえ、「安部山」(「同」八月十 宛所が一括列挙して写されている。(7)もと相模から伊豆 以下の八名に出された文書がいずれも同一文面であるため、 留」に収められた前号にかけて永享十年に比定されるが、す 書の日下には管領細川持之の署判があったと考えられるが、 護として「入国」したと考えられるが、前註史料によれば、 職に補任され下国した範忠に続いて、京都より山東の半国守 府と強い結びつきを有した。(3)永享五年六月に駿河国守護 記事では「右衛門佐入道」とする。応永末年には在京し、幕 居する者もいる。(2)今川貞秋、仲秋子。「満済准后 の住人であるが、この時期には「駿河国々人」(「満済准 でに在国している永享五年とみる説もある。なお本文書では、 ここでは写されていない。(6)同じ「足利将軍御内書幷奉書 義教の仰せ。(5)本文書は書状形式の奉書である。 永享五年にはすでに駿河に在国している。(4)六代将軍足利 永享五年七月十九日・二十日・閏七月一日・九月十日条等の (1)宛所の人名より薩埵山より東の意か。但しこれより西に なお狩野氏は、本文書にもみえる興 なお本文 日記 后 H  $\pm$ 

阆 我的名字 けっちを伝言がきて 為行風中國·事人行為我令人回由 原本するたらを国しるときいるない りわまるこまの田子のやでじって 後後をこる大が不日本とから 鼓他也多地作品的中軍沒是不 事をあるううなまでいたといれる る主選行社をつるりにとって 自己はなるとうとうなるまたろかり、おからかないちらいきのなってはなるというというかんになっているという なる用はくなる、生にあってたる うっつい 岩である てあれれ あなり列記らう傾するり うかれる 命れ方でなる さ

今川範忠は などを返付している。 範忠奉書写 七月五 の誤写。 七月十九日条)、 H な (10)興津国清。 実名不詳。 足利義教の命により、 晦日条)。 お (諸家文書纂所収興津文書)の段階にいたると、 「衛門入道」とする読みもある。 (11)(12)いずれも実名不詳。 (8)「葛山駿河守 三二〇号にもみえる。 京都への召喚が議され 永享七年十一 興津国 月十二日駿河守護今 [清に対し本知行分 実名不詳 14 )由比氏 (13)「周 9 カュ

「同」

ている(「同

カン

12

九月十 Ħ 敗 幕府 九 軍 沼津間門に退く。 足利持氏方の大森憲 方葛山氏は今川氏に 頼 箱根別当 実

休

めける、

先

属して幕府方に加勢する。 雄兄弟に 今川記 匹 ○東京都○東京都

代官 京都 杉 1+ 中 より持氏(1) 寺 る 務 間 少輔 尾 左 衛(5) 遠江 持 公の 房 案内者 玉. 討手の大将として、 住 可 治 部少 横 12 頼 地 輔教 同6 勝 九月 間 朝 田3 + 先 御簱を給り 故 陳4 日 成禅秀の子 箱 として、 根 Ш 「を越 t 伊 息上 発 1+ 向 豆

> 処に、 字に突てかゝりし程に、 る程 にもたまり にて討死 のことく山 寺尾 河 ic 百騎斗にて、 筥根 野10 持氏の 左 L 小笠(1) 原(1) 得 |別当大森の人々くつきやうの悪所| 衛門兄弟 三河 す 上 より 御 沼津 · 武(12) 味方、 水(至) • 深手負 懸 遠 真 下しけ 江 0 大森伊豆守(7) 門<sub>16</sub> に . の 京方人々散々打. 辺にまちか 人々、 ツに成て、 T 引退く、 陳を取てしハらく息をそ れ 多以て此 京勢引退 け、 . 同 第二 箱 根法 + 負 高 度 所 Щ 横 目 より一 15 日 にてうた EIJ8 攻 引 地 等 0 来る 合戦 わ カコ ハ 文 嶋 1715 爰

に、

れ

然に 戦 相 足柄 海 上. 州早 老名上野介以下三 杉 原掃部助 15 今 陸 Ш 憲直 奥(守20 Iを越 JΪ JII 尻 Ŀ 一総介泰範、 (17) 打 成(田22 大将として、 T 斎藤 関 負 と云 本19 け 加賀守 れ 0 所に 宿 百余人発向す、 京都 に 押 陣 家 人肥 階堂下総守(21) 寄、 葛山を先 0 を取る、 仰 田 同 を蒙 勘 七 月<sup>23</sup> 廿 今川 是を 解 かけ り 由24 宍戸 聞 関 几 勢関本を立て、 0 足 大将として、 日 T 口 持氏 備 寸. 散 几 郎18 前 K 萩窪 公 15 守 責 小

て鎌倉へ引返す、討死し、憲直を初め二階堂・宍戸・海老名悉く敗軍し

馬を急がせ。(16)間門。沼津市。(17)「範忠」の誤り。 杉憲直。この年金沢(神奈川県横浜市)で自害する。(21)以下 原政康以外は実名不詳。 寓岩信好による頭註は省略した。(18)以下の四名のうち小笠 重。(13)究竟。おあつらえむきの。(14)けわしい場所。(15) 関所。三島市。 雄の当合戦での活躍は、「永享記」「北条記」「相州兵乱記」 頼弟。箱根別当。大森頼春・実雄兄弟もまた、応永二十三年 伊豆国守護代。(6)永享十年。(7)大森憲頼。(8)実雄、 の上杉禅秀の乱において鎌倉公方を庇護した。なお憲頼・実 が、いずれも実名不詳。(4)「陣」。以下同じ。(5)寺尾憲清。 (1)鎌倉公方足利持氏。(2)犬懸上杉氏憲。(3)同族である 「足利治乱記」などにもみえるが、省略した。(9)箱根水飲 (10) 実名不詳。(11) 小笠原政康。(12) 武田信 (19)神奈川県南足柄市。(20)宅間上 なお

四一了如今日土日城本公子家在根明書

木をのくしくつきやりなるある りったんのとく

あとうかりをれ、京海川退き 三次了る

おうなん 帰年をいる ぬとなるろくと

一条記り、お食のいる人ななりとなる。

の三名はいずれも実名不詳。

十月」の誤りか。

(24)以下の三名はいずれも実名不詳。

(22)神奈川県小田原市。(23)

上総介範政ニ三子アリ、一男範忠兵部少輔、F (2) (1) 会川家譜 ○国立公文書館内閣文庫所蔵 (1) 続群書類従

少弼氏定カ女、応永十五年戊子五月出生ス、二男範頼小上総介範政ニ三子アリ、一男範忠兵部少輔、母上杉弾正

鹿

小

五郎、

其弟範慶小鹿摂津守

ト申

テ三人アリ、

男範

シ 下 京都 師幷大森式部少兄弟カ為ニ(3) シテ、足柄山ヲ越テ相州関本へ発向シケル処ニ、 忠ノ代ニ、 向 ヨリ テ、 持氏為退治、上杉持房大将軍ヲ承 鎌倉持氏ト管領上杉憲実ト不和 永享十年 一九月十 討負、 -日箱根 京勢三 Ш 合戦 嶋 リ、 ノ事 箱 沼津ニ引卒 アリ 御 根 持氏 別当法 旗 ラ帯 テ、 =

日合戦シ、鎌倉勢ヲ不残打取テ、其儘鎌倉へ攻入ケル、リ足立・本庄已下三百余騎相州早川尻ト云処へ出向テ終

書に採録した「今川記」とは別本である。(2)前駿河国守護(宗長)が仮名書きにしたものを、天正四年、宗陰沙弥の子が(宗長)が仮名書きにしたものを、天正四年、宗陰沙弥の子が書写したと伝える。一巻。なお本書とほぼ同じ本文で、前後書写したと伝える。一巻。なお本書とほぼ同じ本文で、前後(1)今川氏真にいたる今川氏歴代の系譜的合戦記。柴屋老人(1)今川氏真にいたる今川氏歴代の系譜的合戦記。柴屋老人

今川範政。(3)式部少輔。前号にみえる伊豆守憲頼のことか。

(4)以下いずれも実名不詳

足利持氏方の大森氏一族を破ったことを京に注進する。九月二十四日、遠江国守護代甲斐常治、一族の大谷氏が

三 看聞日記

軍、大杜一族共討死、頭十二、三上洛。、於甲斐下向途廿四日、晴、聞、遠江国人大谷一族、大森合戦、大谷勝

中行逢、

則立早馬注進云々、且珍重也

二十四四 の使、 を立て注進すと云 大谷勝軍し、大森一族共討ち死にす。頭十二、三上洛 甲 H - 斐下向途中に 晴。 聞く、 々。 遠江国人大谷族、一大森と合戦 お カン 0 1 て行き逢う。 が 0 珍重なり。 すなわち早馬

変常治。遠江国守護代。(3)討ち捕った首のこと。(4)甲(1)実名不詳。(2)大森。(3)討ち捕った首のこと。(4)甲

#### 永享十二年 庚申(一 四四〇

の遺児に応じて、 七月から八月、 大森憲頼・箱根別当実雄兄弟、 結城合戦に参陣する。 足利持氏

朝を御たのミ有りしかハ、甲斐~~敷たのまれ申、 其後持氏公の御子二人日光山にかくれ給ひしか、 隠居有り、 其後上杉憲実も主君を亡し奉り、めいわくして出家(4) (2) (3) (4) 勢も少もひるます、 勢も数十馳下り、 人馳集り、 들 て上杉持房・同舎弟教朝、 今川記 其比信濃大井越前之結城の加勢に(空) 弟兵庫頭清方代官として、 籠城 しけれい、此 四 已に四方を取巻攻けるに、 日夜旦暮に合戦し、 ○東京都○東京都○東京都 由京都 御旗を帯し馳下る、 ~ 申 関東の成敗を司 更に落 上 一る間、 籠る処の猛 へきやう 結城氏 御代官 鎌倉 数百 る

森伊豆守、13

鎌倉をうか

1

ひけると聞 州馳向ふ、

今川上

平<sub>(5</sub> 塚<sup>15</sup> に

し程に、上杉三郎重方上(11)

又箱根法印(12) えしかは、

•

兄弟大

不詳。

(18)国府津。

神奈川県小田原市

馳来ると聞え

もなし、

介範政に被仰、

駿河勢を引率して足柄山を越て、

陳616) 東り、 木県日光市。(8)かいがいしく。(9)いわゆる結城合戦であ る。 王丸。「結城戦場記」によれば当年十三歳と十一歳。(7)栃 によれば、平塚布陣は八月。 森六郎首」(「北条記」 紙」・「結城戦場記」等があり、「上野一 ける大森氏関係史料としては、 重方、憲実弟。(12)実雄。 するも、幕府軍の攻撃を受けて翌嘉吉元年四月落城する。 (1)関東管領。(2)故足利持氏。(3)まよい、まどうこと。 (10)大井越前守持光。信濃国住人。次号参照。 4)雲洞庵長棟高岩と号す。(5)足利持氏。(6)春王丸と安 14)「範忠」の誤り。 氏朝は持氏の遺児を結城城(茨城県結城市)に迎えて挙兵 同蒲原播磨守国苻津に陳取て待かけたり、(エン) (ユメ) は「大森三郎首」とする)がみえる。 (15)神奈川県平塚市。 (13)大森憲頼。なお結城合戦に (16)「陣」。 他に「永享記」・「鎌 揆分捕首」として「大 以下同じ。 「鎌倉九代後記」 (11)山内上杉 (17) 実名 倉大草

324

#### 壹 永享(1)

等とも

ほぼ同文である。

(2)神奈川県藤沢市。

(3)関東管領

山内上杉憲実。

(4)永享十二年。

(5)神奈川県横浜市。

6 9

村<sub>(2</sub> 岡<sup>2</sup> 合戦 事

中

略

長棟 八 月九 庵(3) は、 七 月 八日4 神奈川 城8 に(9) を立、 其<sub>(0</sub> 比<sup>10</sup> 野(6) 唐(7) 子(7) 逗留

L

前守持光、 日 御所(11) 小 Щ 庄 祗 成、 粛 旗 揚、 石給、 臼 井(12) - 迄押来ると聞 信 濃国 住 大井

け 越

n

は、

為防之、

上杉三

郎

重方、

玉

陣

為相

州 松

分<sup>13</sup> に

古

T杉修理:

大(3)

相

州

高麗(5)

0 下

· 徳 宣<sup>16</sup>

15 取

取

陣、

又筥根

持朝。

20 ک د

 $\widehat{21}$ 

山内上杉清方、

憲実弟。

前号には、

(17) 実名

播 城 別当・大森伊豆守、 磨(17) 後攻、 は、 参共 玉. 府 申 津 け 0 道(18)に れは、 元来無弐の御所方なりけれ 陣取 今川上総介平 T 待 懸たり、 塚に 持朝与管領 取 陣 は、 為結 蒲 原

清

方21

路次

0

軍

勢を駆催

可

七

月

# 九日、

結城

にこ

そ着給ふ

不詳。 現在の天台宗慶覚院。 埼玉県東松山市。 奈川県海老名市。 12) 碓氷峠。 着」に同じ。 (18)蓮台寺。 長野県軽井沢町と群馬県松井田 (10) そのころ。 (7)東松 (4)扇谷上杉持朝。 神奈川県小田原市。 16 )徳延。 山市。 (11)故足利 神奈川県平塚市。 (8)栃木県 (15)神奈川県大磯町。 時宗。 持氏の遺児方。 町 小山 0 (19)扇谷上杉

13

神

享の乱、 (1)室町 関 東の形勢を記す。 時代の 結城合戦や古河公方・ 軍 記 なお本号は、「北条記」・「鎌倉大草紙 者 成立年代ともに不 堀越公方の対立など、 詳 卷。

永

に関東管領を代行したことがみえる。

的

### 嘉吉元年 辛酉(一四四一) 永享十三年二月十七日 改元

### みえる。 これより以前、 大館記の諸侍名字書出に、 葛山氏の名が

諸侍名字也、 諸侍名字書出 。応永 永享比 御書こ ○天理大学附属天理図書館所蔵大館記所収昔御内書符案 在之、 中楯松嶋殿 興 津津 美

作

木白三 庄 田 猪頭 苗型 代也 分 古尾谷 椎葉 毛呂 水守 築波 小 発智 峰 岩 岩嶋崎田 長江 賀嶋 就田 石川 大村 由 比 土佐 葛 吾山 那 大屋 田

> 七日付将軍足利義政御判御教書写には、 参照)。また、「御内書案・御内書引付」 奉行人飯尾清藤奉書案、 同七日付将軍足利義持御判御教書案 武蔵国に関係する葛 所収寬正三年十二月

収応永二十七年七月二日付管領細川満元奉書案、

同日付幕府

所

えることにより、その一類の可能性もある(「佐々木文書」

国人一揆である。

この一

揆の関係史料中に葛山定藤の名が

とは武蔵・上野両国の源氏の中小武士らによって構成され 書出のなかには、上野国白旗一揆の頭がみえるが、白旗

山遠江守がみえる。

鮎川 会津 使夫 四保 竜 崎 ∛∭南 倉 野 田 長倉 松岡 沼部 赤 須 色部 月切 新沢 飯

口

るが、 に収める。 (1)本号、 この 年次不詳であるが、しばらく永享末年(嘉吉元年) (2)興津・賀嶋・ 「葛山」が駿東郡の葛山氏を指すかどうかは不詳。 由比等、 駿河国の侍名字もみえ

二揆

「勝福寺本願」とみえる。

#### 文安元年 甲子(一 几 四四四 嘉吉四年二月五日改元

宝徳元年 己巳(一 四四九) 文安六年七月二十八日改元

### 明訓、 四月二十七日、 没する。 中島村勝福寺の開山で乗光寺三世の友石

乗光寺寺産明細帳

世而住東勝、 当(山1) 中島村勝福寺開山也、(5)(6) 俗姓大森頼春公長子、 出

世友石明訓大和尚(2) 文安元年四月廿七日示寂、(3)

実雄の兄弟。乗光寺二世外峯明雲(応永三十一年正月十六 (1)雲居山乗光寺。小山町。(2)大森憲頼・氏頼・箱根別当 В

没)の後を継ぐ。(3)乗光寺には、「前住当山友石訓和尚、 安甲子元年四月廿七日申刻」と刻まれた宝篋印塔が現存する。 文

円覚寺派。 行勇(一三四号註(5)参照)。 (7)「大森系図」(別冊系図集一号)によれば、 開 Щ (5)小山町。 (6)臨済宗 頼春

(4)東勝寺。神奈川県鎌倉市。

臨済宗。北条泰時開基、

退耕

四番、 正月、これより以前、 在国衆として、葛山氏の名がみえる。 幕府奉公衆の名簿である番帳の、

文安年中御番帳(1) ○国立公文書館内閣文庫所藏群書類従

公方様御番衆、 至五番、文安年中自一番、

(中略)

儿 番

中略

在国(3)

佐野太郎左衛門

勝田 湯川新 宮上

能登入道 庄司

杉原民部 大和二郎

丞

野介

高田 Ŀ 野 入道

小早川

右

京亮

萩左京亮

葛(小早川) 輔太郎

久下三郎左衛門

同孫太郎

左衛門

(中略)

之礼義幷書札以下、可有分別者也、 (9) (5) (6) (7) (8)

諸侍

(1)文安元年五月から六年正月までのある時期の室町幕府奉公衆の名簿。一~五番に編成されている。(2)将軍。(3)在公衆の名簿。一~五番に編成されている。(2)将軍。(3)在

公方樣御番殺 五五番 文安年中文安年中部番帳

四番

1

在國般

高田上野入道を野を多左衛門とかる人和三郎

小早川輔多島友康門

葛山

身分)を守ること。(9)礼儀。

支える直接の基盤。(8) 﨟(ろう、年功を積んで得た地位・

(7)将軍に近侍した御目見以上の直勤御家人で、将軍権力を

疎遠な関係にある者。(6)番編成ごとの奉公衆の統率者。

勝田能堂入道

同孫方郎となれる事見

侍之禮義妄書礼以下有方别者也在諸大名外报服者頭奉召服依其私之号崩林

328

外宮神領目

以権

中略

#### 享徳元年 壬申(一 四 五二 宝德四年七月二十五日改元

これより以前、 伊勢神宮外宮の神領目録が作成され、 大

外宮神領目録(1)

沼鮎沢御厨が見える。

進

神職。

権禰宜とは

正員

0 ほ カン

12

任

上ぜら

れた禰宜をいう。

注

宮(2) 御所知諸神領 目 録

合

伊勢国

(中略)

駿河

玉

大津御厨白布三 十端

雑紙

三百

H 帖

大沼鮎 沢御 厨5 布 六端

小 楊津 御(6) 石 雑用 米十 七 石 云水

最代冊、 ·禰宜延経神主之本書写出訖(®)

> 照。 外宮の所領を書き上げた目録。 東部・小山町南部に (8)ごんのねぎ。 (3)領知する所。 (2)ここでは外宮の諸事務を執り行う文殿(ふどの)。 禰宜 (4)島田市。 かけての は神 主 の下、 地域。 九三・二三四・二四九号号参 (5)裾野市北部から御殿場市 祝(はふり)の上に位する (6)焼津市。 (7)一冊。

(1)宝徳年間に作成され、永正年間に書写された、

伊勢神宮

329

康正元年 乙亥(一四五五) 享德四年七月二十五日改元

次六の名がみえる。

正月、これより以前、

幕府奉公衆番帳の四番に、

葛山源

三 室町殿文明中番帳 (1)

文明十二三年比御相伴衆(2)

○茨城県水戸市

五ケ番著到(4)

番

(中略)

(中略

花機也以伊勢か変入道形おくかぐまな 右名文的年中後先为两所移徙とらい

作れかれたん 月奏四郎

葛山源次六(6)

高山上野入道

久下三郎左衛門 本郷千代若丸

同三河入道

同下総守 宮上野介

(中略

同信濃(5)

四番

佐野豊左衛門入道

杉原因幡守

日新花人丞 葛山原次六 作せるたちつろろ 言山上班入道 月 个悠守 京上野外 我时经正九伤门

月三的入道

月 信濃守 月三郎

秋原同情さ 日华人作 本郷 る代為九 久十三郎左传 和田中势还人为

京極中卷天輔政輕 國持外樣衆

斯波松豆 富山左衛门依義統

治都大輔義良

和川兵都力輔 贵州 山岩左衛门射政を 島山左衛门督及長機等

在图象

(不許複製)

細川九郎政元

一色丸京大支長春 赤松兵就去輔則秀

文明十二三年比御相任衆

管領

帳中の伊勢氏の名がすべて外されているほか、

群書類従本

同新蔵人丞

同彦四

郎

同隼人佐

佐野下野入道

(中略)

和田中務丞入道

道所持之本、令書写訖、(?)(7)(8)

伊勢加賀

人

(中略)

(1) (2) 右、室町殿文明年中番帳、以伶人東儀出雲守本写之、 (9) (9)

延宝九年辛酉秋七月(12)

(1) 宝徳二年正月から享徳四年正月までのある時期の幕府奉

御相伴衆」も同一系統の写本である。群書類従本にみえる番御相伴衆」も同一系統の写本である。群書類従本にみえる番番帳」「同在陣衆名簿」「光源院殿諸役付」と合わせて一冊。番帳」「同在陣衆名簿」「光源院殿諸役付」と合わせて一冊。番帳」「同在陣衆名簿」「光源院殿諸役付」と合わせて一冊。

(12)以上の二行は異筆で重ね書きされている。

着到。 名不詳。東儀氏は、江戸時代の雅楽師の家。 れているが省略した。 にはみえない。また、以下に群書類従本と同文の奥書も写さ り以下の人名が、群書類従本では欠落している。 御相伴衆同前 所代・御移徙東山已後御供衆・御部屋衆・ 衆(此内国持衆在之)・申次・走衆・侍所・所司代 は欠落している四番奉公衆の末尾が補えるという特色を有す 文庫本では以下、管領・在国衆・国持外様衆・外様衆・ (貞陸甥) またはその子貞知か。 「五ケ番着到」より後ろに記されている。 内閣文庫本では (2)内閣文庫本の外題の根拠であるが、 これより以下が奉公衆番帳となっている。 ・同前申次の順で人名が記載されてい 「葛山深次六」とする。(7)伊勢貞 (9)雅楽寮で雅楽を奏する者。 (8)以上の奥書は群書類従 申次·御方御所様 (3)彰考館 群書類従本では (11)一六八一年 (6)実名 (5)これ ·政所 (10)実 内閣 ·政 御 4 助 供

331

#### 康正二年 丙子(一 四五六)

丁卯

六月廿二日」「八代

永禄己巳

五月廿九日」「九代

天正十三年乙酉

五月十日」。(3)年のこと。

三月十九日、 定輪寺開山住持の石塔が造立されるという。

開<sub>(</sub> 山<sup>2</sup> 壹 石塔(1) ○裾野市桃園

丙子(3)

康正二

十九日 三月

甲辰天 る。 能。 のものと思われる。 銘文は、下部の円塔石に刻まれている。 四代 (1)現在、五輪塔・宝篋印塔の各部が組合わされているが、 なお、 それぞれの銘文は以下の通りである。 永正十七庚午 九月廿二日」「三代 本墓地には、二代以降の歴代住職の卵塔も存在す 円塔部の高さ92㎝、 十二月九日」「五代 文亀三癸亥天 なお、 径 32 cm。 二代 天文三甲 四月 刻字より後世 (2)春屋宗 + 文明十六 七 H



とが鎌倉大草紙にみえる。 これより以前、 竹之下出身の大森氏、 小田原城を築くこ

起て、 取ル、 近郷 小田原の城を取り立、近郷を押領す、(9) (12) を 押領す、 大森安楽斎 入道父子 州岡 ハ竹の下より 崎 0 城4

永禄

五月十一日」「六代 永禄三庚申 十月廿一日」「七代

の鎌倉公方足利成氏と山内上杉氏との抗争を記す中にみられ 勢原市から平塚市にかけて所在。(5)本記事は、 の実母は大森実頼娘。(3)神奈川県三浦市。 (1)山 内上杉房顕、 憲実子。(2)「北条記」によれ (4)神奈川県伊 康正二年頃 ば

よれば、頼春は既に永享三年八月二十八日に没している。 集三号)によれば頼春。但し「乗光寺日牌過去帳」(同二号)に る。よって、ここに収める。(6)「大森葛山系図」(別冊系図

竹之下。小山町。但しこれは大森氏の出身地を記すものであ (7)頼春の子としては明訓・憲頼・実雄・氏頼がいる。(8) この時期に大森氏が竹之下を基盤としていたとは考えら (9)神奈川県小田原市。 正確な築城年次は不詳。

### 長禄二年 戊寅(一四五八)

### 閏正月十七日、水窪住人渡部兼盛ら、 に願文を奉納する。

紀伊国熊野那智社

駿河国富士下方住人願文交名 米良文書

駿河国富士下方住人

渡部五郎次郎兼盛(花押)水(3)水(3)水(1)水(1)水(1)

宮原藤九郎(年) 押

(10)城を築くこと。

衛門太郎(略押

略 略

大木兵衛二郎

御先達弓蔵坊浄春(8) 四郎五郎(略 押 孫四郎 (花押 略

渡部左京助勝(花押)

藤左衛門

青問次郎

長禄二年壬正月十七日(空)卅一度

不詳。(5)富士市。(6)下方横尾郷(富士市)とも考えられる (1)富士市。(2)比定地不詳。(3)裾野市水窪。(4)比定地

だつ。御師に属し、檀那を御師のもとに導く者。(9)次の俊 市横内町)のことであろう。(7)丸子(静岡市)か。(8)せん が、同じ「米良文書」(六○○号)にみえる「よこをち」(静岡

寛正六年 乙酉(一四六五)

八月、これより以前、 幕府奉公衆番帳の四番に、

葛山兵

庫助の名がみえる。

(端裏書). 三0 幕府奉公衆番帳四番方交名案 久下文書

「四番之帳□ □之、永正十癸酉」

四番

照ともに不詳。(10)閏正月。

久下三郎左衛門尉

田村刑部大輔

葛山兵庫助(4) 中略

荻野弾正左衛門尉

るが不詳。なお三三四・三三六号参照。 まれる四番方のみ写されている。(3)最後の一字は「写」か。 衆の番帳の一部を、永正十年に写したもの。(2)久下氏の含 (4) 「葛山家譜」(別冊系図集四号) には、兵庫頭三綱の名があ (1)長禄三年末から寛正六年八月までのある時期の幕府奉公



文正元年 丙戌(一四六六) 寛正七年二月二十八日改元

閏十月二十五日、本蓮寺玉蔵坊、師日朝葬儀の導師をつ

とめる。

一勝山記 ○山梨県勝山村

文正元年戌閏十月廿五日

共/弟子七十人、導師、御弟子/内本蓮寺玉蔵坊、甲州東郡久速立正寺開山先師日朝上人御死去、未剋御甲州東郡(1) (2)

県身延町、 に比定する。 えるべきであろう。(2)山梨県勝沼町。 であるから、ここでは立正寺の所在する「休息」 (5)小山町。 (沼津市)住持本果院日朝。 (1)「妙法寺記」では「久遠」。 日蓮宗)の末寺となったのは、天正十九年のこと 日蓮宗。 (6)『小山町史』第一巻は第二代日東 (4)葬儀において引導を渡す僧。 しかし立正寺が久遠寺( 日蓮宗。 の宛字と考 (3)光長寺 (山梨

### 応仁元年 丁亥(一四六七) 文正二年三月五日改元

#### 八月九 日 桃源院開 燈(銀) 山興国玄晨、 七 ○東京都○東京本○東京都 没する。

堙

日

本

洞

F.

聯

豊天叟祖 寅禅師 法 嗣

(中(2)

悟道、 H 浪 住、 何是新年頭仏法、 江 州 新豊興 円、 見色明心、 而生其心時如何、 師 良久曰、 日、 問、 国 達磨不、来、東土、 菊発去年叢、 国玄晨禅師、 不」因:夜来雁、 聞声悟道、 師 日、 師 日、 得二法於天叟(4) 師享徳甲戌素(8) 千古万古 人人日用、 二祖不」往二西天 枝上鳥帰花影動、 争識:海 振二嘉 春、 見色聞声、 継」席 声 門 往 秋 一駿 問 住 州、得 僧問、 水中 持、 以一何為 応 作 魚没 ||麼(5) 無 示 三 山 衆 所 如

戌 験となさん。 達磨東土に 帰き 新年 生を作して すること五 お の心を生ずる時は を 雁 聞 た 江 り。 0 して影動き、 振 よそ殿堂既 12 きて道を 州 うう。 春、 頭の よらず、 新 衆に示 駿州に 仏法を如何せんと。 問 3 十年。 悟 来たらず、 道を悟 国玄晨禅師、 2 師日 して日 15 る。 備 往 水中の かでか まさに わく、 わ き、 如 る。 人 しわく、 時 る。 何 K 名卿鉅公、 山を大平郷に得、 魚は ٤ 海門 住む所な やや久しくして日 0 菊去年の叢に発く。 祖 法を天叟に得、 院 日 西天に往 浪に を桃 師日 0 用、 色を見て心を明らめ、 秋を識 師 没して わく、 源 色を見て声を聞 カコ 日わく、 るべ と名づけ、 しばしば致 かず。 る。 円 枝上の鳥は 梵が 千古 僧問 わく、 席 15 跟う。 何 L を継ぎ住持 3 すに をも かる ここに を創る。 万古嘉声 師享徳甲 夜来 これ 問う、 名刹 花に 12 声 2 · 住 そ を

1)曹洞宗の禅僧 の師資相 承の機縁などを記す伝記集。 時

名卿

**郵**(12)

慶致以二名刹·不√応、応永元年八月九(3)

日

をもって応えず。

応仁元年八月九日逝く。

郷9

創-梵刹(10)

凡殿堂既備、

院名

三桃(11) 源11

住,此

Ŧi. 十年、 御一左右を相待給ふ処に、京都公方様は管領細川右京兆(4) (5) (5) 京都の御難義あらは馳上るへき由の御用意にて、京家の京都の御難義あらは馳上るへき由の御用意にて、京家の

(11)桃源院。曹洞宗。(12)天子。(13)「応仁元年」の誤り。 大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の後序がある。十二巻六冊。(2)中略部分は「武大学頭信允の誤り。

秀恕が享保十二年(一七二七)に完成、寛保二年(一七四二)林

この年、葛山氏、応仁・文明の乱に際し、駿河国守護今

**三** 今川記 四 国立公文書館内閣文庫所蔵

川義忠の後陣として上洛する。

公ハ豆州様と御相談有り、分国の仕置有、軍勢を催し、上り、合戦やむ事なし、上下闘争かきりなし、今川義忠応仁元年より京中に軍起りて、五畿七道も乱れ、軍兵馳応仁元年より京中に軍起りて、五畿七道も乱れ、軍兵馳

ゆる知り教でゆまうちんはえなうろうい ひらおけるないでんてますしためのえれの 之了一只在你一里不多人看山智吃不好 山名方(連するとするをある今川表思と 風へうちつうちゃったろうる降へり上勝る けりまきってあるのは一方名であるうか るろれはけ、このおくなりなりないあるそと流 とう使なまとれていてくろっというだい ちろんりといろしんとるをうとろ 享之你到了公家公家 獨松國子秘安之 うそううううきして、夕回の勢子を持り 一時でそのはでという人からあべばぬ を信し、多数のは歌りかしははこうくきや 八夏易振とりを該方で子園のはある金祭 シャるして関すっすると今川家と 名不是你公私的也可以此名细的军事了 山京教公方被多答成 如川 在意思情之時 起了多人我七道を引き軍多此方 全動を るこのないめて、風に元年了る中三軍 一多天二人多了人我,多名不将軍比修了多

勝元御 原・新野を先として、(16) (17) 分国 ると聞えける間、 の勢千余騎引率、 向 有りしか、 味にて、 今川 後に 花の御所に御座、今出河殿(8) ハ西陣へ御上洛有、(9) 先陳原・小笠原(13) 義忠いつまてかくて有 笠(4) 山名方へ迎奉 原・浜松・庵 (15) 八伊勢国 へきとて、

波守等也、 後陳ハ高木蔵人・葛山・朝比奈丹(18) (19)

> るか。 二〇・三二六号にもみえ、 浜松荘(浜松市)を本拠とするか。 笠原荘(大東町ほか)を本拠とするか。 市)を本拠とするか。(13)実名不詳。(14)実名不詳。 (17) 実名不詳。二七九号註(9)参照。 駿河国庵原郷(清水市)を本拠とす (16)実名不詳。庵原氏は三 (15) 実名不詳。 (19) 実名不詳。 (18) 実名不詳。 遠江 遠江 20 **E**

と称された。(4)御一 め入部できず、 義教子。鎌倉府の公方として下向した政知は、 (1)いくさ。(2)駿河国守護。 伊豆国堀越(韮山町)に居したので、 報。(5)足利義政。 今川範忠子。 幕府八代将軍。 (3)足利政知、 関東騒乱のた 堀越公方

義政の夫人日野富子は実子義尚(春王丸、 教子。兄将軍義政の養子となり、 名持豊(宗全)。但馬・備後国などの守護。 京兆家と称した。(1)京都の幕府を指す。(8)足利義視、 (6)右京大夫の唐名。 (11)「先陣」。 継嗣争いから応仁の乱が勃発した。 以下同じ。 管領細川氏は多く右京大夫に任じ、右 (12) 実名不詳。 細川勝元の支援をうけるが、 遠江国原田荘 (9)京都市。 幕府九代将軍)を推 足利義尚方の総帥 10 山

遠江国高木郷(竜洋町)を本拠とするか。

朝比奈俊永か。

る。

## **応仁二年** 戊子(一四六八)

### (1) この頃、京都・鎌倉間の宿として、車返が見える。

**三** 経覚私要鈔

上百廿里、

自京大津

出(7

三里(8)

原町。 事 では 3 収める。 (1)與福寺別当、 れ は ている。 四年までのものが断続的に残る。 加。 応仁二年の末に載せられているため、 (5)沼津市。 なお (8)「実暁記」では「六十三宿在之」と割註が (2)滋賀県大津市。 「実暁記」にも、 大乗院門跡経覚の日記。 (6)神奈川県茅ヶ崎市。 ほぼ同じものが永禄元年に写 (3)瀬田。 現存八十二冊。 応永二十二 しばらくここに 大津市。 (7)「実暁記 この記 年 (4)蒲 から あ

# 文明二年 庚寅(一四七〇)

この年、大森氏一族の安叟宗楞、定輪寺に入る。

○東京都○東京都(2)(3)(3)(2)(3)(3)(4)(5)(5)(7)(8)(9)(9)(1)(1)(2)(3)(4)(5)(5)(7)(8)(9)(9)(1)(1)(2)(3)(4)(4)(5)(6)(7)(7)(8)(9)(9)(1)(1)(1)(1)(2)(3)(4)(4)(4)(4)(5)(6)(7)(7)(7)(8)(9)</l

謁 祖祖伝来衣、 山河大地、嗒然明徹、(9) :海蔵寺於早川、 (12) 「春屋于大雄、一日閲」首楞厳経、 (8) 以証焉、 永享年中、 趨詣陳」旨、 相州小田原城主大森氏、(1) 屋<sup>10</sup>喜 至清 溢:顔面、 亡」何視二篆能之(13) 浄本然云 何忽 乃 生

徙, 定輪、示衆挙、梁武帝問, 達磨大師、如何是聖諦第一諸嶽、宏激, 揚洞水之波瀾、文正元年尸, 最乗、文明二年諸嶽、宏激, 揚洞水之波瀾、文正元年尸, 最乗、文明二年建, 海蔵寺於早川、聘, 師為, 開 山始 祖、亡, 何視, 篆能之

義(19) (20) 磨云、 六年九月念二日、(23) 諸禅徳還会麼、 廓然無(21) (21) 声玉笛起二高楼、 遺訓誡門人、畢奄然順寂、(25) 帝云、 対レ朕 狼藉梅花満」地休、 者 誰 磨 春秋八十 云、 不 識 有 +

八矣、

幼齢に なす。 師諱は宗楞、 者は誰ぞ。 磨云わく、 缸 15 す。 に溢る。 然明徹として、 に大雄に謁す。 + を尸り、文明二年定輪に徙る。 を亡視し、宏く洞水の波瀾を激揚せん。 建て、 六年九月念二日、 吉 帝 玉 永享年中、 何ぞたちまち山河大地を生ずると云うに至る。 笛 やや長じて一 して尾州瑞泉寺に入る。 達磨大師に問 師を聘きて開 すなわち祖々伝来の衣を付して、 高楼に 磨云わく、 廓然として聖なし。 字は安叟、駿州の人なり。 趨やかに詣りて旨を陳ぶ。 相 起 き、 州小田原城主大森氏、 日首楞厳経を閲して、 時諸老の門に参訪す。 門人に遺誡し、 う。 狼 識らず、 山始祖となす。 藉たる梅 如 何これ聖諦 諸の禅徳、 帝云わく、 衆に示して挙ぐ。 無因因公を拝して師 花地 畢りて奄然として 0 何ぞ篆能 に満ちて休す。 第 清浄本然に 大森氏に出る。 文正元年 海蔵寺を早 還り会すや。 もって証 ここに 朕に対する 屋喜び顔 義なり。 春 梁の 最 諸 嗒 乗 JII 面 屋

> 清淨本然云何忽生山河大地略然明微遊龍 **怒順放春秋八十有八矣** 花攝地休十八年九月念三 **一義磨云廓然無聖帝云對朕者**雜磨云 徙定輪不聚學溪武帝問達磨大師如何是聖 **激楊洞水之波瀾父正元年尸最乗**父明 早川聘師爲開山始祖公何視蒙能之諸療宏 享年中相州小田原城主大森氏建海藏寺於 陳旨屋書溢顏直乃付祖祖傳來天以證焉永 諸老門因調春屋于大雄一日閱首楞嚴經至 尾州瑞泉寺拜無因因公為師稍長麥訪一時 師諱宗楞字安奏駿州人也出大森氏幼齡人 撰 扶桑 不識諸禪德還會麼一聲玉笛起高樓狼藉梅 海藏寺安交楞禪師傅 一月遺誠門人畢奄 45

五世宗能。(7)大雄山最乗寺。

(8)禅宗の重要な経典。(9)

陶然」に同じ。(10)春屋。(11)不詳。大森憲頼か。

(13)「何亡視~」の誤記。

(14)最乗寺。

前

揭。

12 15

曹洞宗。

(16)中国南北朝時代の南朝の

国名。 定輪寺。 田原市。

五〇二~五五七年。 裾野市桃園。

(17)蕭衍。

梁の始祖。

(18)禅宗の

順 寂す。 春秋 八十有八。

犬山市。 文書)があり、後者には大森氏頼の名もみえる。(4)愛知県 明十四年)五月初九日付置文写(「相州文書」足柄下郡海蔵寺 は、 門前町)にも住した。なお安叟宗楞を差出とする文書として 奈川県小田原市。 享保二年(一七一七)刊。 上諸祖伝」 (1)湛元自澄 文明十年六月十七日付書状案(「香雲寺文書」)や壬寅(文 報恩春屋宗能禅師法嗣によれば、能登国総持寺(石川県 原典の返り点とは一部読みかえたところがある。(2)神 (5)不詳。(6)最乗寺(神奈川県南足柄市、 に続く曹洞宗禅僧の伝記集。雲光主蔵山良機の編 の「日域洞上諸祖伝」、徳翁良高の「続日域 曹洞宗。 四巻二冊。 (3)安叟宗楞。「日本洞上聯燈録」 なお、本号の読み下しで 曹洞宗) 洞

> 六年九月二十二日。 輪寺に住した。(25)たちまち、 棟・石室林・天叟林・光応威」の十人。 執着しないこと。 「天室運・模堂範・学甫富・無方相・竺翁符・智海哲・材庵 (19)究極の真理。 22 か。 (24)前掲 (20)達磨。 疑問をあらわす助辞。 「日本洞上聯燈録」によれば、 安らかに死ぬこと。 (21)心を広くして悟りに なお学甫(永)富は定 (23) 文明十 (26)享年

八」とある。 八十八歲。 なお前掲 「日本洞上聯燈録」によれば 「春秋九十

### 文明三年 辛卯(一四七一)

#### 六月十四日、 神田・同八幡原関等を、 駿河国守護今川義忠、 由比光英に安堵する。 和泉荘内八幡 神主

駿河守護今川義忠書下写

<del>三</del>

駿河国由比郷内跡、同(2)由比左衛門尉為光・同(2) ○国立公文書館内閣文庫所蔵御感状之写幷書翰(1) 由利上関(3) 壱所. 同郷

·同所小串方小名·同国和泉庄内八幡(5)

神主職幷神田・同八幡原関壱所(๑) 事(ӡ)肥後守知行、 (象) 人別五文正税米 除朝比奈 ・同所小串方小名・同国 宝処院殿御判旨、 為給恩所宛行也者、 守先例可

右、

任

致沙汰之状如件,

文明三年六月十四日

治部大輔(花押)

由比勘解由左衛門尉殿(12)

(1)戦国期武将の発給文書を中心とする領主文書集。

編者不

近世中期成立。三巻。その上巻が由比氏の文書集となっ

ての職務及び経済的権利。(8)清水町。 は「泉庄」とみえる。清水町。(7)清水八幡神社の神主とし 不詳。(6)戦国時代にみえる泉郷あたりか。なお四○七号で ている。(2)由比町。(3)由比町。(4)朝比奈泰盛か。(5) (9)関銭が一人あた

国守護今川義忠。(12)由比光英。 り五文であったことをいう。 (10)今川範忠の院号。

(11)駿河

物

人足以下の

事、

本願

たび

たび

御

成

#### 文明 九年 T 西 儿 [七七)

高野山 七月十 . 日 金剛三昧院に、 幕府、 葛山景倫 紀伊国由良荘の得分を交付する。 (願性)の置文を証拠とする

 三 三 幕府 奉行人連署奉書 高野山文書 金剛三昧院

同新 高野 山 田 金 剛 佃 名田·麦有田 (4) 味院雜掌中、 一并惣庄 当 院領紀州 所済(5) (5) 由 良 庄<sup>2</sup> 人足以下 地頭半分 事、 任:

本願 置(6) 度々御 成敗之処、 興 (国(8) 毎: 度 違乱 云 甚 示

口

被仰下也、 文明 然 九 早退彼妨、 年 七月 仍執達如件 + 沙汰付当院 日10 雑掌、 和 可 泉前司 被全領知之由、 花 押

守 護 (13)

大 和 前(2) (花押)

高野 分 同 Щ 金剛 新 田 一味院 佃るだ 維掌申 田 麦有田、 の置文に任せ、 す 当 院領紀 なら U 州 K 由良庄 惣 庄 0 地 所 頭 済 半

> ろなり。 付け、 るべ 敗 のところ、 からず。 領知を全うせらるべきの由、 よって執達件のごとし。 早 興 3 国 一寺毎 カン 0 妨げ 度違乱すと云 を退け、 仰 4 々。 院 せ下さるるとこ 雑掌に は なは 沙沙汰 だし

か

政御判御教書 日付で由良荘地頭職の段銭以下諸役を免除する前将軍足利義 四号参照。 にそれぞれ出され 貢納物。 (7)この間の相論の経過については、三〇二・三二三・三二 (4)米麦二毛作で麦作している田 (1)和歌山県高野町。 (6)葛山景倫(願性)の置文(一三七号等)を指 (8)由良町。 が、 高野山金剛三昧院・畠山左衛門督(政長)宛 ている (「高野山文書 (2)和歌山県由良町。 (9)前将軍足利義政の仰せ。 地の意か。 金剛 三昧院 (3)領主直営田 (5)納入すべ 10)同

所

紀伊国口郡守護代遊佐長恒 11 清貞秀。 幕府奉行人。 かる (12)飯尾元連。 同国守護畠山政長の代官 幕府奉行人。 13

### 文明十年 戊戌(一四七八)

十月、 大森・葛山・竹下・ 藤曲 「の四氏、 紀伊国熊野那智

社の檀那としてみえる。

花蔵院旦那書立写 米良氏諸国旦那帳(1) H

乾

(表紙か)

文明 十年成戊 拾月吉

出羽国之帳ニ入』

の檀那の名簿。

花蔵(2)

旦那田地花蔵院之分、道助アソハシ候本ザ六』(3)

僧都道助書之、」

(6) (7) 一円、但、大夫先達引除(8)(9) 五拾五貫文(10)

相模国、 (中略)

備後守知行分一

円

] 院 書 立

駿河々、 ヨリ

渡(部16 族一 一円、善成房(17)

一相州(11) 大森・葛山・行卜・藤曲、(12) 四<sub>(</sub>流<sup>13</sup> 円、

四拾五貫文(15) 廿五貫(18)

(1)熊野那智大社実報院の社僧米良(めら)氏の有する、全国

実質的には檀那からの得分を書き上げた財産

不詳。 蔵院への上納銭を宛てる檀那の田地。(4)花蔵院。(5)実名 号も参照。(2)那智山花蔵院。 のことを指すか。 また以下にみえる人名から「駿河」の誤記と考えられ 下「々」は「国」であるが、ここでは「州」と重複している。 なく一般の農民。 目録としての性格を有する。二巻二冊。 (4)不詳。先達か。(15)先達の勝覚院を通じて花蔵院へ上納 (1)「竹下」の誤写か。大森氏の一族で小山町竹之下の住 (8)参照。(10)備後守知行地より花蔵院への上納銭。 曾我氏か。 (6)「曾我」の宛字。(7)じげ。侍 (13)以上四氏はいずれ (8)御師(おし)の称号。(9)三三九号註 和歌山県那智勝浦町。 なお三三九・六〇〇 も駿東郡 0 衆では (11)以 (3)花 住 る。

勝覚(14)

される額。 (18)善成房を通じて花蔵院へ上納される額。 (16)不詳。三三九号にもみえる。(17)不詳。

## 文明十一年 己亥(一四七九)

三月、これより後、葛山氏広、京都清水寺の再興勧進に

柱を施入する。

清水寺再興奉加帳(1) 成就院文書

清水寺再興奉加帳(4) 大功徳主富子(5)

六本百二十貫

本世貫 (中略) 駿河国葛山氏広(6)

(後略)

とともに清水寺本坊。本来臨時請負的な勧進聖(願阿弥)集団 付勧進帳に続けて写されている。(2)京都市。現在は宝性院 (1)東京大学史料編纂所架蔵影写本では、文明十一年三月日

345

が、永正年間以降、本願職を梃子に清水寺に根付いたもの。

(3)京都市。法相宗。(4)応仁・文明の乱で焼失した清水寺

た勧進に対する奉加(寄附)を書き上げた帳。なお願阿弥に出た勧進に対する奉加(寄附)を書き上げた帳。なお願阿弥による本堂の造畢は同十六年六月、本尊の開帳は同十八年四月でる本堂の造畢は同十六年六月、本尊の開帳は同十八年四月である。(5)日野富子、八代将軍義政夫人。三四三号註(8)参ある。(5)日野富子、八代将軍義政夫人。三四三号註(8)参加帳中で唯一の花押(但し影写本では字の輪郭をなぞった籠力を視したまま次丁に移って、朝倉孝景記され、さらに余白を残したまま次丁に移って、朝倉孝景記され、さらに余白を残したまま次丁に移って、朝倉孝景記され、さらに余白を残したまま次丁に移って、朝倉孝景記され、さらに余白を残したまま次丁に移って、朝倉孝景記され、さらに余白を残したまま次丁に移って、朝倉孝景にある。 (越前国守護代、文明十三年没)ら越前国の奉加が続いている。 係にみえることから、氏広の奉加はそれより以前とも考えられるが、奉加した場所も含めて不明の点が多い。よって勧進と解する。



帳奥付年にしたがって、しばらくここに収める。



### 文明十二年 庚子(一四八〇)

六月、太田資長(道灌)、 伏見・黄瀬川の里にて歌を詠む。

**돌** 平安紀行(1)

ふしみといふ所にて、

さの白露 夜をこめておきにけらしな呉竹の なひくふしみのけ

黄瀬川 の里にて、

山

姬

のい

かにさらして白妙の

浪の衣やきせ川のさと

(1)太田資長(道灌)の和歌集。一

初め上洛に旅立ったことがみえ、その途上に詠んだものであ **#** 冒頭に文明十二年六月

る。

(2)伏見。清水町。

### 文明十四年 壬寅(一四八二)

七月十九日、 葛山氏の押妨を停止する。 幕府、 一曾我教助の知行する沼津郷に対する

知行分駿河国沼津郷事、就葛山押妨、(1) 壹 幕府奉行人連署奉書写 号代官職、 ○国立公文書館內閣文庫所蔵座右抄 五 云々、 被成奉書之条、無

知之由、 所被仰下也、 仍執達如件

次第也、 相違之処、

所詮早任御成敗之旨、

退違乱之族、

弥可

被全領

重而可入部

事実者言

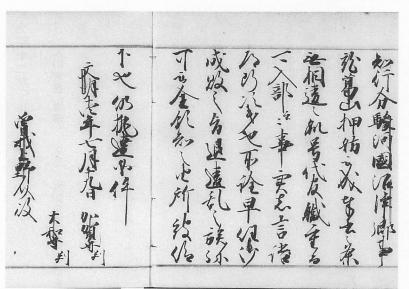
道断

文明十四年七月十 九 H

大和(4) 加賀(3)

會我上野介殿(5)

詮 部 知行分駿河国 さるるの条、 すべ 早く御成敗の旨 しと云々。 相違なきの処、代官職と号し、 |沼津郷の事、 事実たらば言語道 に任 せ、 葛山押妨につき、 違乱の族を退け、 断の次第なり。 重ね 奉書 5 て入 『を成 よ



り。よって執達件のごとし。 よ領知を全うせらるべきの由、仰せ下さるるところな

(1)実名不詳。(2)代官としての職務に付随する経済的権利

この年、光長寺大坊、空席となる。

(5)曾我教助。将軍足利義教・義政・義尚に仕えた奉公衆。(3)飯尾清房。幕府奉行人。(4)飯尾元連。幕府奉行人。

これに従えば大坊そのものが焼失したということになる。となったことをいうか。なお「妙法寺記」は「ヤク」とし、(1)沼津市。(2)大坊を務める僧が「明ク」、すなわち空席

法弟

なり。

#### 文明十七年 乙巳(一 儿 八五

同寺学甫永富の法弟である槃脚寺の老僧が祭ることに感 九月二十日、 万里集九、 定輪寺前住安叟宗楞の命日を、

袖

月

遅

畔

-

す

各

津

今

朝 浦 DI

樂

脚

對

面 =

光

老 亳

> 主 迷

改人

罗脚

造走 N 碳

号剛

有

T 事 舟

7

-lite

克

Ð

里

脚

楊師十

陵嗖遍

之值

晨 樂

宿脚

忌和

以高

前祭

語倡

じて、 풀 偈を贈る。

梅花無尽蔵(1) ○東京都図立公文書館内閣文庫所蔵

呈槃(2) (4)(5) 二十日、適値繋脚和尚祭先師安叟之晨、 (8) (9) (9) 宿忌以前呈

7上方先解鞋 (3) 沿過越桃 (II) (II) 永富 禅 師印 之法

弟12

也

槃脚和

白毫光万八千皆 銀

来扣 椀<sub>17</sub> 盛

三為大会斉 (18)

士峰擎出半空雪

叟の己辰を祭るに 槃脚に呈す二十日。 値あ たまたま槃脚の う。 宿忌 以 前 にしい 和尚 偈ぎ 0 を 呈 先 す 師 安

巴稜三転と挙揚してこればりようさんてん きょよう を語 る。

槃脚 0 和 尚 は すなわち桃園山定輪寺の永富禅師

0

危

可

L

士 来 雨 松 to 師 槃 峰 逢秋 脚 舟 客 上 之 簷聽 方 法 和 者 出 4 弟 先 尚 半 金 待 斜 易 忠 雨 空 也 砸 路大 雪 桃 晴 想 鞋 園 負 三 同 白 晓 銀 مل 忠 = 亳 旅 定 丈 边 同 行 盛 老 輪 势 樣 行 寺 為 万 聽 行 盤 大 1 永 客 柘 + 固

B

+

南 道日

雷

禅

移 遣 搜 刻 脚 1. 1 樂 ż 河 大 脚 地 寺 枢 24 前 而 9 通 舟 子 路 甚 述 访 本 穢 粮 無 岸

H

与真

卷

に皆。 来って上方を扣ね、まず鞋を解く。 斎に会するを為さん。 士峯擎げ出だす半空の雪。 銀椀に盛りて大いに 白毫の光は万八千

む引用。 八千世界のこと。 (18)「斎」。 (16)富士山。 法事の時に出す食事。 (17)「巴陵三転」 節 に

(13) 寺。

(14)仏の眉間にあって光を発するという毛。

号以下三五六号までは、文明十七年、 で関東に下った際の作である。 (1) 京都相国寺雲頂院の禅僧万里集九の漢詩文集。 なお同書の註釈については、 集九が太田道灌の招き 七巻。 本

は + の老僧(三五五号参照)を指す。 市木武雄『梅花無尽蔵注釈』(続群書類従完成会)を参照した。 (2) 槃脚寺。 日。 安叟のあとに「相州総世寺開山」の語がある。(5)己辰 (4)安叟宗楞。 現在の盤脚院。 三四五号参照。 藤枝市。 (3)「続群書類従」本では二 曹洞宗。ここでは同寺 「続群書類従」 本 0

(6)忌日の前夜に催す仏事。 (きしん)が一字に誤写されたもの。 (7) 偈は仏を讃える四句 死者の祥月命日 のこと。 の詩。

号註 陵出身の顥鑑が、 (8)「挙揚」。ほめあげる。 (24)参照。 10 )裾野市 三五五号にもみえる。 師雲門との 桃園。 (9)南漢の僧雲門の法嗣で岳州巴 曹洞宗。 間に三つの機転のきいた答えを (11)学甫 (12)同門 永富。 の弟弟子。 四  $\mathcal{F}_{i}$ 

> 九月二十七日、 万里集九、 浮島ケ原・ 桃園定輪寺 千本

松原を訪れ、漢詩を詠む。

浮島(1) 梅花無尽蔵 ○東京都 回立公文書館內閣文庫所蔵 (6) 浮島在富士西南

足鷹南畔浪痕昏

細

足

江. 如帯隔芦根

中略

千本松原(11) 同日、 望六代祠、

入定輪寺卸鞍

本松原六代祠 看鳴鼓 鴉 西落照隔苔移 右兵衛佐?

馬

如

浮島

原

二十七

浮島は富士の西南、

足鷹山

0 前に

あ

50

富士の南

日。 永明 を出 でて 桃園 Ш 定 輪寺に 猟 近 赴く。 群

(15)万

L 右 + 本 兵 囲 松 + 星 循 ND 原 本 面 别化日其 下学 定 依 播 寒緣桃师剪 輪 六 松 南 上 堂 場 大 原 阮周安有干 方 近 祠 上 見面叟也時 证 静同 东禅撃 七 hF 群 雅 寺用 学 垂 严 脚 十 卸望 馬 10 也老魚 H 鞍六 挽 電 芝 世 看 A. 服 备 方輪之日 尚 鸣 隣 寺陆 永 祠 頗 慰 再其 兄富八二 皷 苦 1 定 奥山 基间日十 移 聘

都 谪 秋 足 鹰 2 奥 E 僧 -en 河 榆 南 海 宇 攤 進度 陽 苯 畔 岛 停士 無 禹 也 = 浪 Z 羽 有 相 貢 產 夠 X 痕 書 唇 树 馬 呅 足園二 相 H 13 細會 山十 X 间 水用 細步是 定七 12 4 有 陽 江、处 明裝 等 漁 傳 进 廊 孝 蔟 3 3 帯 士泽永 有 和名 事 浮 之岛明 夷 旬 尚養 島 芦 南在赴 鱼 相是 根 原 其富挑

> 隔だ つ。

0 足

ع 鷹

秋色なお迷う羽

八の寶、

江 伝 る

|帯のごとく声

0 は、

南

浪痕香

のとこ

ろ 細

浮

島

ケ原 根え

そ 畔

0

傍

12

人穴

細さ

江ら

等

あ

な 聞

り。 す、

中 略

千本松原同日 六 代 0 洞を望 む 定輪寺 15

入

0

鞍

を卸ぎ す。

移 千. 本 る。 松原に六 右兵衛佐 代 猟場 0 涧 近く。 あ 50 群馬看るがごとし、 鴉がらず 西话 落照苔を 鼓を鳴 隔 T

らす

時。

岩流 波 富士市・ 2 1)沼津市から富士市にかけて愛鷹山 0 )永明 あ 0 表 裾野市・沼津市・ 寺。 面 (8)「続群書類従」本は 0 富士市。 みが 固まり、 曹洞宗。 中にできた穴。 長泉町にまたがる死火山。(5)溶 (3)裾野市 「秋声」。 帯に広がる低湿地帯 (6)細い川。 桃園。 (9)仙人。 (4)愛鷹山 10 7

(12)平維盛子。

穴。

ここでは前記の人穴のこと。(11)沼津市。

狩の狩場 八八号参照。 (13)西の空に落ちる夕日。 (14)源頼朝。

(15)巻

Ш

は

四

面を囲みて上方深し。

一日挽留い

#### 学甫永富に偈を贈る。 九月二十八日、 万里集九、 桃園に再び宿泊し、 定輪寺の

둪 梅花無尽蔵 ○東京都
回立公文書館内閣文庫所蔵

呈定輪堂上 一師学甫 和(3) 永富、洞下尊宿也、槃脚老人之生 (5)(6) (7)(6) (5)(6) (4)

留余再宿、 需方丈再興化緣疏見別巻、 (9) (10)(11) 完安叟禅師也、定輪寺其山曰 桃園、

井 機拳即知音 (16) 几 面 上 方深 日挽留頗慰心 百二十趙州四 甲子迎 茶

従諗

のこと。

(14)年

月。

(15)湯のみ茶碗。

16) 真の友人。

Ш

輪寺は + 定 の法兄にして、蓋 歳、諱を永富と曰う。洞下 輪 堂上 そ 前学前 0 Щ 「を桃園」 和尚に呈す二 لح しその師 日 う。 余を留 は安叟禅 の尊宿な 十八日。 8 り。 再宿 師 学甫 な り。 槃脚老 せ 時 L 15 む。 定 七

方丈の再興・化縁の疎を需む。

別巻に見ゆ。

知ち む 音。 百二 十は趙州の甲子。 茶盃纔に挙ぐればすな し、頗る心を尉 わ

北省。 楞。 禅宗寺院の住職の居所、 のこと。(6)すぐれた老師。 (1)定輪寺。 (4)法諱(ほうき)。 疎 (9)寺院の長老・住持 同 の誤り。 地の観音院に住し、 裾野市桃園。 勧進文のこと。 得度の際に またその住職のこと。 (2)堂頭(どうちょう)ともいう。 0 趙州古仏と称される、 (7)同門の兄弟子。 居 師から授かる号。 所。 12)ひきとめる。 (10)教化 0 (3)学甫永富。 大 (13) 中 (5)曹洞宗 (8)安叟宗 唐の高 1 11

### 九月二十九日、万里集九、 桃園定輪寺を出て足柄 へ赴く。

蕓 梅花無尽蔵 二 国立公文書館内閣文庫所蔵

箱根雖近小桃源(6) 桃園赴足柄(2) 尚隔神巫三 一曰足柄、々々為近、暁陰及旦 (3)(4) 二十九日、自桃園赴相州、有田 一島村 歩不臨 一両道、 快晴、 、箱或作筬、 H

Ш

似恨

直

出

坂 鞋 最 毬 超 侠 東 3 足 寺 出 放引 不 A 長 事 逢 柄 畔 丸粉 图 H 河 倉 .1. 本 蹈 預 出 7 A 軽 雞 補 民 沙 其相 宿 雕 初 家 糟 漢 霜 渡 字 之 用 煙 不河 屋 有 是 账 最 歐 馬 同日 水 桑 淡 促 A 连 煙 也毯 渡 古 鶶 根 中 the 毬 刹 捣 世 柳 炊 駿 7 树 声 藤 之 液 .1. 河 湿 沢 雨 北口 天 通 范 也 科 13

箱 百 步 根 伊箱 -1 7 虫 临 根 出 + 在 临 近 趙 近道 桃 相 寺 14 11. 100 夏 31 伊 31 豆 有 112 桃 甲 應日 赴 其 恨 足 及箱 5 源 子 .1. 罹 地 强 且根 柄 5 清 逐 直 尚收一 茶 尋 関 隔 精回国二 盃 脚 1. 足 本 焦 神 箱芝 幾 柄 不 巫 或杨 相 抃 = 作; 31 即 本同 島 菠 郇 ; 有 大 村, 驐 最圆 苗

尋足柄

排8

朝(9)

遂不入伊豆也、(10) (11) (11)

桃

園

を出でて足柄に赴く二十九日。

桃園

より

相

州

15

足柄を尋 隔 箱 根 つ。 ٤ は る。 赴くに、 小 箱、 ねて朝暾に抃 歩 桃 足柄を近しとなす。 山 源 両道あ 12 15 或いは篋に作る。 臨 近しといえども、 まざる り。 せ は恨め ん。 に日 暁陰 しきに 「く箱 なお神巫 日 12 根 及 似 びて た り。 12 0 快 日 晴とな く足柄 直 島 ちに 村 を

箱根は伊豆

0

疆か

にい

あ

0

遂

に

伊

豆

12

は

入れ

ざるな

0

源郷。 方形 足柄市との境。 桃園山定輪寺をさすもの 1)定輪寺。 んの箱。 「小」 「箱根」を は 裾野市桃園。 (3)夜明 中 国を「大」とみた日本の卑 「篋根」とも書くということ。 方の かっ (2)足柄峠。 闇。 (7)三嶋大社 (4)朝 小山 日 が出る時。 の巫女(みこ)。 町と神奈川 称。ここで (6)桃 (5)長 県 南

8)手を打つ。

ここでは朝日に

向かい柏手を打つこと。(9)

日の出。(10)境。(11)箱根は 「伊豆境」にあるが、 伊豆国と

はならなかったということ。

この年、光長寺大坊が定まり、多宝塔も造立される。

·七旦/トノ(中略)光長寺大坊宅玉フ、(1) (2) 勝山記 ○山梨県勝山村
富士御室浅間神社所蔵 同多宝造立、

うことになる。(3)多宝塔 従えば焼失(三五二号註(2)参照)した大坊が造営されたとい いうこと。なお「妙法寺記」には「営玉フ」とあり、 (1)沼津市。(2)「定」か。大坊をつとめる僧が定まったと これに

## 文明十八年 丙午(一四八六)

山口・浮島ケ原・千本松原などを廻り、 十月一日、これより後、 京都聖護院門跡道興、 和歌を詠む。 葛山・須

弄 廻国雑記 ○東京都

あしたか山をながめて、

うき雲のあしたか山ハはやけれと なつめるこまそす

しむともなき

カン :つら山をこえ待れ ハいい つれの木すゑも落葉して、

のさひわたり見えけれ

成6 冬かれに名のミのこりて葛山 まさきも蔦も色そまれ

すはま口といふ所より富士のふもとに至りて、

雪をかき

よそにみし富士の白雪けふ分ぬ 心のミちを神にまか

せて (中略

るらつをはまとしてはるくりのはんりいまりか はたのしていってるとはなさきてきともたにな りるけんでくちょうるとのもしからかって いっとくつりているのかっとうしい りきゅうたけいるまかん 一面の白きかからなりらればめのかっ 雪かんなて くるのういわりるてあるい

うかまいりかいとやりんできつとからあていいい うていてられかれいきれましてきとる りそうらばからく

うき嶋か原をなかめ侍れハ、松原とおくくれか(8) やう~~月すみのほりけれ しりて、

たちつ、く松の葉こしの波分て(10) 月の御船もうき鳴か

原

٥ 原。(9)千本松原。(10)葉越。葉の隙間から透いてみえるこ 引用される。(7)須山(すやま)口。裾野市須山。(8)浮島ケ 後詠まれたものと考えられる。(2)愛鷹山。富士市・裾野 年成立。五巻。前後の記述から、これらの和歌は十月一日以 葛の古名。(6)以上の二首は、「景島山略縁起」(四六一号)に くすすまないこと。(4)葛山。裾野市葛山。(5)真拆。定家 市・沼津市・長泉町に跨がる死火山。(3)泥む。はかばかし (1)聖護院(京都市)門跡道興(近衛房嗣子)の紀行文。長享元

この年、 光長寺別当、 甲斐国小石和。 栗原で行道する。

莹 勝山記 ○山梨県勝山村高士御室浅間神社所蔵 門 春2 為道 禅

この頃、

道春・

明心の宝篋印塔が造立される。

宝篋印塔銘(1)

○裾野市深良

(7)「妙法寺記」は「被返」。(8)山梨県勝沼町。 「妙法寺記」には「アリ」の二字がない。 なお「妙法寺記」では「被返」と読まれている。 (4)衆僧が仏堂や仏像の周囲を右回りにめぐり歩くこ (6)山梨県山梨市。 5

十八 乃至栗原ニテ行道アリ、 では「七日」の二字が、一字につづまって「去」と読まれて 1)沼津市。 戌丙 内(中略)光長寺ノ門 (2)小石和。 別当、小石沢ニテ七日行道アリ、(3)(4)(5) 説法/願主立正寺(8) 山梨県石和町。 (3)「妙法寺 記





cm。(2)不詳。

(1)現存する塔の高さは約5元。

塔身の高さ13

5

cm

幅 18

禅門

宝篋印塔銘(1)

16 5 cm。(2)不詳。

(1)現存する塔の高さは約50m。

塔身の高さ12

5

cm

幅

○これらの宝篋印塔は、中世後期の造立と思われるので、しばらく ここに収める。

